

「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会中間取りまとめ(案)」
に対する意見募集結果

2025 年9月 17 日

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会

「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会中間取りまとめ(案)」に対する意見募集で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2025 年7月1日(火)～2025 年7月 22 日(火)

○ 意見提出数:192 件

(五十音順、敬称略)

	意見提出者		意見提出者
1	一般社団法人新経済連盟	11	スマートニュース株式会社
2	一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構	12	部落解放同盟大阪府連合会
3	一般社団法人日本インタラクティブ広告協会	13	部落解放同盟京都府連合会
4	一般社団法人日本新聞協会	14	Meta Platforms, Inc.
5	一般社団法人日本民間放送連盟	15	LINE ヤフー株式会社
6	X Corp. Japan 株式会社		その他団体・個人(177 件)
7	株式会社フジテレビジョン		
8	グーグル合同会社		
9	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員		
10	国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)		

「デジタル広告ワーキンググループ 中間取りまとめ（案）」に対する意見及びこれに対する考え方.....	4
「デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ 中間取りまとめ（案）」に対する意見及びこれに対する考え方.....	33

「デジタル広告ワーキンググループ 中間取りまとめ（案）」に対する意見及びこれに対する考え方

第1章 本WGにおける検討の背景	
意見 1-1	考え方 1-1
・ 本WGがデジタル空間の広告のエコシステムの保全に向け、精力的に検討を進めていることに敬意を表します。デジタル広告をめぐる諸課題は、広告産業の問題にとどまらず、人々の社会生活や民主主義に関わる大切なテーマです。 ・ 民間放送は、広告費を主たる財源とするビジネスモデルにより、報道と娯楽の両面で、公共的な役割を果たしています。2025年1月22日に民放連が本WGで指摘したとおり、デジタル情報空間の広告エコシステムの現在の状況は、民間放送のビジネスモデルを毀損し、公共的な役割を果たすことの妨げになるケースが多々見受けられます。 ・ 総務省には本意見募集に寄せられる国民・視聴者の意見はもとより、放送事業者、コンテンツの権利者、広告関係者の意見を十分に尊重して、今後の政策を立案していくよう要望します。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	「デジタル広告ワーキンググループ 中間取りまとめ(案)」(以下「本取りまとめ(案)」という。)に対する賛同の御意見として承ります。 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 1-2	考え方 1-2
(該当箇所) P1 3行目、21行目 (意見) 1.「偽・誤情報」の定義が記載されていないため、本文および／または注として記載されることを勧めます。既に先行する「健全性検討会」で定義されている場合も、ここからはそれと同一とも読み取れませんので、改めて定義を明示されるべきです。 2.本 WG における「違法・有害情報」や「偽・誤情報」はその情報の内容や流通する様態について定義されるものであり、発信者の属性や発信の背景には依らないものであると考えてよろしいでしょうか？ 例えば、日本新聞協会は2024.8.20の貴省「健全性検討会」のまとめ(案)への意見書において、『報道機関が取材を尽くして真実相当性を担保してもなお結果的に誤ってしまった情報と、「偽・誤情報」とは明らか	「制度ワーキンググループ 中間取りまとめ(案)」図表1において、「偽情報」は「誤りが含まれる情報のうち、発信者が事実でない事項を事実であると誤認・誤解させる意図を持って発信したもの」、「誤情報」は「誤りが含まれる情報のうち、発信者が事実でない事項を事実であると誤認・誤解させる意図を持たずに発信したもの」であると説明しています。 その上で、どのような情報が偽誤情報であるかについては、情報源やファクトチェック結果等を踏まえて、適切に判断することが求められると考えます。

に異なる』(原文まま)と、発信者の属性や背景に依って「偽・誤情報」から除かれるべき、と主張されています。 3.「偽・誤情報」の定義とともに、「偽・誤情報」かどうかをどのように判定するのか、本文および／又は注において記載されてはいかがでしょうか。 以降の記述では「偽・誤情報」が合理的に判定可能であることを前提としているように見えますが、例えば袴田事件等のえん罪事件であったり、HPV ワクチンに関する薬害疑惑であったり、一時的に正となった情報（その反対の情報は偽）が一転したり、最終的には偽情報として確定しつつもその途上に置いては偽情報との判断が難しいものなど、様々な状況のものがあ、即座に「偽・誤情報」とは断定すべきではない事柄も多いように思います。 【個人】	
第2章 なりすまし型「偽広告」等のデジタル広告の流通への対応	
1. なりすまし型「偽広告」への対応	
意見 2-1-1	考え方 2-1-1
・ インターネット上には放送事業者のコンテンツを加工・切り取りするなど悪用したなりすまし型「偽広告」が散見されます。本取りまとめ(案)が指摘する通り、SNS等を提供するプラットフォーム事業者に実効性のある対応を求める施策の検討が引き続き必要です。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。
意見 2-1-2	考え方 2-1-2
(該当箇所) P2 4行目 令和5年下半期以降、なりすまし型「偽広告」を端緒としたSNS型投資詐欺等の被害が急速に拡大した。なりすまし型「偽広告」は、閲覧者に財産上の被害をもたらすおそれがあるだけでなく、なりすまされた者の社会的評価を下げるなど、なりすまされた者の権利を侵害するおそれもあり、今後、生成AI技術の発展等に伴って複雑化・巧妙化することも考えられることから、一層有効な対策を迅速に講じていくことが必要とされた。 (意見) 広告に関する様々な課題を議論する際の重要な前提として、①広告の内容や表現に係る責任は一義的に広	本取りまとめ(案)において、「デジタル広告をどのような媒体に配信するか、どのような配信方法を採用するかについては、表現の自由・営業の自由の下で最終的に広告主において決定されるべきものである(13頁7行目)」ことや、広告媒体となり得る「SNS等が国民生活や社会経済活動を支える社会基盤になっている(5頁15行目)」ことを指摘していることを踏まえれば、御指摘の点は、議論の前提として含まれていると考えます。

告主にあり、それらに関する問題は、広告主自身において対処されるものであること、②場合によっては媒体や広告関連事業者から広告主に改善・改稿・撤回等を依頼するものであること、③掲載可否の判断は最終的に媒体の自主的な判断によるものであること、の3点について、ご記載いただきたいと考えます。 【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会(JIAA)】	
意見 2-1-3	考え方 2-1-3
(該当箇所) P4 7行目 「ヒアリング総括」及び「フォローアップ」においては、通常の事前審査・事後的な削除等の体制の下で一定の対応及びそれらの公表が行われていると評価できる事業者も存在するが、上記の状況を踏まえると、SNS 等を提供するプラットフォーム事業者における対応が引き続き求められる状況にある。 (意見) なりすまし型「偽広告」を含む詐欺広告について議論する際の重要な前提として、①広告主が犯罪者であり、広告主自身による改善や、関連事業者から広告主に対する改善・改稿・撤回等の依頼のような通常の改善プロセスが機能し得ないこと、②犯罪者がインターネット広告のシステムをあらゆる手段を用いて悪用しようとしているものであり、ゼロにすることは困難であるという前提のもと、デジタル広告に関わる各プレーヤーが自身の機能と特性に応じて、出来る対策をそれぞれ実施することにより、被害を減らす努力をすることが重要であること、の2点について、ご記載いただきたいと考えます。 【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会(JIAA)】	1点目の御意見については、プラットフォーム事業者による広告出稿時の事前審査や事後的な削除等は、なりすまし型「偽広告」等に対して有効であると考えます。 2点目の御意見については、本取りまとめ(案)においては、プラットフォーム事業者や広告主等に必要な対応を促す観点からの議論・検討結果が示されているところ、御指摘の趣旨は含まれていると考えます。
意見 2-1-4	考え方 2-1-4
『デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 中間取りまとめ(案)(意見募集)』の2ページの3行目から4ページの10行目(1. なりすまし型「偽広告」への対応)に対する意見ですが、生成AIを悪用した著名人・有名漫画作品の偽広告を国内・国外の事業者が発信されているケースが多発しており、悪用している広告事業者への罰則を設ける必要があると思います。 【個人】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 2-1-5	考え方 2-1-5
なりすまし型「偽広告」への対応:	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の

出てきても数日ほどで削除できるように、しっかりとした対処ができる体制を敷いて欲しい 【個人】	参考とされるものと考えます。
3. デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリング指針	
意見 2-3-1	考え方 2-3-1
(該当箇所) P5 ・上記のとおり、なりすまし型「偽広告」や商標権等を侵害する広告など ・ひいては、民主主義にも影響を与えるおそれも指摘されている。 (意見) ・Instagram、Meta 広告においては、いわゆるロゴ、商品名など等の商標を無断利用した偽広告のみならず、ドラえもん、ドラゴンボール、名探偵コナン、ジブリアニメなどキャラクターを無断利用した詐欺広告も大量に確認されており、これらキャラクターの権利の保護も明示的に包含される事が理解しやすい記載が望ましい。 ・Instagram に特に選挙期間において大量に掲載された首相、閣僚、政治家、財界人の成りすまし詐欺広告は有権者の判断をゆがめる恐れがあり、また、外国勢力の選挙介入の一端である可能性も否定できず、民主主義への影響に関する記載に賛同する。 【個人】	1点目の御意見については、本取りまとめ(案)において、「モニタリングを実施する広告は、他人の権利等を侵害しており、プラットフォーム事業者において、規約等により事前審査の不承認や事後的な削除等の対応の判断を行うことが可能な広告を対象とする。具体的には、なりすまし型「偽広告」や商標権等を侵害し模倣品を販売するサイトに誘導する広告を想定する(7頁)」としているところ、当該広告の中には、御指摘の内容も含まれると考えております。 2点目の御意見については、本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。
意見 2-3-2	考え方 2-3-2
(該当箇所) P5 12 行目 (意見) 問題となる広告が流通・拡散することで、どのように「デジタル情報空間の健全性が脅かされ」、「民主主義にも影響をあたる」と考えて指摘をされているのか、そのメカニズムおよび具体的な根拠を、本文および／又は注にて示されてはいかがでしょうか？	該当箇所については、デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリング指針(案)に対する構成員の指摘・議論を踏まえて記載しています。なお、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

以降の記述では、これらの「おそれ」が各種施策の正当性の論拠となっていることから、明示が必要に思います。なお、同様に根拠を求める意見は、例えば先行する「健全性検討会」まとめ(案)へのパブリックコメントでも届いています。(考え方 2-8-3) 【個人】	
意見 2-3-3	考え方 2-3-3
(該当箇所) P5 SNS 等が国民生活や社会経済活動を支える社会基盤になっていること等を踏まえれば、プラットフォーム事業者はデジタル空間における情報流通の健全性の確保について一定の責任が求められる立場であり、SNS 等のサービスの利用者に被害をもたらし得るデジタル広告の流通の防止・抑制に向けたプラットフォーム事業者による対策が不可欠である。 (意見) 「プラットフォーム事業者はデジタル空間における情報流通の健全性の確保について一定の責任が求められる立場」であるとの意見に賛同する。 【株式会社フジテレビジョン】	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。
意見 2-3-4	考え方 2-3-4
(該当箇所) P5 3. デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリング指針 (意見) デジタル広告の流通を巡る諸課題について、デジタルプラットフォーム事業者においても一定の責任を有しているという点是否定されるものではない。この点、Google としては、今回モニタリングの対象として指摘されている課題を含めて、広告デジタルプラットフォームの安全性向上のために多大なる投資を行なっている点を改めてご認識いただきたい。また、自社内での取組に加えて、詐欺広告への取組についてはグローバルでの先進知見を有する Global Anti Scam Alliance(GASA)と共同で日本での活動拡大を主導している他、日本インタラ	頂いた御意見は、総務省において、デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリングを実施する際の参考とされるものと考えます。その際、関係事業者等の意見も十分に聞きながら、進めていくことが適当であると考えます。

クティブ広告協会(JIAA)と連携し、詐欺広告のモニタリングに協力している。こうした取組に対する適切な評価をお願いしたい。 その上で、モニタリングの実施については、下記の点を踏まえて改めてその実施の態様・頻度等をご検討いただきたい。 1.今般問題となっている課題については、必ずしも公の場におけるモニタリングが解決に資するものではない可能性がある。特に審査基準等においては既に Google の Web サイト上で公表しているが、これ以上の過度な開示は悪意のある事業者(いわゆる Bad Actor)に濫用される恐れがある。また、今般問題となっている課題の解決に、定量的な情報の開示がどのように生かされ、課題の解決につながるのか必ずしも明らかではない。尚、Google として重要と考えている事項については、Google Ads Safety Report において開示済みである。 2.また、モニタリングへの対応及び定量・定性情報の開示はデジタルプラットフォーム事業者に相当程度のコスト・負担を課すものである。株主への説明責任を有する民間企業であるデジタルプラットフォーム事業者は、このような負担を負わせることの必要性については、その社会的な要請(公益)と厳に比較衡量を行う必要がある。 【グーグル合同会社】	
意見 2-3-5	考え方 2-3-5
(該当箇所) P6 2行目 SNS 等のサービスの利用者の保護の観点から、デジタル広告の事前審査や事後的な削除等に関するプラットフォーム事業者の対応状況について、継続的に実態を把握し、必要な対応を求めていく必要がある。 (意見) 実態を把握し必要な対応を求めることに賛同します。 なお、経済産業省所管のデジタルプラットフォーム取引透明化法がデジタル広告分野でモニタリングの対象としている売上 500 億円以上のプラットフォーム事業者は、本ガイドラインが対象とするプラットフォーム事業者と、TikTok と X 以外は対象が重なっています。それぞれのモニタリングの目的が異なるとしても、省庁の枠を	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。 デジタル広告に関して、総務省と経済産業省は、それぞれ異なる観点から取組を進めていると承知していますが、デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリングの実施に当たっては、事業者負担を可能な限り軽減するため、事業者からの報告内容等は両省で可能な限り共有するよう努めることが求められると考えます。

超えて報告様式を統一する等の取り組みを進める等して事業者負担を軽減することも検討されてはどうか。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)】	
意見 2-3-6	考え方 2-3-6
(該当箇所) P7 1. 背景及び目的 上記を踏まえ、総務省において、こうしたデジタル広告の流通を巡る諸課題に関して、SNS 等のサービスの利用者の保護の観点から、デジタル広告の事前審査や事後的な削除等に関するプラットフォーム事業者の対応状況について、継続的に実態を把握する必要がある。 (意見) デジタル広告については、経済産業省が特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(以下「透明化法」という。)に基づきデジタルプラットフォーム事業者の対応状況について定期的かつ継続的にモニタリングを行なっている。今般総務省がモニタリングの対象とする広告及びモニタリング広告及び着眼点についても、経済産業省におけるモニタリングと重複する部分があることから、二重規制・二重行政にならないよう厳に留意されたい。 具体的には経済産業省が透明化法に基づくモニタリングレビューのヒアリングを行う場合には、当該ヒアリングと合同でモニタリングを実施することをご検討いただくことや、経済産業省のヒアリングが行われない場合においても、デジタルプラットフォーム事業者が透明化法に基づき経済産業省に提出した情報を確認いただき、その上で更に不足していると考えられる情報に絞ってモニタリングを実施することをお願いしたい。 【グーグル合同会社】	デジタル広告に関して、総務省と経済産業省は、それぞれ異なる観点から取組を進めていると承知していますが、デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリングの実施に当たっては、事業者負担を可能な限り軽減するため、事業者からの報告内容等は両省で可能な限り共有するよう努めることが求められると考えます。
意見 2-3-7	考え方 2-3-7
(該当箇所) P7 2. 対象事業者 モニタリングの対象は、SNS 等を提供する大規模なプラットフォーム事業者⁸とする。 (意見)	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

・ 「8 当該企業又はその関連会社が日本国内における平均月間アクティブユーザ数が 1,000 万人以上である SNS 等を提供する企業 であることが想定される。」とされているが、既に大規模なサービスを運営している事業者は既存サービスのユーザーを連携させることで、新たなサービスを急速に拡大、垂直立ち上げする事例も増えており、現時点で大規模なサービスのみならず、大規模なサービスを運営している事業者のすべての SNS をモニタリング対象とするべき。 ・ モニタリングの項目として、掲載中のモニタリング巡回状況、具体的にはリンク先を途中で詐欺的なサイトに差し替える手法などへの対応状況も確認すべきと考える。 【個人】	
意見 2-3-8	考え方 2-3-8
(該当箇所) P7 対象事業者 モニタリングの対象は、SNS 等を提供する大規模なプラットフォーム事業者とする。 (意見) 今後のモニタリングの対象事業者は、情報流通プラットフォーム対処法に基づき指定された大規模特定電気通信役務提供者(意見提出時点で9社)を想定しているのか、それとも、大規模特定電気通信役務提供者のうち、SNS 等を提供する事業者(令和6年 10 月にヒアリングを実施したプラットフォーム事業者は 5 社)を想定しているのか、理由とともに明確にされたい。 デジタル広告領域においては、複雑多岐に渡るステークホルダーが存在するため、デジタル広告市場における正確な影響分析・実態調査を行ったうえで、どのようなモニタリング対象にするのか合理的な説明をすべきである。 【一般社団法人新経済連盟】	本取りまとめ(案)において指摘しているとおり、総務省においては、「デジタル広告の流通を巡る諸課題に関して、SNS 等のサービスの利用者の保護の観点から、デジタル広告の事前審査や事後的な削除等に関するプラットフォーム事業者の対応状況について、継続的に実態を把握し、必要な対応を求めていく必要がある(6頁1行目)」と考えているところ、デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリングにおいては、該当箇所に記載のとおり、「SNS等を提供する大規模なプラットフォーム事業者」を対象事業者としています。なお、脚注8に記載のとおり、大規模なプラットフォーム事業者としては、「当該企業又はその関連会社が日本国内における平均月間アクティブユーザ数が1,000 万人以上であるSNS等を提供する企業であること」を想定しています。
意見 2-3-9	考え方 2-3-9
(該当箇所) P.7 4. モニタリング項目及び着眼点	1点目の御意見については、「各事業者の公表資料の分析や関連する調査結果の把握等」には、「透明化法に基づく年次報告書やモニタリング会合における資料等」に関する

他人の権利等を侵害する広告の流通の防止・抑制のため、広告出稿時の事前審査及び事後的な削除等の実効性確保の観点から、以下の項目についてモニタリングを実施する。なお、件数や体制等の定量的な数値については、日本におけるサービスに関する数値を把握することとする。モニタリングにおいては、各事業者の公表資料の分析や関連する調査結果の把握等を踏まえて質問票を作成するとともに、質問票への回答を踏まえてヒアリング実施等を判断することとする。 (意見) 1.モニタリング・ヒアリングの実施においてプラットフォーム事業者に過度な負担を強いるべきではない。については、次のように修正することを提案する。 他人の権利等を侵害する広告の流通の防止・抑制のため、広告出稿時の事前審査及び事後的な削除等の実効性確保の観点から、以下の項目についてモニタリングを実施する。なお、件数や体制等の定量的な数値については、日本におけるサービスに関する数値を把握することとする。モニタリングにおいては、各事業者の公表資料や透明化法に基づく年次報告書やモニタリング会合における資料等の分析や関連する調査結果の把握等を踏まえ、<u>法的な根拠に基づかないモニタリングへの事業者の回答の負担を踏まえてもなお強い必要性がある場合に、その必要な限りにおいて「モニタリング項目及び着眼点」の中から抜粋した質問票を作成するとともに、質問票への回答を踏まえてヒアリング⁹実施等を判断することとする。</u> 2.モニタリング項目として挙げられているもののうち、件数や体制、外部との情報交換等、プラットフォーム事業者の営業秘密や秘匿性の高い情報、公開していない情報については開示できない場合があることをご認識いただきたい。また、モニタリング項目の中で開示しないものがあつたことのみをもって当該プラットフォーム事業者を非難するような事態は避けていただくなどの適切な配慮を求める。 【グーグル合同会社】	分析・把握が含まれていると考えます。その上で、事業者からの報告内容等は、総務省と経済産業省の両省で可能な範囲で共有するよう努め、総務省においては、それらを踏まえた質問票の作成が行われると考えています。 2点目の御意見については、総務省において、デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリングを実施する際の参考とされるものと考えます。
意見 2-3-10 (該当箇所) P8 (1)広告出稿時の事前審査等 (意見) 事前審査、また変更があつた場合の再審査に賛同します。	考え方 2-3-10 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

デジタル広告は表示内容の変更が容易なため、悪質な事業者が事前審査通過後に表示内容を変更することが起こりうると想定されます。こうした悪質な行為を防ぐためには、事前審査から広告出稿予定時間までの時間を数時間程度として変更を難しくすることと併せて、事前審査から広告出稿予定時間までのタイムスケジュールをガイドラインで明示することが抑止に効果的であると考えます。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)】	
意見 2-3-11	考え方 2-3-11
(該当箇所) P.8 (1)広告出稿時の事前審査等 ② 自社が提供する SNS 等におけるデジタル広告を端緒とする問題の実態等を踏まえた事前審査の実施状況について ー 外部(捜査機関、被害を受けている企業・業界団体等)との情報交換の実施状況 (意見) これらは、日本の規制当局から受け取った法的命令に対する対応状況という理解か。それとも非公式な打ち合わせ等も含むということか。 【グーグル合同会社】	当該項目は、外部との情報交換の実施状況について、回答可能な情報を総務省において把握することを目的としております。
意見 2-3-12	考え方 2-3-12
(該当箇所) P.8 (1)広告出稿時の事前審査等 ④ 事前審査体制の整備状況 ー 日本語や日本の文化的背景を理解した人員を含む事前審査体制の整備・公開状況 (意見) 「日本語や日本の文化的背景を理解した人員」に関する情報等、審査体制に関する過度に詳細な情報の開示要求は、事業の実態に即しておらず、再考を求める。当社の審査体制は、最先端の AI 技術と、世界中の専門知識を持つチームを組み合わせたグローバルなものである。仮にこれが特定の地域を担当する者や特定の言語話者の「人数」の開示を求めるという趣旨であれば、そのような断片的な情報は、審査体制全体の	令和6年11月に公表された「SNS 等におけるなりすまし型「偽広告」への対応に関する事業者ヒアリング総括」において指摘されたとおり、デジタル広告の事前審査体制の整備状況に関する情報が提供されることは、利用者や広告主が各社によって提供されるSNS等のサービスを利用するか否かの判断要素となり得るところ、日本語及び日本の文化的背景を理解した人員を含む事前審査体制の整備・公開状況について、定量的指標の公開を含める形で当該体制の実効性を説明することが重要であると考えます。

有効性を示す指標にはなり得ず、このような硬直的な要求は、リソース配分の柔軟性を奪い、緊急性の高い他の課題への対応力を削ぐ結果につながりかねない。定量的ではなく、適切な実効性を評価する枠組みとなるよう表現の修正を求める。 【グーグル合同会社】	
意見 2-3-13	考え方 2-3-13
(該当箇所) P.8 (1)広告出稿時の事前審査等 ⑥ 広告主の本人確認等の状況 (意見) 広告主のアカウント情報に、過去一定期間(例えば過去3年)内の不適切広告出稿情報を加えることを、ガイドラインに明記してください。 そして、不適切な広告が一定数になった場合には、イエローカード、レッドカードなどの措置を取ることを期待します。このような措置が、誠実に広告を出稿している広告主へのエールにもなると考えます。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 2-3-14	考え方 2-3-14
(該当箇所) P.8 (1)広告出稿時の事前審査等 ⑦ その他必要事項 (意見) 広告上で真の正確な広告主名称の常時表示 プラットフォーム上で表示される詐欺広告において、ユーザーが直ちに真の正確な広告主を知ることができる表示がなされていない。 略称やアカウント名、自由設定できる名称が表示されていることが多く、そのような運用では、詐欺広告が巧妙化している中、消費者は詐欺広告だと気づくことが非常に難しい。被害を防ぐ方法の一つとして、消費者が広	1点目の御意見については、「デジタル広告の適正かつ効果的な配信に向けた広告主等向けガイダンス」(以下「本ガイダンス」という。)において、「広告主の名称や連絡先等を利用者などの広告利用者が簡易に確認できるようにすることが、デジタル広告の流通に関する信頼の確保の観点から重要」であることを記載しています。 2点目の御意見については、参考として承ります。

告主を直ちに認知することができるよう、本人確認と同一の真の正確な社名、名称を、広告上に常に表示させる運用を義務付けることを求めます。

なお、一部のプラットフォーム事業者は、消費者が広告主を確認できる運用にしているが、広告主の情報にたどり着くためには複数回の操作が必要であり、消費者は直ちに広告主を知ることなく被害に遭うのが現状である。

AIの自動広告作成時に第三者の侵害防止ツールの設置義務付け

AIを使用して量産した詐欺広告は拡散するスピードが速く、事後対応は困難である。あるプラットフォーム事業者は、誰でも簡単に動画広告(ショートムービー)を作成・配信できるツールを提供しているが、ここに例えば、広告作成段階で第三者の権利侵害(知財権・肖像権の無断使用)を検知し警告を出す機構を設置することが望ましい。技術的には、一個人が企業になりすましたアカウントを作成し、詐欺広告を簡単に流布することが可能である一方、成立したAI法にも罰則規定がなく、PF事業者の自浄作用に委ねられるため、詐欺広告の作成を抑制するツールもまた必要と考える。

<参考情報>

参考資料1:TikTok for Business は、動画や画像のアップロードに加え、広告文とCTA(コールトゥアクション)を追加することで、誰もが容易に動画広告を作成・配信し、広告最適化を実施できるツールを提供している。

https://getstarted.tiktok.com/cash-active-jp?ab_version=experiment_2#formanchor

参考資料2:メタはAIで広告を自動生成する計画があるという報道がある(WSJ報道)

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN031G80T00C25A6000000/>

【国際知的財産保護フォーラム(IIPF)】

意見 2-3-15

(該当箇所)

P.8 (2)事後的な削除等

② 迅速な削除対応の状況

ー 削除の申出を行うための窓口・ウェブページ・入力フォームの設置・公開状況

考え方 2-3-15

頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

(意見) 削除申告効率の良い、詐欺広告削除通報フォームの設置 一般の通報フォームから詐欺広告を削除申告する場合、広告内容を1件ずつ精査して広告単位で通報(通報理由「通報する→詐欺行為」を選択)をしなければならず、また通報しても削除がされないことも少なくない。また、通報者には通知がこないため削除状況を確認する術がないプラットフォーム事業者も存在する。大半が詐欺広告であるといった悪質なアカウントは、権利者の申請に基づいてアカウント単位で優先的にテイクダウンを行っていただくよう、アカウント単位で詐欺広告を通報できるフォームの設置を求めます。 また、複数の詐欺広告を1回の通報で効率よく申告できる通報フォームの設置も求めます。 加えて、テイクダウン結果を通報者が確認容易な仕組みであることを求めます。 【国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)】	
意見 2-3-16	考え方 2-3-16
(該当箇所) P.8 (2)事後的な削除等 ② 迅速な削除対応の状況 ー上記窓口等を通じた申出の内訳及び対応状況 (意見) 本指針案の背景及び目的から、窓口別の申し出の内訳の開示を求めることの必要性が不明確であるため、削除を希望する。 【グーグル合同会社】	総務省において、どのような種別の申出があり、その上で対応状況はどうなっているかを把握することは、事後的な削除等の実効性確保の観点から必要不可欠であると考えます。
意見 2-3-17	考え方 2-3-17
(該当箇所) P.8 (2)事後的な削除等 ④ その他必要事項 (意見) 権利者が詐欺広告を見つけ出せる広告検索可能な仕組みの設置	1点目及び2点目の御意見については、総務省において、デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリングを実施することにより、広告出稿時の事前審査及び事後的な削除等について実態を把握するとともに、必要な対応を検討することが適当であると考えます。 3点目及び4点目の御意見については、総務省における今

Meta 以外に、権利者側で詐欺広告を見つけ出せる広告検索可能な仕組みが無い。検索できる WEB ページを提供するプラットフォーム事業者もいるが、検索可能な範囲が限定的で、権利者側が能動的に（消費者が被害に遭う前に）詐欺広告を見つけ出せる仕組みにはなっていない。

全てのプラットフォーム事業者には Meta のように権利者が詐欺広告を見つけ出せる仕組みを提供することを求めます。ただし、最も優先すべきは、プラットフォーム事業者において、審査によって詐欺広告を出稿させないことである。

例)

■Meta:Facebook, Instagram 上の広告全てを対象にキーワードで検索可

<https://ja-jp.facebook.com/ads/library/>

■Google: 広告主の正式な名称又は誘導先ドメインネームが分からなければ検索できない

<https://adstransparency.google.com/?region=JP>

■Tiktok: 閲覧件数の多い広告のみしか検索できない

<https://ads.tiktok.com/business/creativecenter/inspiration/topads/pc/ja?period=30®ion=JP>

詐欺広告削除を受けたアカウントに対するアカウント停止措置状況

同一アカウントから幾度も詐欺広告が出稿される。広告を複数回削除してもアカウントは有効に存続するため、詐欺広告が出稿され続け、モグラ叩き状態となる。そのようなアカウントに対しては速やかにアカウント停止する運用を求めます。

発信者情報開示請求におけるプラットフォーム事業者の迅速な情報開示

本人確認など審査の精度が上がり、広告主の正確な情報が登録される環境が整ったとしても、発信者情報開示請求の際、プラットフォーム事業者からの情報開示が遅ければ権利者が広告主に対して適時に対策できないため。

また、情報開示に時間がかかる要素の一つとして、発信者の意思の確認（情プラ法第6条第1項）が挙げられる。発信者の意思の確認を必要とすることなく情報開示が可能な仕組みであることを求めます。

加えて、プラットフォーム事業者から裁判手続きでの情報開示手続きを求められることがあるが、その場合は相当な時間を要するため、適時対策がとれないことから、プラットフォーム事業者が裁判手続きを必要としない、若しくは、裁判手続きのさらなる簡素化を求めます。

プラットフォーム事業者自身による消費者への注意喚起や啓発

後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

企業側から消費者へ注意喚起や啓発する一方で、権利侵害型のSNS詐欺広告に関してプラットフォーム事業者による注意喚起や啓発が見受けられない。ユーザーに対し、プラットフォーム上に詐欺広告が存在し、注意すべきことを事業者として消費者へ注意喚起や啓発することを求めます。それにあたっては権利者と積極的に協力することも求めます。 【国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)】	
意見 2-3-18	考え方 2-3-18
(該当箇所) P9・3 行目 今後、本指針に基づき、総務省においてモニタリングを実施することにより、事業者による取組状況の改善を図るとともに、モニタリング結果を踏まえ、本指針を更新することを含めデジタル広告の事前審査及び事後的な削除等について、必要な対応を検討することが適当である。 (意見) 今後「デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリング指針」に基づき、年1回程度の事業者モニタリングを実施するとのことですが、将来、本指針で示されたモニタリング項目の変更又は追加を行う際には、本指針の目的に照らし、その必要性について、モニタリング対象となる事業者とともに検討を深め、相互理解の上で運用いただくことを期待いたします。 【LINE ヤフー株式会社】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。その際、関係事業者等の意見も十分に聞きながら、進めていくことが適当であると考えます。
意見 2-3-19	考え方 2-3-19
(該当箇所 p.9、3 行目) 今後、本指針に基づき、総務省においてモニタリングを実施することにより、事業者による取組状況の改善を図るとともに、モニタリング結果を踏まえ、本指針を更新することを含めデジタル広告の事前審査及び事後的な削除等について、必要な対応を検討することが適当である。 (意見) モニタリングやヒアリングを実施する際は、一見すると類似するサービスであっても、使用する技術やシステム、取り扱う広告の量などがそれぞれ異なるため、実施可能な手段や得られる効果もサービスごとに異なる点に	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。その際、関係事業者等の意見も十分に聞きながら、進めていくことが適当であると考えます。

十分留意しつつ、負担の軽減や内容的確性担保のため、内容やプロセス、実施期間等について、対象となる事業者や関連する業界団体と事前に十分にご調整いただきたいと思います。 【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会(JIAA)】	
意見 2-3-20	考え方 2-3-20
(該当箇所) P9 今後、本指針に基づき、総務省においてモニタリングを実施することにより、事業者による取組状況の改善を図るとともに、モニタリング結果を踏まえ、本指針を更新することを含めデジタル広告の事前審査及び事後的な削除等について、必要な対応を検討することが適当である。 (意見) 本指針だけをもとにモニタリングの実施を継続し、かつ当該モニタリングを通じて事業者への取組状況の改善を要求していくということであれば、それは、プラットフォーム事業者の対応状況の実態把握という目的を超えた行政による事業者への実質的な規制である。行政の裁量が極めて大きな法的根拠のない「指針」に基づく実質的な規制が行われることに強い懸念を表明する。 情報流通プラットフォーム対処法では、大規模特定電気通信役務提供事業者への新たな規律を導入したものの、その内容はあくまで権利侵害情報の削除対応の迅速化および送信防止措置等の運用状況の透明化に係る措置の義務付けであって、そもそもデジタル広告を念頭においた法律ではない。また、すでに経済産業省では、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づき、大規模プラットフォーム事業者へのモニタリングを実施しており、なりすまし広告を含む不正行為の取り締まりについてもモニタリングの対象となっていて、それに加えて総務省がデジタル広告分野において大規模プラットフォーム事業者へのモニタリングの実施を行う必要性や根拠が不足している。 行政が法的根拠を欠いた本指針を通じて、事業者の取組内容を定め、さらには一定の取組を実質的に義務付けることで、事業者の経済活動への制限が懸念されるところ、行政の介入を極小化し事業者の自主的な取組を尊重すべきであり、極めて慎重な検討が必要である。 このような懸念を踏まえて、今後本指針をどのような位置づけにし、運用をしていく予定か、経済産業省とのモニタリングの重複についてどう考えるか、や何をもってモニタリングを終了するのかについてもあわせて説明され	本取りまとめ(案)において指摘しているとおり、「SNS 等が国民生活や社会経済活動を支える社会基盤になっていること等を踏まえれば、プラットフォーム事業者はデジタル空間における情報流通の健全性の確保について一定の責任が求められる立場であり、SNS 等のサービスの利用者に被害をもたらし得るデジタル広告の流通の防止・抑制に向けたプラットフォーム事業者による対策が不可欠である(5頁15行目)」ところ、総務省においては、「デジタル広告の流通を巡る諸課題に関して、SNS 等のサービスの利用者の保護の観点から、デジタル広告の事前審査や事後的な削除等に関するプラットフォーム事業者の対応状況について、継続的に実態を把握し、必要な対応を求めていく必要がある(6頁1行目)」と考えます。 その上で、デジタル広告に関して、総務省と経済産業省は、それぞれ異なる観点から取組を進めていると承知していますが、デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリングの実施に当たっては、事業者負担を可能な限り軽減するため、事業者からの報告内容等は両省で可能な限り共有するよう努めることが求められると考えます。 今後、本指針に基づき、総務省において、当該モニタリングを実施するとともに、モニタリング結果を踏まえて、必要な対応を検討することが適当であると考えます。

たい。	
【一般社団法人新経済連盟】	
第3章 広告主が意図しない媒体へのデジタル広告の配置への対応	
2. 広告主等が考慮すべきリスク	
意見 3-2-1	考え方 3-2-1
問題ある発信者への広告の配信を過大とし、広告主等の考慮を促す内容であるが、問題ある発信者と扱われた側の異議申し立て等の権利についての記載が必要ではないか？ 例えば、「情報発信者においてもこのような広告主等のリスクを認識して適正な情報発信に努めるとともに、問題ある発信者として広告主等に認知された場合には適切な意義申し立て等により実態に即しての再考を広告主等に促すことが認められる」ように考える。 発信者の問題については制度 WG の管轄であって例えば制度 WG 中間まとめ案の p24 などがそれに該当するのかもしれないが、現在の広告 WG の記載のみでは問題ある発信者として1度認定されるとそれを覆しえないようにも読めるため、発信者を不必要なまでに委縮させる効果が大きく見えることから、本箇所でも記載ないし注等で制度 WG の記載との紐付けを測ってはいかがでしょうか？。 【個人】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 3-2-2	考え方 3-2-2
・ デジタル広告は、デジタル空間のエコシステムのみならず、民主主義や経済に影響を与えるリスクがあります。本取りまとめ(案)の「偽・誤情報の拡散や違法アップロードは、権利者に本来支払われるべき報酬が支払われないことで、信頼できる情報を発信する媒体やコンテンツが維持できなくなるなど、デジタル空間にとどまらず、社会全体に影響を及ぼす」との指摘は極めて妥当です。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。
意見 3-2-3	考え方 3-2-3
(該当箇所) P.10 ④ その他必要事項 (略)広告の発注を担当している者のみならず、経営層においてもデジタル広告が有する特有のリスクを経営上のリスクとして認識し、主体的に対策を行うことが求められる。	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。

(意見) 広告主に経営層を含む組織一体での対応を求めることに賛同する。 【株式会社フジテレビジョン】	
意見 3-2-4	考え方 3-2-4
(該当箇所) P.12 (意見) 「偽・誤情報」と「違法アップロードコンテンツ」を併記していますが、両者を分けてそれぞれに対して論ずるべきでないでしょうか？ 前者はその情報の流布そのものは適法であるのに対し、後者は現行法上違法であるものであり、両者を合わせて記載してしまうと、適法な情報発信および発信者までも違法であるかのように印象付けてしまいます。 【個人】	御指摘の点については、偽・誤情報や違法アップロードコンテンツ等を掲載する媒体に広告が配信されることに伴うリスクについて記載しているものです。
意見 3-2-5	考え方 3-2-5
(該当箇所) P.12 偽・誤情報の拡散や違法アップロードは、社会問題として世間の耳目を集めるのみならず、権利者に本来支払われるべき報酬が支払われないことで、信頼できる情報を発信する媒体やコンテンツが維持できなくなるなど、デジタル空間にとどまらず、社会全体に影響を及ぼすおそれも指摘されている。 (略)こうした媒体に自社の広告が配信された場合、利用者から偽・誤情報の拡散や違法アップロードを容認している企業であるとみなされるおそれもある。 (意見)	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。

違法アップロードコンテンツ等への広告配信によって、「信頼できる情報を発信する媒体やコンテンツが維持できなくなるなど、デジタル空間にとどまらず、社会全体に影響を及ぼすおそれ」があるとの記述は極めて妥当であり、賛同する。 違法コンテンツへの広告掲載によって、広告主が違法行為を容認していると評価されかねないとの指摘は妥当であり、広告主がそのようなリスクをしっかりと認識し、対応することを期待する。 【株式会社フジテレビジョン】	
3. デジタル広告の適正かつ効果的な配信に向けた広告主等向けガイダンス	
意見 3-3-1	考え方 3-3-1
・ デジタル広告の適正かつ効果的な配信を実現するためには、本ガイダンスが対象とする広告主等だけでなく、広告仲介プラットフォーム事業者の理解と協力が欠かせません。今後ガイダンスを見直す際には、広告仲介プラットフォーム事業者の果たす役割について検討が必要です。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 3-3-2	考え方 3-3-2
(該当箇所) P.12 上記の背景を踏まえ、本 WG において広告関連団体等からのヒアリングも含め検討を行い、令和7年6月9日に総務省において、「デジタル広告の適正かつ効果的な配信に向けた広告主等向けガイダンス」(以下、「本ガイダンス」という。)(参考資料2)を公表した。 (意見) デジタル広告市場のリスクが明らかになる中、そのエコシステムを保全していくためのガイダンスが策定されたことは大変意義深い。 【株式会社フジテレビジョン】	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。
意見 3-3-3	考え方 3-3-3
(該当箇所) P.13 11 行目	本ガイダンスは、広告主の広告担当者及び経営層の双方が、デジタル広告の流通を巡るリスクを経営上のリスクとして認識し、必要な取組を主体的に進める一助となることを

(意見) 「十分な取組を開始できていない」を「十分な取組を開始していない、又は、取組を行わない」に変えてはいかがでしょうか？ 「最終的に広告主において決定されるべき」、とあるように、本ガイダンスには必ずしもそぐわない判断・決定をすることも尊重されるべきであって、誤解なきようにそう分かるように記載されるべきです。 【個人】	目的として作成されたものです。
意見 3-3-4	考え方 3-3-4
(該当箇所) P.13 本ガイダンスが、既に対応を行っている広告主においては自らの対応状況を再確認する用途として、これから対応を開始したいと考えている広告主においては今後の対策を実行へと移すための参考として活用されるよう、広告関係団体等と連携しながら、総務省において本ガイダンスの普及・啓発活動を実施するとともに、広告主等に対する調査等を通じて本ガイダンスの認知・普及状況の実態を把握し、必要に応じて本ガイダンスの見直しが行われることが適当である。 (意見) 今後、総務省においてガイダンスの普及・啓発活動を実施し、必要に応じて本ガイダンスを適宜見直しすることに賛同する。 【株式会社フジテレビジョン】	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。
意見 3-3-5	考え方 3-3-5
(該当箇所) P.13 本ガイダンスが、既に対応を行っている広告主においては自らの対応状況を再確認する用途として、これから対応を開始したいと考えている広告主においては今後の対策を実行へと移すための参考として活用されるよう、広告関係団体等と連携しながら、総務省において本ガイダンスの普及・啓発活動を実施するとともに、広告主等に対する調査等を通じて本ガイダンスの認知・普及状況の実態を把握し、必要に応じて本ガイダンスの見直しが行われることが適当である。	本ガイダンスは、広告主の広告担当者及び経営層の双方が、デジタル広告の流通を巡るリスクを経営上のリスクとして認識し、必要な取組を主体的に進める一助となることを目的として作成されたものであり、あくまでも広告主等が実施することが望ましい取組を例示するものです。

(意見) 今後、本ガイダンスが、その普及活動や啓発活動にとどまらず「モニタリング」や「実態把握」等といった手法を用いた行政によるデジタル広告に携わる事業者への実質的な規制に利用されないよう留意すべきである。 本ガイダンスは、あくまでデジタル広告市場における課題への対策を目的として、民間の業界団体のガイドラインを参考に、総務省が現在のデジタル広告市場におけるリスク・課題に則して啓発目的で作成したものと理解している。他方、最近の判例では、漫画村広告代理店訴訟控訴審判決(東京高等裁判所 令和4年6月29日判決 令和4年(ネ)第10005号 損害賠償請求控訴事件)での議論において、広告配信停止義務について民間業界団体のガイドラインへの言及がされていることを考慮すれば、たとえガイドラインといえども、行政機関が作成・公表したガイドラインというだけで、既に一定の影響力を及ぼす可能性がある。 本ガイダンスの普及・啓発活動を通して、デジタル広告市場の課題へ対応していく方針自体は否定しないものの、行政が本ガイダンスを根拠としてデジタル広告業界へ実質的な規制を行うことがないよう、また表現の自由や営業の自由を尊重するよう十分な配慮をお願いしたい。 【一般社団法人新経済連盟】	
自由記載	
意見 4-1 日本のデジタル広告ビジネスにおける海外 PF 事業者の影響力が増す中、デジタル広告を取り巻く商流全体の透明性確保、および健全なエコシステムの確立に向けた検討が引き続き行われることを望む。 【株式会社フジテレビジョン】	考え方 4-1 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 4-2 本モニタリングにより、被害の抑制(プラットフォーム事業者側での改善)が見られない場合には、速やかに法規制によってプラットフォーム事業者に対して義務付けることを求めます。 【国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)】	考え方 4-2 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 4-3	考え方 4-3

反社会的勢力による詐欺的な広告の掲載においてもデジタルプラットフォームや媒体社は広告掲載料を稼ぐ事が出来る構造になっている事が、デジタルプラットフォームの詐欺広告対策が遅れる根本的な要因の一つであると考えられます。 目に見える成果が上がっていない、自主規制を促すフェーズはもう終わりにすべき。 詐欺的な広告による収益＝犯罪収益は没収、さらに積極的な対応が行われない場合は懲罰的な課徴金を課すなどより積極的にデジタルプラットフォームが対策に動く仕組み作りが必要。 Meta は一人 100 億円超規模の移籍金を支払ってのトップ AI 研究者の引き抜き、兆円規模の AI 企業への出資などが連日報道されているが、自慢の AI による詐欺広告の検知は結果として目に見える成果をあげられてできておらず、日本のユーザー、詐欺被害者、監督省庁を愚弄していると思えない。繰り返しになるが自主規制を促す取り組みは既に失敗に終わっている。 【個人】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 4－4 広告は顧客との接点として、一番重要な部分だ。これに経営トップ層が無関係ではいられない。悪意ある広告へのリスク、悪意ある情報への広告掲載のリスクをあわせて、広告全般に関わる責任者は経営トップ層であるはずで、ビジネスと人権の観点からも意思決定を反映できる仕組みは必要だ。 【個人】	考え方 4－4 本取りまとめ(案)において指摘しているとおり、「広告の発注を担当している者のみならず、経営層においてもデジタル広告が有する特有のリスクを経営上のリスクとして認識し、主体的に対策を行うことが求められる(10頁26行目)」と考えます。
全般	
意見 5－1 このたび公表された中間取りまとめを拝見し、デジタル空間における情報流通の現状と課題について、ここまで実態に即した形で丁寧に整理されていることに率直に敬意を表したいと思います。特に、SNS を通じたなりすまし型の偽広告への対応や、広告主が意図しない媒体への広告配信によるブランド毀損の問題を、技術・制度の両面から取り上げた点は、大きな前進だと感じました。 【個人】	考え方 5－1 本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。
意見 5－2 デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応は引き続き強化が必要と考えます。	考え方 5－2 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

各広告代理店においても責任を持ってなりすまし広告を排除する責任を持たせる他、権利者または非申告的に報告ができる窓口を設けることを必須にするなど、報告に対する容易な導線作りをさせる必要もあると考えます。 【個人】	
意見 5-3	考え方 5-3
デジタル空間における情報流通の健全化は喫緊の課題であり、中間取りまとめ案はこれらの課題に対する真摯な取り組みを示すものと認識しております。その一方で、表現の自由や情報アクセスの利便性を阻害することなく、課題解決を図るための多角的なアプローチが不可欠であると考えます。 テクノロジーの活用について ・AIを活用した偽・誤情報検知・排除の高度化: ディープフェイクやAI生成コンテンツの拡散に対し、AIを活用した検知ツールを導入・強化し、迅速かつ正確な偽・誤情報の特定と排除を行うべきです。 ・コンテンツの出所証明技術(C2PA等)の推進: コンテンツの作成者情報や編集履歴を付与するC2PAのような技術の普及を支援し、情報が流通する過程での透明性を高めることで、利用者が情報の信頼性を自律的に判断できる環境を整備すべきです。これは、一方的な情報規制ではなく、情報リテラシー向上の基盤となります。 プラットフォーム事業者・広告主の取り組み強化について ・広告審査のAI化と人的審査の融合: なりすまし型「偽広告」や著作権・商標権侵害広告に対し、AIによる効率的な事前審査を導入しつつ、複雑な判断を要するケースでは専門の日本語対応可能な人的審査を強化することで、審査の質とスピードを両立すべきです。 ・広告主の本人確認の厳格化と透明性の確保: 不正な広告主による被害を防ぐため、広告出稿時の本人確認をより厳格に行う基準を策定し、これを業界全体で共有・実践することを奨励すべきです。同時に、正当な広告主の利便性を損なわない配慮も必要です。 法的・制度的側面について	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

・存法規制のデジタル空間への適用可能性の検討と啓発: デジタル空間における課題に対し、新たに包括的な規制を設ける前に、既存の民法、刑法、特定商取引法などの法規制がどこまで適用可能であることを明確化し、関係者への啓発を強化すべきです。特に、フィッシングや詐欺的行為に対する現行法の解釈と適用例を広く周知することで、被害抑止効果を高めることができます。 ・国際的な連携と協力の強化: デジタル空間の課題は国境を越えるため、国際的な連携を強化し、各国が協力して詐欺や偽・誤情報対策に取り組む枠組みを構築すべきです。例えば、国際的な情報共有プロトコルの確立や、共同での捜査・取り締まり協力の推進が考えられます。これは、単一国家の規制では対応しきれない課題に対する有効な手段となります。 【個人】	
意見 5-4	考え方 5-4
デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 中間取りまとめ(案)に対する意見 クロスワーク株式会社の代表取締役を務めております、笠井北斗と申します。デジタル広告業界には 1999 年から 26 年以上にわたり関わっており、とくに今回の中間取りまとめのテーマでもあります“なりすまし型「偽広告」”の問題については日本の第一人者であると自負しております。専門家の立場から、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 中間取りまとめ(案)に関して意見を述べさせていただきます。 まずは何より、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会、そしてデジタル広告ワーキンググループを開催頂き、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 中間取りまとめ(案)」を公表された総務省情報流通行政局の皆様、そして検討会やワーキンググループに参加・協力された委員・構成員、オブザーバー、関係各位の皆様、に、長年デジタル広告の健全化活動に取り組むものとして、心より御礼申し上げます。 今回の中間取りまとめ(案)のうち、“なりすまし型「偽広告」への対応”について下記 3 点、意見を述べさせていただきます。	1 点目の御意見については、警察庁「令和7年上半期における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について(暫定値)」(令和7年7月31日)を踏まえ、以下のとおり修正することが適当と考えます。 (4頁4行目について) 【修正前】 なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺を含むSNS型投資詐欺の認知件数及び被害額は、令和6年4月をピークに減少傾向にあるものの依然として高い水準にあり、被害者との当初の接触手段として、SNS等におけるバナー等広告が全体の4分の1以上を占めている状況にある⁴。 ⁴ SNS型投資詐欺の認知件数及び被害額は、令和6年4月(認知件数808件、被害額115.1億円)をピークに減少しているが、本年3月においても認知件数473件、被害額55.3億円と高い水準にある。また、当初接触ツールとして、

1. なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺を含む SNS 型投資詐欺の認知件数及び被害額は減少傾向、という文言を削除ないし修正すべきと考えます

警察庁の発表によると、令和 6 年から令和 7 年 2 月にかけては認知件数及び被害額ともに減少傾向にありましたが、令和 7 年 2 月から 5 月までの直近 4 カ月間は逆に増加傾向となっております。認知件数、被害額ともに直近増加している以上、取りまとめ案に「減収傾向」との記載はすべきではないと考えます。

2. 「デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリング指針」に反対致します

多数の消費者被害が発生し続けている現状においては、モニタリングではなくデジタル広告プラットフォームに対して巨額の罰金を科す速やかな法整備が必要です。デジタル広告プラットフォーム事業者の自主的な取り組みには期待できない以上、年に 1 回程度のモニタリングで問題が解決することは決してありません。

3. デジタル広告問題の専門家をデジタル広告ワーキンググループの構成員として招くか、難しければヒアリングを実施されることを強く推奨致します

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会、そしてデジタル広告ワーキンググループには素晴らしい方々が委員・構成員として参加されていますが、「デジタル広告問題の専門家」が 1 人も参加しておりません。また、過去 11 回に渡り開催されたデジタル広告ワーキンググループでも、なりすまし型ニセ広告に詳しい専門家や企業は、ヒアリング対象にすらなっておりません。デジタル広告問題について議論し問題解決に向けた道筋を考えるのであれば、構成員もしくはヒアリング対象者としてデジタル広告問題の専門家を招くべきと考えます。

なりすまし型「偽広告」の問題を解決するには、デジタル広告プラットフォームに対して巨額の罰金を科す法整備以外に手はありません。

デジタル広告プラットフォーム事業者がなりすまし型「偽広告」を排除するようになれば、消費者側の被害未然防止につながるのはもちろん、広告主側も健全かつ真つ当な事業者のデジタル広告がより表示される社会になり、日本のデジタル広告市場の健全な成長にもつながります。

男女共にFacebook、Instagram、LINEが上位を占めており、被害者との当初の接触手段としては、バナー等広告が 27.6%を占めている。(警察庁「令和7年3月末における SNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について」)

【修正後】

なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺を含むSNS型投資詐欺の認知件数及び被害額は、依然として高い水準にあり、被害者との当初の接触手段として、SNS等におけるバナー等広告が全体の4分の1以上を占めている状況にある⁴。

⁴ SNS型投資詐欺の認知件数及び被害額は、令和7年6月において、認知件数624件、被害額79.2億円と高い水準にある。また、当初接触ツールとしては、Instagram、LINE、Facebookが上位を占めており、被害者との当初の接触手段としては、バナー等広告が30.0%を占めている。(警察庁「令和7年上半期における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について(暫定値)」(令和7年7月31日))

(6頁について)

【修正前】

上記を含む政府における対応以降、なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺を含むSNS型投資詐欺の認知件数及び被害額は減少傾向となった一方、依然として高い水準にある。

総務省ならびに委員・構成員の皆様におかれましては、“なりすまし型「偽広告」”を撲滅するための対策を、強い覚悟と情熱と信念を持って取り組んで頂けますよう、心からお願い申し上げます。 【クロスワーク株式会社】	【修正後】 上記を含む政府における対応以降、なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺を含むSNS型投資詐欺の認知件数及び被害額は、依然として高い水準にある。 2点目及び3点目の御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 5－5 「偽・誤情報等の拡散の助長等のリスク」などの記載が見られるが、偽・誤情報と決めるのは誰でどのような基準で判断していくのかの議論は十分されていないのではないだろうか。 やたらに規制するのは表現の自由や利用者の知る自由の侵害となる。また、公的機関の発信であっても海外で認められている知見を反映しておらず後々改められるようなことも想定されるが、その際に最新研究の紹介などが誤情報とされる可能性がある。 偽・誤情報とされるものは違法ではないものも多く含まれていると考えられ、違法コンテンツと一律に不健全なエコシステムと称することに反対する。後の方では違法・有害情報として海外の状況を述べた部分があるが、偽情報を有害情報の内に入れている国があるものの、誤情報については問題視しているのは日本のみのものである。 政治家などの人物が、例えば「コロナワクチンは日本で接種開始する前までに治験が終わっている」などの誤った発言をしても削除ははじめとした制限がかかることはなく、誤情報等の判断には偏りが見られる。 現状では偽・誤情報と判断されたサイトに広告を表示しないように自主規制をさせるのは政府が直接法規制するのを避けながら言論弾圧を行うに等しい。 【個人】	考え方 5－5 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 5－6 1)デジタル広告について なりすまし偽広告やデジタル広告については、最近も誇張表記による悪質商品等のニュースがあり、深刻な状況かと思われます。	考え方 5－6 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

今回の中間取りまとめに上げられているフォローアップ(P4)を各事業者に徹底させるほか、モニタリングや事前審査の強化を希望します。 現在、Youtube やInstagram、YAHOO などの広告の中に「おかしいぞ」と思うものが紛れ込んでいて、こういった大企業の事業者のツールで当たり前のように流れていたら騙される方は出てくると考えられます。 「まずは流さないこと」「万が一流れてしまった時、早急に削除させること」を各事業者に徹底させるよう、法改正を望みます。 【個人】	
意見 5－7	考え方 5－7
デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応は引き続き強化が必要と考えます。 各広告代理店においても責任を持ってなりすまし広告を排除する責任を持たせる他、権利者または非申告的に報告ができる窓口を設けることを必須にするなど、報告に対する容易な導線作りをさせる必要もあると考えます。 【個人】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
その他	
意見 6－1	考え方 6－1
著名人を騙る偽広告が蔓延している。悪用された当該著名人のほか、詐欺にあった消費者の双方にとって大きな不利益となることから、規制を希望する。 【個人(類似の意見を要約)】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 6－2	考え方 6－2
生成 AI により、なりすまし型「偽広告」が増加しているのではないかと。生成 AI で作成された広告であることを明示するなど、規制が必要ではないかと。 【個人(類似の意見を要約)】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 6－3	考え方 6－3
【意見書】SNS 型投資詐欺に関する対策の強化を求めます 私は 2025 年 5 月、SNS 型投資詐欺の被害に遭い、1,000 万円という大切な資産を失いました。このような経験をした被害者の立場から、現状の課題と今後の対策について、強く意見を述べさせていただきます。 ■ 被害の経緯と現状の問題	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

私の被害は、SNS(ソーシャルネットワークサービス)上の広告をきっかけに始まりました。興味を引かれ、そこからLINEへ誘導され、投資を装ったやり取りが重ねられ、最終的に詐欺が実行されました。まさに、今社会問題となっている典型的な「SNS型投資詐欺」の手口です。

警察庁の公表によれば、2024年のSNS型投資・ロマンス詐欺の被害は1日あたり3億5,000万円、年間では1,268億円にも上り、件数も過去最大規模とされています。それにも関わらず、国際的・匿名的な手口が多いため、検挙率は極めて低く、多くの被害者が泣き寝入りを余儀なくされています。

■ SNS・プラットフォームへの責任と対策の必要性

検挙が困難な現状においては、詐欺の「入口」であるSNS上の虚偽広告の徹底排除が最も効果的な抑止策と考えます。

現在も、多くのSNSやプラットフォーム上には、明らかに不審で杜撰な内容の広告が野放しにされています。「成りすまし広告」や「虚偽の利益表示」など、一般の利用者が見ればすぐに疑念を抱くような内容であっても、審査を通過して掲載されている状況は、極めて問題です。

特に、今や小学生からスマートフォンを使う時代です。未来ある子どもたちが、こうした詐欺に巻き込まれるようなことがあってはなりません。

「騙された方が悪い」などという論理は、もはや通用しません。

被害者の目線で申し上げれば、詐欺広告で利益を得ているSNS事業者や広告配信企業は、実質的に詐欺の幫助者と見えます。総務省には、企業利益ではなく、国民の生命・財産の保護を最優先にした施策の実行を、心よりお願い申し上げます。

■ LINEを利用した詐欺実行と、捜査協力の課題

私のケースでも詐欺の実行にはLINEが使われましたが、警察の方からは「LINEヤフー社からの捜査協力が得にくく、進展が難しい」という説明を受けました。

これは、詐欺を働く加害者にとって有利に働いており、結果的に犯罪者を利する構造になっています。こうした状況は、早急に是正されるべきです。

■ 最低限の救済制度の必要性

仮にどうしても詐欺広告の完全排除が技術的に不可能であるならば、SNS運営企業・広告事業者が、得た広告収益の一部を拠出して基金を設立し、被害者救済に充てる仕組みが必要だと考えます。

これは道義的にも、法的整備が進む中での企業責任としても、極めて妥当な提案であると確信しています。

結びに これ以上、私のような被害者を生まないために。国民の財産と人生を守るために。SNS 広告・通信サービスを所管する総務省におかれましては、どうか早急に実効性ある規制・対策の導入をお願い申し上げます。 切実な思いとともに、心からのお願いを申し上げ、意見とさせていただきます。 【個人】	
意見 6－4 有害の広告に関してはデジタルメディアだけの問題ではない。従来媒体は経路が単純で問題になりにくい、という趣旨があるが、それにもかかわらず、新聞などでの非科学的な書籍広告などが従来から問題視されている。また、これらのメディアに対しての意見報告窓口はネットよりはるかに整備されていない。慰安婦問題をはじめとする偽造記事も多いのに、ファクトチェックに旧媒体は含めない、など、デジタルコンテンツだけを規制しようとする動きが多すぎ、これもその 1 件である。やるなら、メディアを限定しない、包括的な仕組みとするべきである。新聞、雑誌広告においても、掲載面に報告先を載せるなどを義務化すべきであるし、掲載基準もちゃんと発表させるべきではないだろうか。 また、後半の「有害コンテンツ」に関しても、一部の人間による勝手な有害判定に基づいており、有害コンテンツが事実有害だったという検証・証明が行われた例がない。そして、これは検閲に該当する。諸外国を例に出しているが、重性犯罪の多い諸外国を参考にする意味はまったくない。科学的・統計的根拠がまったくない有害コンテンツ指定は到底許されるものではない。 はっきり言って、重性犯罪を犯す者が、そういった規制団体、保護団体、宗教団体、(政治家、タレント)から出ていることに留意が必要である。本来理性と社会性があれば問題にならないコンテンツを「有害」とする人達にこそ、現実と空想を区別できず、社会的地位を利用して性犯罪を起している、という「事実」に目を向けるべきである。コンテンツと犯罪に因果関係はない。犯罪者があらゆるコンテンツを歪んだ思想で見るだけである。性犯罪者の家に「〇〇が」と言われるとき、絶対あるテレビや新聞は挙げられない。そして今回はネットである。何かに責任を押し付けてるだけである。 本法案は、デジタルかどうかを排し、全ての広告に対して行うべきであり、また有害コンテンツ、などという括りは不要で、「意図しない広告掲載」とだけすれば十分である。 【個人】	考え方 6－4 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

「デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ 中間取りまとめ（案）」に対する意見及びこれに対する考え方

項目
I 検討の背景
II 検討の視点～レイヤーごとの整理～
III 事業者ヒアリング
IV 対応の方向性
1 情報レイヤーに関する検討①：権利侵害情報への対応の在り方
1-1 総論
1-2 被侵害者以外の第三者からの申出への対応
2 情報レイヤーに関する検討②：その他違法情報への対応の在り方
2-1 行政機関からの通報への迅速な対応
2-1-1 法令違反情報に関する行政機関からの削除要請
2-1-2 行政機関から法令違反情報に関する削除要請があった場合の免責
2-2 適格性のある第三者からの通報への対応
3 情報レイヤーに関する検討③：有害情報への対応の在り方
4 サービス設計レイヤーに関する検討：違法情報・有害情報共通の対応の在り方
4-1 違法・有害情報が流通するリスクとリスクへの対応の在り方
4-1-1 リスク評価・軽減措置に関する対応の在り方
4-1-2 経済的インセンティブに起因するリスクへの対応の在り方
4-1-3 レコメンダシステムに関する対応の在り方
4-2 適切な情報表示の在り方
4-2-1 プロミネンス（優先表示）に関する対応の在り方
4-2-2 AI生成物のラベル付与に関する対応の在り方

4-3 利用者の確認に関する対応の在り方(アカウント開設時の本人確認等)
5 その他
5-1 マルチステークホルダーによる協議会
5-2 執行当局の執行権限・体制の強化
V おわりに
全般
その他

「デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ 中間取りまとめ(案)」に対する意見及びこれに対する考え方
 ※寄せられた意見を類型化した上で、主な意見を掲載しています。

取りまとめ(案)の内容に関連する御意見

Ⅰ 検討の背景	
意見 (1)	考え方 (1)
P4 「また、諸外国においても」 諸外国の動向として、アメリカ合衆国における動向も記載されてはいかがでしょうか？ アメリカは SNS への干渉を抑制する方向で政策を進めており、「諸外国においても未だ試行錯誤」であることの証左として、また、本邦と最大の同盟国かつ世界最大のテック大国における事例として、記載されていないことが不自然に感じられます。 1/21 時事通信 「SNS「検閲」停止を宣言 投稿管理への政府介入禁止―米大統領令」 https://www.jiji.com/jc/article?k=2025012100808&g=int 【個人】	諸外国の制度動向を網羅的に記載することができないため、主なものを記載しており、例えば米国における動向についてもP65で参照しています。
意見 (2)	考え方 (2)
選挙(国民選挙含む)について、SNSやネット情報の規制が国会や両院議員総会等で議論がなされていますが、選挙の情報流通については表現の自由に加えて政治活動の自由や選挙運動の自由等の本検討会では考慮されていない様々な視点からの検証が改めて必要になることから、本検討会の中間まとめ及びこれから成される最終まとめを適用することは不相当となる懸念がある。本中間まとめにおいて、選挙に関する情報流通の規制等に関して本検討会でのまとめを拙速に適用することはできないことを明記されてはいかがでしょうか？(仮に、制度WG p3注6の記載にてこのような趣旨を表しているなら、その意図を読み解くことは難しく、不十分な記載に思います。) 【個人】	「デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ」(以下「本WG」という。)中間取りまとめ(案)(以下「本取りまとめ(案)」という。)は、当該注釈に記載のとおり、選挙におけるSNS利用に関する制度的対応の在り方について方向性を示すものではありません。
Ⅱ 検討の視点～レイヤーごとの整理～	
意見 (3)	考え方 (3)
P6、「偽・誤情報」 「偽・誤情報」の定義を本文および／又は注において記載してはいかがでしょうか？	本取りまとめ(案)における、「偽・誤情報」は図表1で説明していますが、御指摘も踏まえ、デジタル空間における情報

その意味を文章から読み解くことができません。恐らくは図表1の内部の文章(偽情報・人を混乱させた り・・・)がその定義に当たるのかもしれませんが、図表中の記載に気づくことは難しく、しっかりと本文や注に記 載がないと分かりません。 また、本 WG のまとめ全体、および、広告 WG のまとめ全体においても、「偽・誤情報」の定義は同じでしょう か？例えば、本ページ下側では「いわゆる偽・誤情報」と出てきますが、他の箇所の「偽・誤情報」とは異なるの でしょうか？ 「偽・誤情報」は情報の内容や流通の様態(拡散など)によって決まるものであり、発信者の属性により決まるも のではない、と理解してよろしいでしょうか？ 「偽・誤情報」は情報の内容や流通の様態(拡散など)によってだけでなく、発信者の意図や意識も判定に影 響する、と理解してよろしいでしょうか？ 【個人】	流通の健全性確保の在り方に関する検討会とりまとめ(令 和6年9月)(以下「健全性検討会とりまとめ」という。)P28 注釈41及び42の記載「偽情報(誤りが含まれる情報のう ち、発信者が事実でない事項を事実であると誤認・誤解さ せる意図を持って発信したもの)及び誤情報(誤りが含まれ る情報のうち、発信者が事実でない事項を事実であると誤 認・誤解させる意図を持たずに発信したもの)」に倣う形で 修文いたします。
意見 (4)	考え方 (4)
この中間まとめ(案)は「偽・誤情報」が判定できる前提での記載に見えるが、どのように判断されるのかを記載 されてはいかがでしょうか？あるいは、「偽・誤情報」の判定が容易でない情報も多く、判定および判定に沿っ た諸対応には慎重さが求められる」と追記されてはいかがでしょうか？ 「偽・誤情報」の判定は容易でなく、例えば袴田事件等のえん罪事件であったり、HPV ワクチンに関する薬害 疑惑であったり、一時的に正となった情報(その反対の情報は偽)が一転したり、最終的には偽情報として確定 しつつもその途上に置いては偽情報との判断が難しいものなど、様々な状況のものがあ、即座に「偽・誤情 報」とは断定すべきではない事例も多いように思います。 例えば、いわゆる「ファクトチェック」の専門家の間でも判定の異なる事例として、直近では日本ファクトチェック センターが誤情報と判断した事案に対し、ファクトチェック・イニシアティブ発起人である楊井人文弁護士が異 を唱えた事例があります。 https://www.factcheckcenter.jp/fact-check/politics/false-koizumi-seatbelt-video/	御指摘のとおり「偽・誤情報」の判断が必ずしも容易でない ものもあることも踏まえ、本取りまとめ(案)においても、例え ば収益化停止措置に関するP55の記載において、「(前略) の「対象情報」に関しては、具体的にどのようなキーワードや 動画・画像が含まれていれば特定の場面に関わる情報で あると判断できるか、といった点などについて精査が必要で あるほか、定義の明確性、執行可能性、事業者による対応 可能性の観点からも検討することが必要である」としていま す。

https://note.com/h_yanai/n/nf854a97d5dda	
【個人】	
意見（５）	考え方（５）
P7・P33 ＞有害情報・偽・誤情報の定義をどうするのか。また、偽・誤情報を判定は出来るだろうがどのようなやり方でやるのでしょうか？もし、偽・誤情報と判定されたが真実の情報だったらどうするのか。違法でも偽・誤情報でもない有害情報を規制を検討する理由、考え方が書かれていないのに有害だからと言って規制するのか？違法でも偽誤情報でもない有害情報の場合、違法でも偽誤情報でもない事から規制の必要はないと考えます。 【個人】	「有害情報」、「偽・誤情報」の説明については、P7・P33等に記載しているところです。P33「3 情報レイヤーに関する検討③：有害情報への対応の在り方について」の記載のとおりに、「有害だからと言って」規制するものではなく、表現の自由にも配慮した慎重な検討が必要であると考えます。
意見（６）	考え方（６）
7P、本 WG 資料9の3有害情報「災害発生時に外国人が犯罪行為を行っているとする偽・御情報」について。犯罪時のデマとしては、金融詐欺、偽の救助要請、自衛隊の服の窃盗団がいる。 救助が動いてない、復興をせずに見捨ててる、インフラに関するもの、近年特に酷かったのは放射能関連と様々でです。 外国人関連のデマが無いとは言いませんが、もっと酷く被災者の命や財産を奪うデマがあるのに、これだけを取り上げるのは不自然だし今後の対策に歪みがでます。かといって細かく指定しすぎると、逆にそれ以外に対応できません。 よって「災害時に人命・財産・治安・人心に悪影響を与える偽・御情報」に変更をしてください。 【個人】	当該図表1に記載している例は、該当する事例を網羅的に記載したものではなく、「災害時に人命・財産・治安・人心に悪影響を与える偽・誤情報」も「偽・誤情報」に含まれ得る考えます。
意見（７）	考え方（７）
P7 出典：本 WG 資料9—3（一部修正）の有害情報の具体例 「災害発生時に外国人が犯罪行為を行っているとする偽・誤情報」とあるが、これは事実が混じっている可能性を全否定する例であり、内容を精査せず事実であった場合も誤情報扱いとするのか？ 災害時以外で、偽・誤情報ではない外国人の不法行為が拡散されている状況をふまえると、具体例として不適切であり、削除すべき。	御指摘の具体例については、事実が摘示されている場合まで、「偽・誤情報」とするものではありません。

P33 災害発生時に外国人が犯罪行為を行っているとする偽・誤情報といったものも P7 の指摘と同様、外国人に関わる情報がすべて偽・誤情報の前提であることが問題である。見方によっては「この具体例を考えた人間は、日本人はチャンスがあれば外国人を貶めることを行うという差別的な思い込みがある」「真偽関係なく滞在者や移民のイメージを下げる情報が拡散されると困る」とも捉えられる。この具体例は不適切であり、別の具体例を挙げるのであれば、能登半島地震で実際に発生した「嘘の救助依頼を被災地の住所と合わせて拡散する」などが適当ではないのか。 【個人】	
Ⅲ 事業者ヒアリング	
意見（８） プラットフォーム事業者によるインターネット上の違法・有害情報への取り組みの現状を把握するため、本WGがプラットフォーム事業者にヒアリングを行うなど、精力的に検討を進めてきたことに敬意を表します。プラットフォーム事業者の取り組みの透明性を確保するため、今後も継続的にヒアリングを実施することが必要です。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	考え方（８） 本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（９） 以下の箇所は次のとおり改める必要があると考えます。 P9「利用規約等に照らして違法性の判断を行い、法令違反のおそれがあることを確認した際には、投稿の削除やアカウントの停止措置を実施している」 【修正案】 「然るべき政府当局から現地法に違法する旨の通報があった場合には、まず利用規約等に照らして検討し、利用規約等違反が認められるときには削除等を行う場合もある。また、現地法違反に関して、原則として事業者は判断できる立場にないものの、確定判決がある場合には必要な対応を行う。通報の内容を精査し、必要な対応を行う場合もある。」 【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】	考え方（９） 過半のヒアリング対象事業者から当該回答があったことは事実であるため、原案のとおりとさせていただきます。
意見（１０） p9 「違法情報に対する利用規約等に基づく対応」の事業者のヒアリングによると、違法情報は削除している旨の回答があったようだ。違法となっていない差別情報について考えると、被差別当事者にとって納得のいく基準	考え方（１０） 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

作りが必要だ。また、「何が差別にあたるのか」が不明確なので対応できなかったのか、さらに事業者への調査が必要である。 【個人】	
意見（11）	考え方（11）
P10(3)違法・有害情報への共通する対応 通報されたアカウントやコンテンツを処分する前に、本当に削除対象であるか各企業の担当者が判断していると思われるが、その判断についてどのようなルールを設けているのかが不明である。 ルールがあったとしても、個人の政治思想や宗教観の中では問題なしの扱いとされ、削除されるべき内容が放置される問題が発生している可能性を考慮できていないため、複数人で判定するなど、削除されるべき情報が放置される問題が発生しない仕組みを明確に設定すべきではないか。 【個人】	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号、以下「情報流通プラットフォーム対処法」という。）に基づき、大規模特定電気通信役務提供者は、策定した削除基準の公表が義務付けられているものと承知しています。
意見（12）	考え方（12）
p10 ヒアリング対象事業者が「リスク評価作業の負担への懸念」を示しているところ、サービスの公共性を考えると責任は重く、放置することは無責任とも考えられる。ネットでは民主主義を破壊する差別煽動がおこなわれ、選挙に際しての市民の判断をゆがめる状況などを生み出す。社会全体で対策を考えなければならない。研究者への情報提供で分析の負担を軽減させること、被差別当事者の意見を採り入れる場面も設けることなどで、より公共性を高めるシステム構築が必要だ。 【個人】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
IV 対応の方向性	
1 情報レイヤーに関する検討①：権利侵害情報への対応の在り方	
1-1 総論	
意見（13）	考え方（13）
（該当箇所） P12 具体的には、①削除対応の迅速化に係る措置として、被侵害者から権利侵害情報の削除申出を受け付けるための窓口・手続の整備・公表、十分な知識経験を有する者の選任、削除申出に対する原則7日以内の判	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

断・通知等が義務付けられている(以下「迅速化規律」という。) (意見) デジタル広告・投稿は拡散力が高く、被害も刻々と拡大する。7日以内の判断・通知では迅速性に欠け、被害の抑止効果が得られにくいいため、削除申し立てを受けてから24時間以内の判断・削除・通知等の義務付けを求めます。 また、一定の要件を設け、その要件を満たす権利者からの申し立てに対しては即時に判断・削除・通知等の義務付けを求めます。 【国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)】	
1-2 被侵害者以外の第三者からの申出への対応	
意見 (14)	考え方 (14)
(該当箇所) P15 具体的検討に関する意見 (意見) 「適切な第三者からの申出に対しても(中略)総務省は、関係省庁と連携しつつ、被害者支援団体等の聴取などを通じた実態把握を行うことが適当である」との方向に関して賛同し、意見を述べます。 私たちは、現在、インターネット上で「識別情報の摘示」を繰り返している者を相手に訴訟を起こしているところ です。 ご承知のように、個人が、権利侵害や誹謗中傷に対して訴えを起こすことは、費用や費やす時間も含めて本 当に大変です。そんな中、被告側はこの間、訴えを起こした原告(個人)に対してネット上で執拗に誹謗中傷を 繰り返して、精神的にも追い詰める行動まで起こしています。 係争中にあっても、リアルタイムで繰り返されている事実をぜひ知っていただきたい。 【部落解放同盟大阪府連合会】	係争中の案件に対して、本検討会としてお答えすることは 差し控えますが、本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見 として承ります。
意見 (15)	考え方 (15)

(該当箇所)

P15

具体的検討

(意見)

被侵害者からの削除申出に関わって「情プラ法」の透明化規律により、対応状況が公表されること。そのことを踏まえて、本省においてさらに検討されることに關して賛同し、意見を述べます。

ぜひ、どのような要件を満たす者・団体であれば、被侵害者以外の第三者からの削除申出が行うことができる等の制度的な対応がなされることを強く希望します。

私たちは「全国部落調査」復刻版出版事件に係る訴訟を経験しました。確定判決以降も、ネット上で「識別情報」が流布・拡散している現実には厳然と存在しています。

私たちは、それぞれの被差別部落を拠点に、部落差別の解消へ、様々な取り組みを自主的・主体的に進めている団体です。現在は「被差別部落の識別情報の摘示」に係る問題について係争中ですが、個人が訴えを起こすことの心理的・精神的・身体的な負担は計り知れないものがあります。

そして誹謗中傷などの投稿により「被害(精神的苦痛や人格権の侵害)を受けた」「被害を受けている」立証事実を、原告本人が証明するしかない—という現行制度の在り方にも問題があると考えています。被侵害者の救済及び支援については、もっと選択肢があっても良いのではないのでしょうか。

具体的に検討されているように、被侵害者の訴えを代弁したり、代行して削除の申出を行うことができる環境づくりと諸条件の整備。それに加えて、

大規模プラットフォーム事業者(以下「事業者」という。)の削除基準と照らしあわせた結果、削除とは認定されなかった事案で、被侵害者(代行者含む)から削除の再要請や不服申し立てがあった場合、事業者任せでなく、専門家等から助言等を通じて共同作業で、問題事案についての調査・分析にあたることのできる体制の整備。

調査等で下された裁定結果をふまえて、被侵害者へのフォローアップ、加害者への説示、是正や勧告、あるいは更なる健全化に向けた政策等の提言が行える仕組みなどです。

また「権利侵害を受けた心理的影響」を被った被侵害者は誰にも相談することなく「泣き寝入り」していることが

本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。
その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

あります。「情ブラ法」に関わる専門研修を受講したピアサポートなど当事者性を担保した相談支援や、法テラスなどもあわせて「相談しやすい」多様な相談支援体制(既存を活用)の整備と必要な資質を有した人材の育成のあり方などをぜひご検討いただきたい。 【部落解放同盟大阪府連合会】	
意見 (16)	考え方 (16)
(該当箇所) P15 また、現時点においても、大規模プラットフォーム事業者は、権利侵害情報について、被侵害者以外の第三者からも削除申出を受け付けている。削除要請への対応に関して、被侵害者からの申出に限って情報流通プラットフォーム対処法の義務である迅速な対応(原則として7日間以内の判断・通知)等を行うべきか、あるいは被侵害者以外の第三者からの申出であっても情報流通プラットフォーム対処法の迅速化規律に則った対応を行うべきかについては、今後の大規模プラットフォーム事業者による対応も注視して検討することが適当である。 (意見) 改正法における迅速化規律は、権利侵害の当事者である本人からの申出を対象とすることで、実効的かつ効率的な被害者救済を図るものです。例えば名誉毀損とされる表現の真実性や、著作権侵害のライセンスの有無などの確認には、権利侵害の当事者による確認が必要ですし、そもそも権利者が権利行使をしないと判断する自由もあり、その観点からも合理性があります。本案が示唆する「被侵害者以外の第三者からの申出」への迅速化規律の拡大は、申出の濫用を招き、審査リソースを不必要に圧迫するリスクが極めて高いと考えます。これにより、本来迅速に救済されるべき被害者への対応が遅れる事態は避けねばなりません。 まずは施行されたばかりの改正法の枠組みの下で、本人による申出制度が社会に定着し、その実効性を十分に見極めるべきです。 第三者による申出への対応義務化の検討は、改正法の運用実態を数年にわたり検証した後に行うべきであり、現段階での性急な議論には反対します。 【グーグル合同会社】	本取りまとめ(案)1－2に記載のとおり、「今後の大規模プラットフォーム事業者による対応も注視して検討することが適当」であり、「情報流通プラットフォーム対処法の透明化規律により公表された事項に関する適切なモニタリング等も通じて実態を把握しつつ、当該規律を設ける必要性等について、更に検討することが適当」(P15、16)と考えます。 頂いた御意見については、当該記載とともに、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 (17)	考え方 (17)

(該当箇所) P15 この点、情報流通プラットフォーム対処法の透明化規律により、被侵害者以外の第三者からの削除申出も含めて、今後、大規模プラットフォーム事業者が対応状況を公表することとなっていることから、総務省は、情報流通プラットフォーム対処法の透明化規律により公表された事項に関する適切なモニタリング等も通じて実態を把握しつつ、当該規律を設ける必要性等について、更に検討することが適当である。 (意見) 情報流通プラットフォーム対処法において、総務省のモニタリング権限は定められていません。あたかも同法が総務省にモニタリング権限を与えているかのような誤解のもとで、(後述するような)不適切な共同規制的な運用とならないよう、留意していただきたいと思います。 【グーグル合同会社】	総務省における情報流通プラットフォーム対処法の運用において参考とされるものと考えます。なお、ここでいうモニタリングは権利制限又は義務に当たらない措置(強制ではない措置)も含むものであり、情報流通プラットフォーム対処法にモニタリングに関する個別の規定がないことがモニタリングの実施を妨げるものではありません。
意見 (18)	考え方 (18)
(該当箇所) P16 なお、検討の際には、あらゆる者から根拠不十分の大量の申出が濫用的になされ、大規模プラットフォーム事業者の対応が滞り、結果として本来迅速に対応すべき申出に適切に対応できなくなるおそれもあることから、「適切な」第三者としてどのような要件を満たす者・団体を想定すべきかについても併せて検討することが重要である。 (意見) あらゆる者から根拠不十分の大量の申出が濫用的になされるリスクを含め、様々な弊害がある点に留意すべきという点に賛同すると同時に、仮に検討を進めるのであれば、プラットフォーム事業者の意見を聞きつつ、慎重な議論をお願いします。 【グーグル合同会社】	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 (19)	考え方 (19)
(該当箇所)	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。

P17 どのような要件を満たす者・団体であれば、濫用的な申出を防ぎつつ、適切なプロセスにより、大規模プラットフォーム事業者迅速な対応を求めるに足ると判断できるかについて、引き続き検討することが適切である。 （意見） 第三者からの申出が必要なケースも少なからずあると思われるため、迅速な検討を期待します。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	
意見（20）	考え方（20）
p15 「被害者支援団体等の聴取」など実態把握に努める、とある。差別に関していえば、「複合差別」「現代的レイシズム」「識別情報の摘示」など課題がある。特に、差別の被害が深刻な「在日韓国・朝鮮人」「部落」について調べるべきだ。 【個人】	当該記載は、権利侵害情報に係る被侵害者以外の第三者からの侵害情報送信防止措置の申出について、大規模プラットフォーム事業者に対して削除対応の迅速化を義務付ける必要性等の検討の観点から、「今後、総務省は、関係省庁と連携しつつ、被害者支援団体等の聴取などを通じた実態把握を行うことが適当である」としたものになります。
意見（21）	考え方（21）
P15 「被害者支援団体等の聴取」 聴取に当たり、総務省には聴取先となる団体等の適格性を十分に見極めたうえで聴取を行うよう努めること、更に、聴取した内容は個人情報情報の漏洩等には最大限配慮したうえで極力公開されることを勧めます。 例えば、法務省「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」に記載されている通り、『「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為など』があり得るやに書かれており、もし聴取先がこういった方々であった場合には国民からの共感・理解を得ることが難しくなることを懸念します。 【個人】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（22）	考え方（22）
P15・P17	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと

＞被害者支援団体等の聴取等を通じた実態把握 聴取する団体を適切に選んで欲しい。例えば有識者会議に参加する・したメンバーが所属する団体ではない団体を選定する等。また、聴取はエピソードではなく、定量的客観的な事実にして実態を把握するようにしてほしい。 被侵害者以外の第三者による削除申出に関する制度検討 ＞削除申出する第三者の適格性だけではなくどのような選び方で選ぶのか、選定後の判断内容等、透明性を高くする施策検討もしてほしい。P34 の法益侵害と同じく、第三者が削除を申請したとしても第三者の意見及び感情等で削除をしてはいけなとを考えます。 【個人】	考えます。
意見（23）	考え方（23）
P15「実態把握」 実態把握は、団体等のエピソードベースではなく、エビデンスをもって行い、その結果を速やかに公開するよう望みます。 【個人】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（24）	考え方（24）
p16 「「適切な」第三者」からの削除要請については、地方自治体からの削除要請には答えるべきだ。住民からの訴えに寄り添った対応をしている地方自治体の申し出を尊重する必要がある。地方自治体の担当者は申出を行うにあたって綿密な調査をおこなっている。都道府県などを通じて、各地の取り組みの調査をしていただきたい。 【個人】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（25）	考え方（25）
P17「どのような要件を」 第三者としてどういった者・団体が適当かに加えて、スキームの改善も検討すると記載してはいかがでしょう？	本取りまとめ(案)P17の「これらのスキーム」の改善等については、所管省庁において検討・判断されるものであるため、原案のとおりとさせていただきます。

例えば、「者・団体」が民間であれば特に、前記「者・団体」の選定プロセスの公平性・透明性等を確保する方策、申し出への対応状況とその判断についての透明性を高める方策、また、者・団体の活動そのものの公平性・透明性等を高める方策が、運用と同時に整備されている必要があります。 【個人】	
意見（26）	考え方（26）
1 情報レイヤーに関する検討①：権利侵害情報への対応の在り方 について 全体を通して、これらの権利侵害・偽情報等の問題は大手のショッピングサイト、ECサイト、フリマアプリ、ストックフォト、オンライン教材・講座を販売するサービスといったユーザー投稿型のサイトで同様の問題が発生している。 「3 事業者ヒアリング」の対象となった事業者は一般ユーザーが情報発信ツールとして活用しているサービス提供者に偏っているが、通報窓口に必要な要件を設ける議論を進めるにあたっては各種販売サイトにも適切に対応出来るよう検討を進めてほしい。 1-2 被侵害者以外の第三者からの申し出への対応 について 大手ショッピングサイト・フリマアプリ等では第三者が権利者の許諾を得ずに肖像・画像を不正に利用した製品等が日々販売されている。これらは殆どの権利者にとって不利益な事案にも関わらず、権利者本人がすべてに対応する事は困難である。 第三者からの通報があっても権利者が対応出来るとは限らず、悪戯の通報で正当な販売物の流通まで停止する恐れがある事から、第三者からの申し出に対して安易に対応する事は危険である。しかし、被害にあった権利者が画像の権利者であるという確実な証明ができ、尚且つ転載行為を禁ずると表記を行っていた場合などは第三者からの通報も受け付けるべきではないか。 あるいは通報に対して削除対応を行うだけでなく、自動化システムを用いた検索並びに権利者と販売者の関係性の確認、必要に応じ原著作者へ還元を行う等の導線整備なども考えらえる。 【個人】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
2 情報レイヤーに関する検討②：その他違法情報への対応の在り方	
2-1 行政機関からの通報への迅速な対応	
2-1-1 法令違反情報に関する行政機関からの削除要請	

意見（27）	考え方（27）
政府機関や公益を代表する団体からのコンテンツ削除要請（Take Down Requests：TDR）を受けて、プラットフォームにコンテンツを削除する一般的な義務を課す必要はありません。このような義務は検閲の制度化につながるリスクがあり、日本の憲法が保障する表現の自由（第21条）を損なうおそれがあります。より適切でバランスのとれたアプローチとしては、明確に定義され、かつ適当であると認められたプロセスを通じて行われた政府からの要請に対しては適当に対応することをプラットフォームに求めることが考えられます。合法性、比例性、手続的保障に十分配慮しつつ、Global Network Initiative（GNI）における表現の自由およびプライバシーに関する原則と一致させることがグローバルな原則に照らして適当です。 https://globalnetworkinitiative.org/gniprinciples/ 政府のTDRに対して適当な措置を講じることを要求する規制は、法の支配及び適正手続の保障に基づくものでなければなりません。単一の、そして公的に認められた担当当局が、明確に定義された要素に照らして妥当なコンテンツに限り、TDRをすることができるようにするべきです。考慮要素には、(i) 削除対象となるコンテンツの種類に係る明確な定義、(ii) URL、タイムスタンプ、法的な根拠規定などの正式な提出要件等を通知するための定められたルート、(iii) プラットフォームが違法又はその範囲が広すぎると考えるTDRに対しては異議を唱えることができる異議申し立て・紛争処理メカニズムを含める必要があります。これらを確保するにより、より高い透明性と説明責任が確保され、TDRが濫用されることを防止することができます。 また、プラットフォームには、TDRの合法性と比例性を評価する柔軟性も与えられるべきです。 プラットフォームは、仲介者であり、コンテンツの制作者でも編集者でもありません。その役割はコミュニケーションを円滑化することにあります。そのため、責任に関するいかなる枠組みも、コンテンツの元となる提供者と中立的な仲介者の責任の間に明確な区別を保たなければなりません。こうした原則は、マニラ原則に代表される確立された国際的な枠組みの核となる部分です。コンテンツ制作者や発信者に主要な責任を負わせ、プラットフォームが善意で行動する場合には「セーフハーバー」保護をすることによって、責任あるコンテンツ管理が可能になります。こうすることによって、オープンなインターネットが維持されてきたことを留意する必要があります。 https://manilaprinciples.org/index.html 最後に、公共の安全や法執行に係る場合を除き、政府のTDRに基づいて削除されたコンテンツについて、ユ	御指摘も踏まえ、「V おわりに」において、以下の下線部分を追記いたしました。 「総務省においては、2025年4月1日に施行された情報流通プラットフォーム対処法の適切な運用に努めるとともに、本WGの提言や国際動向等も踏まえつつ、制度的対応について検討を深めることが適当である。」 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

ーザーに通知する権利をプラットフォームに認める必要があります。 信頼できる第三者機関との関係については、Metaでは、違反の可能性のあるコンテンツの特定を支援するために組織と提携する信頼できるパートナープログラムを実施しています。コンテンツガバナンスへのマルチステークホルダー・アプローチに自主的に参加するためのインセンティブをプラットフォームに与える法律・規制は容認できますが、それぞれのビジネス上のニーズやモデルに応じたパートナーシッププログラムを開発する柔軟性が与えるべきです。法律・規制や規制当局は、プラットフォームに対して、政府によって承認又は審査された特定の組織と協力することを義務付けるべきではありません。 Metaは、コンテンツが削除されたユーザーに対する正当な手続きへのアプローチとして、透明性、説明責任及び異議申し立ての機会を重視しています。 Metaがコミュニティ規定又は現地法に違反したとしてコンテンツを削除する場合、ユーザーはサポート受信箱またはサポートリクエストを通じて通知され、特定のポリシー違反に関する情報とともに、その決定を理解するのに役立つガイドラインが提供されます。 https://transparency.meta.com/jaip/enforcement/taking-action/taking-downviolating-content/ ユーザーには再審査をリクエスト する機会が与えられ、これにより、追加の人の目による監督を含む可能性のある二次審査プロセスが開始されます。 https://www.facebook.com/help/2090856331203011?helpref=faq_content またMetaは、対象となるユーザーが、特定のコンテンツに関する判断について、独立した組織である監督委員会に異議を申し立てることを可能にしています。監督委員会の決定は拘束力を持ち、各ポリシーについての勧告はMetaによって公に検討されます。 https://www.facebook.com/help/711867306096893?helpref=faq_content 【Meta Platforms, Inc.】	
意見（28） （該当箇所） P22 こうしたことを踏まえれば、法令違反情報への対応の在り方として、違法性の判断が可能な専門の行政機関からの通報を受け付け、優先的に対応する体制整備を大規模プラットフォーム事業者に求めることは、制度的対応の方向性として有効な手段であると考えられる。	考え方（28） 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

(意見)

「違法性の判断が可能な専門の行政機関からの通報を受け付け、優先的に対応する体制整備を大規模プラットフォーム事業者に求めること」は、慎重な検討が必要です。日本の三権分立の原則から、最終的な法的拘束力を持つ違法性の判断は裁判所にあり、行政機関の法解釈は原則として行政内部の指針との理解です。しかし、行政機関の一般的な条文解釈それ自体はもちろん、個別具体的なコンテンツを違法と判断し削除を申請することの影響力の大きさを考えれば、この検討を進める際には、行政機関による判断の内容・方法の合理性、透明性、そして表現の自由への影響を十分に考慮する必要があります。この手段の検討に際しては、多角的な視点から慎重に議論されるべきです。

なお、Googleの政府からの削除依頼への対応についての考え方は以下のとおりです。

世界中の裁判所や政府機関から、Google のサービスからのユーザー作成コンテンツの削除を求める要請が定期的に寄せられます。Google は、このような要請に関する正式な透明性レポートを(2010 年に)公開した最初の企業です。Google のプロセスや受け取った要請の件数については、最新の透明性レポートの[「政府からのコンテンツ削除依頼」](#)セクションで詳しくご確認いただけます。

さらに、Google は自動化されたシステムと報告チャネルを使用して、コンテンツ ポリシー(YouTube のコミュニティ ガイドラインなど)に違反する可能性のあるコンテンツを検出し、ポリシー違反が判明した場合はそのコンテンツを削除したり、年齢の低いユーザーに不適切と判断されたコンテンツに年齢制限を設けたりするなどの措置を講じます。ポリシーに違反するコンテンツの中には違法なものもありますが、トラスト&セーフティ チームはコンテンツをコンテンツ ポリシーに照らしてのみ評価し、違法性の判断は行いません。

違法なコンテンツに関する申し立てを管理するため、Google は、政府からの削除依頼を受理、確認し、対応するための、これとは別個の、しかし同様に堅牢なプロセスを維持しています。Google はこれらの要請を精査し、国内法および国際的な人権規範に裏付けられているかを確認し、国内法またはプラットフォーム全体のポリシーの問題としてコンテンツを削除すべきかどうかを判断します。Global Network Initiative の原則へのコミッ

トメントに基づき、Google は政府からの要請の正当性と完全性を評価します。要請は書面であり、適切なチャネルを通じて行われ、削除対象のコンテンツについて可能な限り具体的であり、そのコンテンツがどのように違法であるかの説明が明確でなければなりません。 【グーグル合同会社】	
意見（29） （該当箇所） P22 法令違反情報への対応の在り方として、違法性の判断が可能な専門の行政機関からの通報を受け付け、優先的に対応する体制整備を大規模プラットフォーム事業者に求めることは、制度的対応の方向性として有効な手段である。 （意見） インターネット広告等には、法令に違反する情報が氾濫していることから、趣旨には賛同します。そのためには、専門の行政機関からの情報が迅速に発出されることが必要と考えます。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	考え方（29） 本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（30） 今後、将来的に制度化の議論が行われるとしても、政府や公益団体からのコンテンツ削除要請に対して、プラットフォームに法的な削除義務を課すことについては、日本国憲法で保障されている表現の自由との関係に十分に留意する必要があります。 政府が削除要請を行う際には、表現の自由とのバランスを考慮し、合法性、比例原則、手続的保障などのグローバルの議論動向にも配慮しつつ検討することが必要です。 https://globalnetworkinitiative.org/gni-principles/ また、今後、政府による削除要請を制度化する場合には、透明性の確保および説明責任の担保、そして権限濫用の防止の観点から、明確な権限を持つ規制当局との運用範囲を明確に定義する必要があります。 また、プラットフォームには削除要請の妥当性を評価する柔軟性が与えられるべきであり、コンテンツ作成者と中立的な仲介者の役割を区別して考える必要があります。仲介者がオンライン・コンテンツの制限を求められる際のルールを定めた国際ガイドラインの改訂など、グローバルな議論の動向も十分に考慮する必要があります。	考え方（30） 御指摘も踏まえ、「V おわりに」において、以下の下線部分を追記いたしました。 「総務省においては、2025年4月1日に施行された情報流通プラットフォーム対処法の適切な運用に努めるとともに、本WGの提言や国際動向等も踏まえつつ、制度的対応について検討を深めることが適当である。」

す。 https://manilaprinciples.org/index.html 上記を踏まえ、以下の箇所は次のとおり改める必要があると考えます。 P22「今後、取組状況を把握・分析し、表現の自由に配慮しつつ、制度的な対応の必要性を精査していく必要がある。」 【修正案】今後、取組状況を把握・分析し、表現の自由に配慮するとともに、合法性、比例原則、手続的保障などのグローバルな議論の動向を十分に考慮しながら、制度的な対応の必要性を精査していく必要がある。 【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】	
意見（31）	考え方（31）
（該当箇所） P22 行政機関からの削除要請に対してプラットフォーム事業者がどの程度の処理期間で対応を行っているかを含め、今後、取組状況を把握・分析し、表現の自由に配慮しつつ、制度的な対応の必要性を精査していく必要がある。 （意見） 処理期間に関する情報は、優先的に対応する体制整備を求める必要性の検討には特段有意な内容ではないと思われます。例えば、例えば、2時間の動画を審査する時間は、140文字の投稿を審査する時間よりも長くなりますし、猥褻や暴力的な動画の判断と、差別的な言動に関する判断についても審査する時間は異なります。これらの性質の違いを捨象して形式的・硬直的に処理時間を考慮することは、かえって不適切な規制や、（短い時間での優先対応を求められる結果などによる）「過剰削除」を招く危険が高く、自由で開かれた表現の場が萎縮することにつながりかねないものと考えます。 【グーグル合同会社】	御指摘のような状況も含め、プラットフォーム事業者の取組状況を把握・分析し、表現の自由に配慮しつつ、制度的な対応の必要性を精査していく必要があると考えます。
意見（32）	考え方（32）
（該当箇所） P23 仮に大規模プラットフォーム事業者に体制整備を求めるとしても、法令違反情報には様々な種類・性質のもの	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。

が含まれており、また、その流通がもたらす社会的影響の大小や罰則の有無も様々であることや、事業者による迅速な対応を過度な負担なく実現する観点からも、今後、優先的対応が求められる法令 違反情報や削除要請の主体となり得る行政機関の種類・要件を更に精査し、優先対応スキームを利用する通報・要請の範囲を絞り込むことが適当である。 （意見） この記載については賛同します。この記載の内容をベースに、慎重な議論をお願いします。 【グーグル合同会社】	
意見（33）	考え方（33）
（該当箇所） P23 また、その際には、行政機関に対して、法令ごとに削除要請を行った件数などの公表を求めるなど、透明性の確保の在り方についても併せて検討することが適当である。 （意見） 強く賛同するとともに、透明性のみならず、その判断の正当性の担保や、法的な解釈や事実認識に相違がある場合にはプラットフォーム側でも責任を問われることなく削除しないという選択肢が与えられることが重要だと考えます。 【グーグル合同会社】	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（34）	考え方（34）
（該当箇所） P23 行政機関に対して、削除要請を行った件数などの公表を求めるなど、透明性の確保の在り方についても併せて検討することが適当である。 （意見） 総務省「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ(第7回)」(2023年6月1日)配	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

付資料1「インターネット上の人権侵犯事件の処理について」(法務省)で公表されている各プラットフォーム事業者への削除要請件数に係る資料と、当社が要請として受理・対応しメディア透明性レポートで公表している件数にはズレがみられるところ、要請件数を明らかにするだけでなく、行政機関側においても要請について責任を負う窓口や要請手続きについて明らかにし、対応について相互に確認を行うことができるような仕組みを整備することが必要ではないでしょうか。 【LINEヤフー株式会社】	
意見 (35)	考え方 (35)
(該当箇所) P24 法令違反情報について、行政機関からの削除要請への迅速な対応の制度化を図る場合、発信者の表現の自由の保障の観点から、例えば異議申立手続を追加的に整備するなど、発信者への手続保障のための制度的対応について、特に検討を深めるべきである。 (意見) ここで想定されている「異議申立手続」の詳細が明確ではありませんが、仮に発信者からプラットフォームに対する手続きを想定するのであれば、法令違反情報への対応はプラットフォームの裁量に委ねられるべきであるし、その異議申立ての内容・粒度・方法についてもプラットフォームの裁量に委ねられるべきだと考えます。少なくともGoogleは、すでに発信者に対する異議申立て手続きを用意しており、行政機関の削除要請への迅速な対応が求められるからといって、特別な異議申立手続が必要であるとは思われません。また、異議申立ての内容が、行政機関の削除要請に関するものである場合には、プラットフォームは紛争の仲介者になるべきではないので、プラットフォームの外での異議申立手続を整備していただきたいと思います。 【グーグル合同会社】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 (36)	考え方 (36)
さらに、政府が行った削除要請の履歴について透明性を持ち、説明責任を果たすことは、制度の正当性を保ち、国民の信頼を維持するために重要です。削除請求者の権利保護等とのバランスも考慮しつつ、透明性確保の手法について検討されるべきです。 上記を踏まえ、以下の箇所は次のとおり改める必要があると考えます。	御指摘も踏まえ、「V おわりに」において、以下の下線部分を追記いたしました。 「総務省においては、2025年4月1日に施行された情報流通プラットフォーム対処法の適切な運用に努めるとともに、

P24「情報流通プラットフォーム対処法の透明化規律による、行政機関からの要請件数の公表状況など、同法の運用状況も注視する必要がある。」 【修正案】「情報流通プラットフォーム対処法の透明化規律による、行政機関からの要請件数の公表状況など、同法の運用状況及び政府による検閲を監視する国際的なプロジェクトにも注視する必要がある。」 【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】	本WGの提言や<u>国際動向</u>等も踏まえつつ、制度的対応について検討を深めることが適当である。」
意見（37）	考え方（37）
P22「一部のヒアリング対象事業者からは、対応の困難性の理由として、違法性の判断が困難である旨の回答があった」 現在その事業者のユーザーは権利侵害されても泣き寝入りや、有害な情報が放置されているという無責任な運用であり、法律の専門家を雇うなど早急に対応を命じるべきだし、違法性の確認が可能な状態を必須事項にすべき。 【個人】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（38）	考え方（38）
p22 事業者は「違法性の判断が困難」との回答があった。部落差別は地域性があり、地元の自治体の判断が重要である。 【個人】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（39）	考え方（39）
P24「表現の自由」 （本箇所の記載に限らないが）「表現の自由」は現代社会を健全に維持発展するために極めて重要な柱の1つであり、慎重の上にも慎重を重ねて検討を続ける本検討会の姿勢を支持するとともに、「表現の自由」をその意図によらず損なう懸念のある箇所には慎重を期すように書き添える現在の記載を支持します。 【個人】	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。
2-1-2 行政機関から法令違反情報に関する削除要請があった場合の免責	
意見（40）	考え方（40）
毎日何十億もの投稿が世界中で共有されており、Metaのポリシーに違反するコンテンツをわずかに見逃してしまう可能性はあります。法的枠組みは、善意によるコンテンツ管理プロセスに対してプラットフォームに保護を	本取りまとめ(案)に記載のとおり、行政機関から法令違反情報に関する削除要請があった場合の免責については、

与えるべきです。これは、安全性の確保と表現の自由の双方を両立させるオンラインエコシステムを構築するための最良のインセンティブとなるからです。 行政機関が違法であると主張するコンテンツの削除を求める場合、Metaはその要請の正当性と範囲を評価するために、法令及びポリシーに照らして審査を実施しています。同時に、政府による過剰な削除を防止し、表現の自由を不当に制限しないようにするための手続的保障を含む規制の重要性も認識しています。 プラットフォームが善意でコンテンツ管理を行うための最善のインセンティブは、ユーザーが投稿したコンテンツに対するモデレーションに関して、法的な保護を与えることです。これにより、違法なコンテンツやその他のポリシーに違反するコンテンツを強制的に削除しても責任を問われなくなります。一方で、政府からの削除要請に関しては、政府による適切な法的な審査や表現の自由の確保のための考慮を行うためのシステムやプロセスが整備される必要があるという基本原則をMetaは支持しています。 適切なコンテンツ規制を実現するためにプラットフォームに免責を与えるのではなく、要請を行う日本政府や総務省が、プラットフォームに過度な責任が課されることを防ぐために、正当なコンテンツ削除要請に迅速に対応できるよう、要請の透明性を確保すべきです。また、政府が対外的に説明責任を果たすためのプロセスを構築するために、行政側に必要な要件を設定することが求められます。 このような枠組みを構築するためには、(i) どの行政組織がその責任を負うのか及びその要請が行われる範囲を明確に画定すること、(ii) ユーザーへの通知と、許可されている場合には異議申し立ての機会の付与、(iii) 政府によるコンテンツ削除要請についての透明性の高い国民に向けての報告、などの濫用を防ぐ体制の構築を含めるべきです。これらの要素によって、政府による要請が表現の自由への圧力の抜け道にならないことが保証されることになります。 なお、Metaは、有効な政府からの要請に従って、善意でコンテンツに対応した場合には、プラットフォームに責任を負わせるべきではないという原則を支持しています。 【Meta Platforms, Inc.】	対応の迅速化を実現する必要性と、過剰な削除による表現の自由に対する制約をもたらす懸念との間のバランスを慎重に検討しつつ更なる検討が必要と考えており、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（41）	考え方（41）
（該当箇所） P26 プラットフォーム事業者が利用規約等に基づきコンテンツを削除した場合、一般的に同規約等に基づき免責される。	御指摘を踏まえ、当該記載を以下の下線のとおり修文いたします。 「プラットフォーム事業者が利用規約等に基づきコンテンツを削除した場合、一般的には、同規約等に基づき免責され

（意見） 利用規約に書かれていれば必ず免責されるわけではなく、利用規約の内容やプラットフォーム事業者による削除判断の妥当性等が争われ、損害賠償請求等がなされる可能性は常にあることに留意すべきである。そのため、以下に修文すべきである。 「プラットフォーム事業者が利用規約等に基づきコンテンツを削除した場合、同規約等に基づき免責されることもある。」 【一般社団法人 新経済連盟】	る。」
意見（42）	考え方（42）
（該当箇所） P26 一般論として、情報流通プラットフォーム対処法における権利侵害情報に関するプラットフォーム事業者の免責規定（第3条）や、諸外国の法令における規定のように、自らは発信者ではなく、あくまで「場」を提供しているプラットフォーム事業者が、過度に躊躇することなく、自らの判断で適切な削除等の対応をとるよう促されるような法的枠組みとして、免責規定は有効な手段といえる。 （意見） 賛同します。 【グーグル合同会社】	本取りまとめ（案）に対する賛同の御意見として承ります。
意見（43）	考え方（43）
（該当箇所） P26 しかし、例えば、行政機関から法令違反情報に関する削除要請があった際に、プラットフォーム事業者が当該要請に応じて削除を行った場合の免責の法的枠組みを設けた場合、当該要請があった情報に関して自ら違法性の判断を行わずに機械的に削除するインセンティブを生み、実際には違法情報ではないが疑わしいとされる情報が削除され、投稿の過度な削除等が行われるおそれがある。また、事実上の行政による検閲のリスクが生じかねないことなど、利用者の表現の自由に対する制約をもたらす懸念もある。	本取りまとめ（案）に対する賛同の御意見として承ります。

(意見) 賛同します。 【グーグル合同会社】	
意見 (44)	考え方 (44)
P27 「ただし、こうした懸念に対しては、事業者が自ら定める利用規約等において削除に関するポリシーや免責規定を設けていることが通常であり、当該利用規約等に沿って削除等の対応を行う限り、発信者との関係で損害賠償請求を受けるリスクは想定し得ないという指摘もある」以下に、次の文章を追記すべきである。 「一方で、プラットフォーム事業者は、利用規約に書かれていれば必ず免責されるわけではなく、利用規約の内容やプラットフォーム事業者による削除判断の妥当性等が争われ、損害賠償請求等がなされる可能性が常にあることに留意すべきという指摘もある。」 【一般社団法人 新経済連盟】	本取りまとめ(案)における当該記載については、本検討会において述べられた指摘を例示したものであるため、原案のとおりとさせていただきます。その上で、御指摘の「利用規約に書かれていれば必ず免責されるわけではなく、利用規約の内容やプラットフォーム事業者による削除判断の妥当性等が争われ、損害賠償請求等がなされる可能性」に関する御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 (45)	考え方 (45)
(該当箇所) P27 これらを踏まえると、行政機関から法令違反情報に関する削除要請があった場合の免責については、対応の迅速化を実現する必要性と、過剰な削除による表現の自由に対する制約をもたらす懸念との間のバランスを慎重に検討しつつ更なる検討を行うことが適当である。なお、検討の際には、法令違反情報への対応に関して事業者が発信者から損害賠償請求を受けた裁判例等の調査や、薬機法等のプラットフォーム事業者に対する法令違反情報への対応に関して免責規定を置いている法令に関する実態調査を行うことが適当である。 (意見) 行政機関から法令違反情報に関する削除要請があった場合のプラットフォーム事業者の免責については、免責による影響等を慎重に議論すべきである。 行政機関からの法令違反情報に関する削除要請に基づき情報の削除を行った場合にプラットフォーム事業者を免責する法的枠組みを設けた場合、プラットフォーム事業者が違法性の判断を自ら行わずに機械的に削	本取りまとめ(案)に対する概ね賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

除するインセンティブを生み、実際には法令違反情報ではない疑わしい情報まで全て削除されるなど、投稿の過度な削除等が行われ、結果的に利用者の表現の自由を制約するおそれがある。一方で、行政機関が違法と判断した情報について行政機関からの削除要請を受けて削除したにも関わらず、プラットフォーム事業者による削除判断が誤っていたとして発信者から損害賠償の請求を受けた際に、プラットフォーム事業者が免責されないとするば、プラットフォーム事業者に過度な負担を生じさせることになって、本来削除すべき情報の削除をためらわせることにもなりかねない。行政機関による違法性判断が適切に行われ、なおかつ合理的判断によりに削除対応を行ったプラットフォーム事業者の負担が軽減されるような制度の在り方はあるか、慎重に議論すべきである。

【一般社団法人 新経済連盟】

意見（46）

（該当箇所）

P27

これらを踏まえると、行政機関から法令違反情報に関する削除要請があった場合の免責については、対応の迅速化を実現する必要性と、過剰な削除による表現の自由に対する制約をもたらす懸念との間のバランスを慎重に検討しつつ更なる検討を行うことが適当である。なお、検討の際には、法令違反情報への対応に関して事業者が発信者から損害賠償請求を受けた裁判例等の調査や、薬機法等のプラットフォーム事業者に対する法令違反情報への対応に関して免責規定を置いている法令に関する実態調査を行うことが適当である。

（意見）

行政機関からの法令違反情報に関する削除要請に関する発信者との関係での免責については、更なる検討が必要な点については同意します。

一方、行政機関からの法令違反情報に関する削除要請に従わない場合における免責の適用の確保についても、非常に重要な点には留意されたい。すなわち、解釈に疑義がある等の理由で行政機関からの法令違反情報に関する削除要請に従わないプラットフォームに、違法性の認識があったなどの理由で免責の適用を失わせる場合には、裁判所の関与なく当該削除要請に強制力が与えられることと同義であり、プラットフォームに対して大きな削除圧力が働き、検閲類似の萎縮効果を生じさせる点に十分な留意をしていただきたいと思います。

考え方（46）

本取りまとめ(案)に対する概ね賛同の御意見として承ります。
その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

す。 さらに、仮に免責の適用を認めない場合には、その削除要請自体が不利益処分となるため、行政機関の法令解釈・事実適用に疑義がある場合の不服申し立ての手段やその費用負担をどう考えるべきかなど、裁判所の関与も含めた議論が求められるものと思われます。 【グーグル合同会社】	
意見（47）	考え方（47）
「行政機関から法令違反情報に関する削除要請があった場合の免責については（中略）表現の自由に対する制約をもたらす懸念との間のバランスを慎重に検討しつつさらなる検討を行うことが適当である」との方向性について基本的に賛同した上で意見を述べます。 「表現の自由」と「権利侵害（あるいは法令違反）に該当するか否か」といった情報（投稿）への対応については、プラットフォーム事業者任せにするのではなく、また行政機関の判断等に委ねるといったものでもない、第三者の立場で当該情報に関わる調査と分析を行い、総合的な判断のもとで対応することが望ましいものと考えます。 しかし、その判断に時間を要する場合も想定されることから、当該情報が拡散するおそれがあることから「行政機関から削除要請があった事案」に関しては、直ちに、当該情報の拡散を抑止する緊急避難的な措置が図られるような仕組み・仕掛け（情報レイヤーとサービス設計レイヤーとの組み合わせなど）ができないものでしょうか。 例えば「現在、第三者から指摘があり、調査中（審査中）」などとして投稿を削除ではなく、一定期間、閲覧できなくするとか一です。 被差別部落の所在地情報（識別情報の摘示）に関しても、インターネット上では流布され続けていますが、どんどん巧妙化してきています。私たちからすれば、被差別部落に対する偏見等を助長・誘発する情報（投稿）を、直ちに削除をしたいところではありますが、当該情報のどこに悪質性（権利侵害性）が隠されているか否か、投稿した者のこれまで配信してきた情報（投稿）なども含めた調査分析をふまえた対策が必要と考えます。 ご承知のように、インターネット上では、部落問題について正しい理解だけが普及しているわけでもありません。部落問題について正しく理解する機会もなく、情報発信（投稿）する者もおられるでしょう。そうした者は、事業	本取りまとめ（案）に対する概ね賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

者側からの削除対応及びその理由について、丁寧に説明がなされたのであれば、一定程度理解・認識される者が圧倒的に多いと思われます。これも「人権教育・啓発の取り組み」の一環としてとらえることができます。幾度となく、権利侵害情報であると指摘されてもお居直り続け、流布・拡散をもくろんでいる者こそ、差別を助長・誘発する加害者(確信犯)として大問題と捉えています。そうした者への対策に関しては厳格化を強く求めるものです。 また「部落差別解消推進法」を所管し、人権擁護機関を有する法務省など法執行機関からの削除要請に関しては、個別法等に基づいた対応として免責されるのが望ましいものと考えます。 【部落解放同盟大阪府連合会】	
2-2 適格性のある第三者からの通報への対応	
意見 (48) デジタルプラットフォームは、規模、ユーザーのデモグラフィック、ホストするコンテンツの種類において大きく異なり、それが異なるリスクにつながっていることが認識されるべきです。 すべてのプラットフォームに対して「trusted flaggers」の統一的なリストを指定するのであれば、これらの違いを考慮しているとはいえません。 たとえば、教育コンテンツに特化したプラットフォームでは、多様なユーザー生成コンテンツを持つソーシャルメディアプラットフォームとは異なる専門知識が必要になる場合があります。また、trusted flaggersが法律に含まれる場合、彼らが国家の道具と化し、表現の自由に関する疑問が生じさせる恐れがあります。 関連組織とのパートナーシップ構築における柔軟性をプラットフォームに与えることが最も現実的なアプローチであると考えます。特に、これらのパートナーシップがプラットフォーム固有のビジネスモデルやリスクプロファイルと一致していることを保証する殊にもなります。さらに、プラットフォームは、厳格な審査及び研修プロセスを実施することで、潜在的に違反となる可能性のあるコンテンツの特定を支援するパートナーの独立性と客観性を維持し、公正かつ偏りのない報告を確実に行うことができます。なお、これらのグループ以外の主体であっても、引き続き、プラットフォームのアプリ内でのユーザー報告チャンネルを通じて、潜在的なコンテンツ違反を報告することが可能です。 【Meta Platforms, Inc.】	考え方 (48) 本取りまとめ(案)に記載のとおり、現時点では、「トラステッド・フラグガー制度に類似の制度を直ちに導入する必要性は必ずしも高くないものと考えられ」ます。 一方で「仮に今後削除率の低下や迅速な対応が図られることなくなるような状況が見られた場合には、それらの原因を深掘りするとともに、改めてトラステッド・フラグガー制度に類似の制度の導入の必要性を検討することが適当である」ことから、仮に制度導入を検討する場合には、頂いた御意見も参考とされるものと考えます。
意見 (49)	考え方 (49)
P28 「ヒアリング対象」	今後の参考の御意見として承ります。

ヒアリング先として「IHC」「SIA(※)」を採用されているが、いずれも検討会および WG の有識者が参画されている団体です。ヒアリング先としては議論に参加する有識者と直接的な関与の無い団体が選定されるべき(あるいは逆に、ヒアリング先になる団体とは直接的な関与の無い有識者が選定されるべき)ではないでしょうか？ 政策決定プロセスの透明性が高まるにつれ、市民を納得させるにはより公明な議論が求められるように思います。議論に参加する委員とヒアリング先との連携があることで、お手盛りとの要らぬ批判を呼ぶ懸念があることもさりながら、そのヒアリング内容についての批判的な議論・判断ができない・難しくなることを強く懸念いたします。 ※SIA は同団体が運営する日本ファクトチェックセンターの運営等に有識者の方々が参画されています。 【個人】	
意見 (50)	考え方 (50)
P28 ＞プラットフォーム事業者に法令違反情報の削除要請を行っている団体からもヒアリングを行った。 ヒアリングをするのは良いが、この 2 つの団体については本検討会の有識者が運営に関わっていることから、客観的な判断が難しいと思われるので運営に関わっていない及び本検討会の有識者が所属する団体ではない団体等がヒアリングをするようにしてほしい。 【個人】	今後の参考の御意見として承ります。
意見 (51)	考え方 (51)
P28 注 42 「援用できると考えられる」は「援用できる可能性があり、双方の違法性の有無に留意しつつ、検討を続ける」としてはいかがでしょうか？ 「適格性のある第三者からの通報への対応」について、制度が無いから 3 の「有害情報」への対応にも援用可能としていますが、2 と 3 の議論では「違法性の有無」という非常に大きな適用先の差異があり、援用できるかどうかにはより慎重な検討と判断が必要に思います。 そういった点を既に検討会では議論し、何らかの整理を行っているのであれば、本文および／又は注においてその整理の内容を明記すべきです。 【個人】	御指摘も踏まえ、趣旨の明確化の観点から、当該記載について「2－2の議論は有害情報の場合にも参考にできると考えられる。」と修文いたします。
意見 (52)	考え方 (52)

P32改めてトラステッド・フラグガー制度に類似の制度の導入の必要性を検討することが適当である ニュースのファクトチェックを行う事業者ですら結果について指摘される事例がある中で、トラステッド・フラグガーが適切な判断を行うことができるか懐疑的である。 「仮に制度を導入する場合」とあるが、将来的に制度を導入することが確定しているような検討が行われているのがおかしい。 今後もIHCやSIA等、既存の組織だけで対応する前提で資金や人を投資すべきであり、トラステッド・フラグガー制度は最後の手段にすべきではないか。 団体や制度をむやみに増やすのは、資金の流れや関係性が不透明になる原因になるのではないか。 【個人】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、制度の導入が確定しているものではありません。
意見（53）	考え方（53）
P32「独立性」 「独立性」は「事業者からの独立性」と改めてはいかがでしょう？ 直前のEU事例の記述にてそのように記載されていますので文意としては理解できますが、完全に独立した機関を想定される可能性があり、その場合には例えば英国のような行政機関は排除されてしまうことから、今後の議論で誤解の無いようにと考えます。 【個人】	御指摘のとおり文脈から明らかであり、「専門性」等の平仄も考慮し、原案のとおりとさせていただきます。
意見（54）	考え方（54）
P32 注54 「表現の自由に関する官民関係を「制度化」していく意義」とは何なのか、詳細が不明であり、このままでは注としての意義が無いように思います。わざわざ注記するからには重要な指摘と判断されていると思いますので、内容を明記されてはいかがでしょう？ 【個人】	御指摘も踏まえ、当該注釈を「なお、構成員からは、法令違反情報に関する官民の責任・役割を「制度化」していく意義はあるとする指摘があった。」と修文いたします。
3 情報レイヤーに関する検討③：有害情報への対応の在り方	
意見（55）	考え方（55）
日本は自由主義と法治主義を基本としており、表現の自由の価値を尊重することが非常に重要です。「有害性や社会的影響が大きい」とされる情報について、その有害性や影響や弊害について、学術的な検証を踏まえ、その特定や解決策の妥当性についての更に議論を深める必要であると考えます。	御指摘を踏まえ、以下のとおり修文いたします。 「なお、一般に、法令によって情報の発信や流通を新たに違法化することは、表現の内容規制そのものであるため、あ

上記を踏まえ、以下の箇所は次のとおり改める必要があると考えます。 P35「なお、一般に、法令によって情報の発信や流通を新たに違法化することは、表現の内容規制そのものであるため、ある有害情報について、所管省庁が個別法に照らして違法化する際には、十分な実態把握と国民の理解が欠かせないものと考えられる。」 【修正案】 「なお、一般に、法令によって情報の発信や流通を新たに違法化することは、表現の内容規制そのものである。その重要性に鑑み、ある有害情報について、学術的な検証結果などから、その有害性や社会的な影響を客観的に把握することが重要であり、所管省庁が個別法に照らして違法化する以外により制限的な方法がないことなどを検討することが必要である。このような過程を経ることによってはじめて国民の理解が得られるものと考えられる。」 【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】	る有害情報について、所管省庁が個別法に照らして違法化する際には、<u>例えば、その有害性や社会的な影響を検証することや、より制限的でない方法を検討するといったことも含め、十分な実態把握と国民の理解が欠かせないもの</u>と考えられる。」
意見（56）	考え方（56）
（該当箇所） P35 なお、一般に、法令によって情報の発信や流通を新たに違法化することは、表現の内容規制そのものであるため、ある有害情報について、所管省庁が個別法に照らして違法化する際には、十分な実態把握と国民の理解が欠かせないものと考えられる。 （意見） 賛同します。データに基づき慎重な議論を重ねて、必要な範囲で個別法を改正することが表現の自由とのバランスを取るために重要だと考えます。 【グーグル合同会社】	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。
意見（57）	考え方（57）
P33「有害情報」 先行する「健全性検討会」のとりまとめ、特に、本検討会第三回でも参考資料として再度共有された第7章抜粋では、問題となる情報は「偽・誤情報」である情報であり、例えば令和6年版「情報通信白書」第1節2(1)においても、「健全性検討会」の検討対象は「インターネット上の偽・ご情報」であることが読み取れます。「偽・	本WG第1回資料1－3「制度WGにおける検討会の進め方について(案)」でも、「公序良俗に反する情報」が主な検討対象として示されているように、検討対象として「偽・誤情報ではない有害情報」が除かれていたものでありません。ま

誤情報ではない有害情報」は、少なくとも本検討会の初期には規制の検討対象ではないか、あるいは確たる検討対象では無かったはずで、本検討会を通じて検討対象として確定したものであるかと思います。 以上の観点から、「偽・誤情報ではなく、かつ、違法性も現時点では無い有害(とされる)情報」について、どのような考え、および、根拠によって対応の検討対象としたのか、この中間まとめの本文において細やかに説明されてはいかがでしょうか？ 現時点の記載では、「違法性も無く偽・誤情報でもない情報の流通について政府が唐突に規制を始めようとしている」かのような印象を受けざるをえず、それは本検討会の望むところでは無いかと思います。 最初の『「有害情報」とは、』からの一文と、次の『健全性検討会のとりまとめでは、』からの一文の順番を逆にしていかがでしょうか？また、更に、2つの文の間に、p18に倣い、『健全性検討会のとりまとめでは、「有害な偽・誤情報」としているが、本WGでは、「偽・誤情報でない有害情報」を含む「有害情報」に一般化して検討を行った。』と挟んではいかがでしょう？ 先の一文では「有害情報」には「擬・誤情報でも違法でもない有害情報」が含まれるのに対し、後の一文では、注で示す「健全性検討会」とりまとめp94の見出しが「③権利侵害性その他の違法性はないが有害性や社会的影響の重大性が大きい偽・誤情報」であることから明らかなように、「これらの情報」には「擬・誤情報ではない情報」は含まれず、2つの文が取り上げる「情報」の指す範囲が一致しません。 先の一文での「有害情報」の定義は、後の一文の「有害情報」の議論・提言の後に本検討会等を通じて後だしで確定させたものかと拝察しますので、現在の記載順ではあらぬ誤解を生むことになりますし、p18と同様に、説明を加えねば理解が難しいです。 【個人】	た、御指摘の記載順の変更について、本取りまとめ(案)Ⅳの1及び2との平仄等も考慮し原案のとおりとさせていただきます。御指摘も踏まえ、「これらの情報に対し、」については削除いたしました。
意見 (58)	考え方 (58)
P33 「有害情報」 「違法でも偽・誤情報でもない有害情報」についての対応方針は「健全性検討会」のとりまとめでは示されておらず、今回新たに提起されるものですから、例えば、「本検討会での議論により、〇〇の観点から、違法でも偽・誤情報でもない情報であっても、有害性や社会的影響の重大性の大きさに鑑みて、利用者の表現の自由の保護とのバランスを踏まえながら、事業者によるコンテンツモデレーションの迅速化等を通じた対応がなされることが適当である。」のような新たな一文が必要に思います。	本取りまとめ(案)では、「有害情報」に係る検討も含めて、Ⅰ検討の背景において記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。 また、P34「具体的検討」の冒頭一文は、「求めること」を前提としたものではありません。

なお、後に記載される p34「具体的検討」の冒頭一文では「慎重であるべき」とありますが、これは「求めること」を前提として「慎重に求めるべき」とする一文であり、そもそも何故「求め」なければならないのかが p34 の文では明らかにならず、不十分です。 【個人】	
意見（59）	考え方（59）
P34 ①「表現の自由への制約が大きい削除以外のコンテンツモデレーション」 「表現の自由への制約が大きい削除以外のコンテンツモデレーション」について、「削除等の表現の自由への制約が大きいコンテンツモデレーション以外の方策」と改めてはいかがでしょうか？ 現状の記載では「削除」さえしなければよいように読めますが、削除以外のやり方でも実質的に表現の自由を強く制約した削除に近い対応をとることが可能であるためです。 【個人】	コンテンツモデレーションについては P14 注釈 15 や P34 に記載しているように、警告表示、収益化停止、ラベル付与、表示順位低下など具体的に想定されるものを記載しており、「4 サービス設計レイヤーに関する検討：違法情報・有害情報共通の対応の在り方」においては、削除以外のコンテンツモデレーションと表現の自由との関係についても記載しているため、御指摘の記載については、原案のとおりとさせていただきます。
意見（60）	考え方（60）
②「法益侵害」 制度 WG の論点整理(資料 9-3)p20 を参考に、「法益侵害」を「深刻な法益侵害」としてはいかがでしょうか？ 社会においては他者の情報発信に対して不快感等の感情を有することがありますが、このような感情も軽微ではあるけれども「法益侵害」として位置付けることは可能です。論点整理 p20 の内容からはこのような軽微な法益侵害ではなく、より深刻な法益侵害が想定されるべきと拝察します。 【個人】	御指摘の「軽微」・「深刻」も含めて「法益侵害」としているため、原案のとおりとさせていただきます。
意見（61）	考え方（61）
P34 情報発信や流通を新たに違法化することは表現規制そのもの ＞その通りですね。 法益侵害	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

＞規制などをする以上、人間のやる事なので一人一人の意見や考え方は違うので一人の意見及び感情等で規制をしてはいけないと考えます。 【個人】	
意見（62）	考え方（62）
p34 「各省庁が所管する個別法」において「当該情報が違法であることを明確化」「新たに違法化」との記述がある。市民社会として受け入れることができるのであれば、積極的に個人情報法の改正や包括的反差別法の制定などで差別情報の違法化を進めるべきである。 【個人】	個別法における違法化については、立法府及び所管省庁において判断されるものと考えます。
意見（63）	考え方（63）
P35 「なお、一般に」 「十分な実態把握と国民の理解」に加え、「その規制により想定される影響を十分に考慮するとともに、既存の法規とのバランスを取ることを追記されてはいかがでしょうか？ また、情報の発信や流通の違法化は表現の内容規制そのものであるため、極めて慎重になされるべきという方針を支持します。 【個人】	本取りまとめ(案)に対する概ね賛同の御意見として承ります。他の意見も踏まえ、当該記載は「なお、一般に、法令によって情報の発信や流通を新たに違法化することは、表現の内容規制そのものであるため、ある有害情報について、所管省庁が個別法に照らして違法化する際には、<u>例えば、その有害性や社会的な影響を検証することや、より制限的でない方法を検討するといったことも含め、十分な実態把握と国民の理解が欠かせないものと考えられる。</u>」に修文いたします。
4 サービス設計レイヤーに関する検討：違法情報・有害情報共通の対応の在り方	
意見（64）	考え方（64）
「アテンション・エコノミー」が違法情報や偽情報の流通・拡散に寄与しているという弊害に対し、効果的な対策を講じるためには、今後、より多面的かつ具体的な検証が行われる必要があります。 上記を踏まえ、以下の箇所は次のとおり改める必要があると考えます。 P36「このことが、違法情報や偽情報の流通・拡散に寄与しているというものである。」 【修正案】「このことが、違法情報や偽情報の流通・拡散に寄与しているというものである。こうした見方を踏まえれば、この現象により生じる社会的な弊害の具体的な内容や影響を明らかにすることが重要である。そのた	御指摘の本取りまとめ(案)の当該記載は、健全性検討会とりまとめにおいて示された「アテンション・エコノミー」と違法・有害情報の拡散との関係に係る現状認識に関する記載であるため、P36の当該記載は原案のとおりとさせていただきます。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の

め、今後は、より多角的かつ実証的な検証を進めつつ、既に把握されている課題については、プラットフォーム事業者としても自主的かつ機動的に対応を講じていくことが求められる。こうした対応の過程において、政策判断の正当性や説明責任(アカウンタビリティ)を確保する観点からも、引き続き検証と対話を重ねていく必要がある。」 【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】	政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 (65) また、指摘されているサービス設計については、「違法・有害情報を含む情報の流通・拡散を容易にする」といったリスクが内包されているとの指摘については、既知の課題への対策とともに、今後も実証的な研究の蓄積が求められるところです。 上記を踏まえ、以下の箇所は次のとおり改める必要があると考えます。 P36「上記のサービス設計は、利用者の利便性の向上に資するものであると考えられるが、同時に、違法・有害情報を含む情報の流通・拡散を容易にし、また、利用者が触れる情報に偏りを生じさせるリスクも内包するものである。」 【修正案】 「上記のサービス設計は、利用者の利便性の向上に資するものであると考えられるが、同時に、違法・有害情報を含む情報の流通・拡散を容易にするという側面があると考えられ、また、利用者が触れる情報に偏りを生じさせるリスクも内包するという見方もある。こうした見解については、今後、政策判断の根拠としての信頼性を高めるために実証的な研究の蓄積が求められるが、既に指摘されている課題については、検証とあわせて必要な対策を進めていくことが重要である。」 【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】	考え方 (65) 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 なお、プラットフォーム事業者に適切な対応が求められるものが、本取りまとめ(案)において指摘している「リスク」に対してであることを明確化するため、同パラグラフを以下の下線のとおり修文いたします。 「上記のサービス設計は、利用者の利便性の向上に資するものであると考えられるが、同時に、違法・有害情報を含む情報の流通・拡散を容易にし、また、利用者が触れる情報に偏りを生じさせるリスクも内包するものである。各人が自由に様々な意見・知識・情報に接し、これを摂取する自由(知る権利・知る自由)の観点からも、サービスを提供するプラットフォーム事業者自身がサービス設計・提供の当事者として、こうしたリスクへの適切な対応について責任を果たすことが求められる。」
意見 (66) (該当箇所) P37 (略)各人が自由に様々な意見・知識・情報に接し、これを摂取する自由(知る権利・知る自由)の観点からも、サービスを提供するプラットフォーム事業者自身がサービス設計・提供の当事者として、こうした課題への適切な対応について責任を果たすことが求められる。	考え方 (66) 本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。

(意見) プラットフォーム事業者自身がサービス設計・提供の当事者として、関連する課題への適切な対応について責任を果たすことが求められるとの見解に賛同する。 【株式会社フジテレビジョン】	
意見 (67) 「知る権利・知る自由」という概念が提唱されている点については、グローバルで提供されるサービスの性質上、国際人権規約等のグローバルスタンダードにも留意する必要があることから、以下の箇所は次のとおり改める必要があると考えます。 P37「各人が自由に様々な意見・知識・情報に接し、これを摂取する自由(知る権利・知る自由)の観点からも、サービスを提供するプラットフォーム事業者自身がサービス設計・提供の当事者として、こうした課題への適切な対応について責任を果たすことが求められる。」 【修正案】 「各人が自由に様々な意見・知識・情報に接し、これを摂取する自由(知る権利・知る自由)の観点からも、サービスを提供するプラットフォーム事業者自身がサービス設計・提供の当事者として、こうした課題への適切な対応について責任を果たすことが求められ、その在り方について国際人権規約等のグローバルスタンダードにも留意する必要がある。 【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】	考え方 (67) 御指摘も踏まえ、「V おわりに」において、以下の下線部分を追記いたしました。 「総務省においては、2025年4月1日に施行された情報流通プラットフォーム対処法の適切な運用に努めるとともに、本WGの提言や国際動向等も踏まえつつ、制度的対応について検討を深めることが適当である。」
意見 (68) (該当箇所) P37 1)情報発信・受信に係る設計 (意見) 青少年有害情報(青少年インターネット環境整備法上の青少年の健全な成長を著しく 阻害する情報(暴力、アダルト等))をマンガ広告などでも日常的に目にするようになっていきます。	考え方 (68) 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

青少年に有害情報を発出しないために、フィルタリングやペアレンタルコントロールだけでなく、生成AIを利用して端末利用者の利用状況(履歴)等から年齢を予測し、青少年と予測される場合には有害情報をブロックするような実効性のある技術の構築に期待します。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	
意見 (69) プラットフォーム事業者に対して情報表示や自らのサービスの仕組みについて更に透明性を高めることはいち消費者としても求めてたところであり、ブラックボックスを化しているアルゴリズムがどのように作用してるのか消費者にとって有害に働いてないか知ったり透明性を求める動きを強く支持する 【個人】	考え方 (69) 本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。
4-1 違法・有害情報が流通するリスクとリスクへの対応の在り方	
意見 (70) 本案が提言する「リスク評価・軽減措置」及び「自主規制型行動規範」という名の実質的な共同規制的規律の導入は、適法な言論までも抑圧しかねないDSAと同様の問題を抱えています。 特に、定義が曖昧な「有害情報」をも対象に含め、自主規制型行動規範を策定させ、モニタリングを行い、行政の判断で「対応が不十分」と評価されれば政府の介入を招くという枠組みは、プラットフォーム事業者に過剰な自主規制を強いるものであり、ひいては表現の自由に対する深刻な萎縮効果を生じさせます。 情プラ法の改正により、権利侵害情報について事業者が自らの運用状況を評価・公表する透明化規律が既に盛り込まれており、社会的な説明責任を果たすための枠組みは存在します。まずはこの法制度の適切な運用に注力すべきであり、DSA型の新たな規制導入には明確に反対します。 【グーグル合同会社】	考え方 (70) 本取りまとめ(案)でも示したとおり、「プラットフォーム事業者ごとにサービスの内容は様々であり、当該サービスに具備される機能がもたらす様々なリスクへの対応はサービスを設計する事業者自身が実施すべきものであること」等を踏まえ、まずは、業界団体による「自主規制型行動規範」の策定を通じて、プラットフォーム事業者がリスク軽減措置に積極的に取り組むことが期待され则认为します。 当該行動規範については、本取りまとめ(案)でも示したとおり、例えば、SNS等のサービスがもたらすリスクへの対応として、「業界団体がリスク軽減のための様々な取組をまとめたコミットメント集を策定し、各事業者がその中から実施する取組を選択し、実施を約束する」ことを想定しています。 なお、制度的対応の在り方については、自主規制型行動規範に係る状況に限らず、違法・有害情報等の流通・拡散を巡る社会情勢、情報通信技術の進展の状況、サービス設計を含むプラットフォーム事業者による取組状況等を踏

	まえて検討されるものと考えます。
意見（71）	考え方（71）
P36 注 59 このような問題は SNS およびインターネットに限らず、いわゆるオールドメディアや書籍、口コミ等においても起こりえ、現に起きた事象も多いことから、SNS およびインターネットに限っての特別な対策を講じることに反対する。 【個人】	本取りまとめ(案)は、インターネット上の違法・有害情報対策に関する制度的な対応の在り方について提言を行うものであり、当該ページの記載は、SNS等のプラットフォームのサービス設計に着目して検討を行ったものになりますが、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
4-1-1 リスク評価・軽減措置に関する対応の在り方	
意見（72）	考え方（72）
・プラットフォーム事業者がリスク軽減措置に積極的に取り組むために、「自主規制型行動規範」の策定が必要とする提言に賛同します。 ・行動規範策定後もプラットフォーム事業者の取り組みが不十分である場合は、速やかに実効性のある制度的対応を検討することが必要です。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（73）	考え方（73）
（該当箇所） P39 なお、法令上は事業者による自己評価の公表のみが求められているものであり、自己評価の結果を踏まえた対応の在り方については、上記の設計・機能の変更・見直しの適否やその内容も含め、事業者の自主的な判断に委ねられている。 （意見） 自己評価の結果を踏まえた対応の在り方については、総務省のモニタリング権限が与えられているものではなく、事業者の自主的な判断に委ねられている点は同じ理解です。 【グーグル合同会社】	本取りまとめ(案)に対する概ね賛同の御意見として承ります。
意見（74）	考え方（74）

(該当箇所)

P40

諸外国の状況(DSAに関して)

(意見)

Google の EU デジタルサービス法(DSA)に基づく 2024 システミックリスクに関する評価レポートを、2025 年 1 月に [Google 透明性レポート PDF ダウンロードセンター](#)にて公開しました。本レポートの報告期間は 2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日です。

DSAは、プラットフォームの免責規定を維持し、プラットフォームによる一般的なコンテンツの監視義務を導入せず、広範な有害コンテンツについては違法情報に関して適用される義務の対象としていません。また、規制対象となるコンテンツについても、厳格な応答期間が定められていない点や厳格な削除義務を課していない点などの多くの点について、Googleとして評価できる内容が規定されております。

一方で、極めて重い作業負担を課するため、持続可能性に関する問題点や、本来であればユーザーの安全性を推進するために投入すべき経営資源を規制上の特定のプロセスや基準に適合させるために費やさざるを得なくなってしまうという懸念があります。これのみならず、DSAには、依然として、そして今後も深刻な懸念を生じさせ続ける規定が存在します。例えば以下のような問題です。

- 最大規模のプラットフォームを対象とし、リスクではなくプラットフォームの規模に基づいたアプローチを取っていること。すべてのサービスが同じレベルのリソースを持っているわけではないことは承知していますが、すべての市場参加者に一貫したルールが適用されることが原則であると考えています。特にコンテンツに関する問題は、コンテンツが小規模で監視の行き届かないプラットフォームに移行し、そこで問題が発生する実際の安全上のリスクがあるためです。

- 情報アクセスへのリスク: DSAは、言論を過度に規制したり、情報へのアクセスを制限したりすることなく、違法コンテンツに対処し、ユーザーに適正手続きの権利を提供することを目的としています。しかし実際には、直接

本取りまとめ(案)は、DSAについて何ら評価を行うものではありませんが、御指摘も踏まえ、「V おわりに」において、以下の下線部分を追記いたしました。

「総務省においては、2025年4月1日に施行された情報流通プラットフォーム対処法の適切な運用に努めるとともに、本WGの提言や国際動向等も踏まえつつ、制度的対応について検討を深めることが適当である。」

その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

的または間接的に情報へのアクセスをする権利を制限する可能性のある、さまざまな義務と執行メカニズムが生み出されています。たとえば、有害ではあるが合法的コンテンツを対象とする追加の行動規範を通じて、法律そのものと同じ立法プロセスを経ることなく、法の適用範囲を拡大することなどです。 ・意図しない結果につながるリスク:たとえば、Googleのポリシーの適用に関する過剰な情報の提供が義務付けられる結果、悪意のある第三者がGoogleのサービスを悪用し、有害な誤った情報を拡散することを容易にするリスクがあります。 システミックリスクへの対処を目的とするいかなる規制の取り組みも、プラットフォームやサービスごとに異なる性質を認識する必要があります。あらゆるプラットフォームにとって適切かつ実行可能でありながら、多様なサービスを一律に評価するためのルールや基準を作成することが極めて難しいという課題に直面します。世界各地での様々な規制対応の経験から、私たちは、すべてのサービスに適合する単一の解決策はないと考えています。 なお、DSAは、欧州およびその連合である27の加盟国の異なる法制度や地政学的なものを含むたような政治経済上の環境や市場規模、大規模な規制執行のための規制機関の整備状況を含む、欧州に特有のさまざまな状況を前提に導入された規制でことに留意が必要です。さらには、DSAはまだ導入から日が浅くいわば運用の初期段階であり、その影響や教訓を理解するためには時期尚早と考えられる重要です。 【グーグル合同会社】	
意見（75） （該当箇所） P44 （意見） 現行法令における規律状況に鑑み、「プラットフォーム事業者」を「大規模プラットフォーム事業者」とすべき。 【スマートニュース株式会社】	考え方（75） 御指摘を踏まえ、情報流通プラットフォーム対処法についての記載である箇所に関しては修文いたします。
意見（76）	考え方（76）

(該当箇所) P44 (1)現行制度に基づく自己評価への対応の在り方 (意見) 海外の規制、例えばEUの規制を踏まえて検討する場合には、デジタルサービス法(DSA)がその目標を達成するかどうか、またどのように達成するかについてまだ完全な絵が描けていないことを認識することが重要です。DSAは誕生から間もない萌芽期にあり、何らの検証も受けていません。プラットフォームと欧州連合の規制当局はすべてこのプロセスから学習の途上であり、特に違法および有害なコンテンツに対処する上で、DSAが意図通りに機能するかどうか判断するには、時期尚早です。 国際的な標準化団体であるDigital Trust and Safety Partnership による信頼性と安全性に関するベストプラクティスに基づくISO規格の制定など、コンテンツ管理に関する基準の確立に取り組んでいます。グローバルな取組として参考にされるべきです。 https://dtspartnership.org/ また、他にも Global Network Initiative などのベストプラクティスがあります。これらのリソースを参考にすることで、国ごとに異なる優先事項に対応したルールを策定しつつ、国境を超えたグローバルなインターネットにおいて、国内のインターネットユーザーのユーザー体験を分断することなく、プラットフォームが運営できるようにすることが可能になります。 https://globalnetworkinitiative.org/ 【Meta Platforms, Inc.】	御指摘も踏まえ、「V おわりに」において、以下の下線部分を追記いたしました。 「総務省においては、2025年4月1日に施行された情報流通プラットフォーム対処法の適切な運用に努めるとともに、本WGの提言や国際動向等も踏まえつつ、制度的対応について検討を深めることが適当である。」 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 (77)	考え方 (77)
(該当箇所) P44 プラットフォームのサービス設計については、プラットフォーム事業者がサービスの設計・提供の当事者としての知見と対応能力を持っているところ、違法・有害情報の流通・拡散から利用者を保護するため、①プラットフォーム上の違法・有害情報の流通状況、②サービスがもたらすリスクを把握・分析・評価し、リスクを踏まえたサービス設計の見直し・改善によって適切に対応していくことが適当である。	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

(意見) GoogleによるDSAの評価についての上記の記載にあるとおり、極めて重い作業負担を課すため、持続可能性に関する問題点や、本来であればユーザーの安全性を推進するために投入すべき経営資源を規制上の特定のプロセスや基準に適合させるために費やさざるを得ない事を含めた、深刻な懸念が存在します。そのため、Googleは、DSAを参考に、上記のような対応義務を制度かすることには慎重であるべきと考えています。 もちろん、上記評価は、欧州特有の状況を前提とするものであり、もし、同種のリスク評価の制度を日本に導入することの是非に関して議論するのであれば、日本での状況を前提として検討するべきであり、Google としてもそのような前提の元であらためて意見を述べる機会をいただきたいと考えます。 【グーグル合同会社】	
意見 (78)	考え方 (78)
(該当箇所) P44 総務省は、今後、プラットフォーム事業者が情報流通プラットフォーム対処法に基づき実施する自己評価について、実施プロセス・方法、評価結果の内容・粒度等を含め、適切なモニタリング等を通じて注視していくことが適当である。 (意見) 情報流通プラットフォーム対処法において、総務省のモニタリング権限は定められていません。あたかも同法が総務省にモニタリング権限を与えているかのような誤解のもとで、(後述するような)不適切な共同規制的な運用とならないよう、留意していただきたいと考えます。 【グーグル合同会社】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、ここでいうモニタリングは権利制限又は義務に当たらない措置(強制ではない措置)も含むものであり、情報流通プラットフォーム対処法にモニタリングに関する個別の規定がないことがモニタリングの実施を妨げるものではありません。
意見 (79)	考え方 (79)
(該当箇所) P45 (2)リスク評価の実施を促す制度的な対応の在り方	御指摘も踏まえ、「V おわりに」において、以下の下線部分を追記いたしました。 「総務省においては、2025年4月1日に施行された情報流

(意見) 提案されている案は、プラットフォーム企業が健全で適切なリスク管理実践を確立するために必要な明確さを欠いており、特にグローバル市場全体で大規模に展開する場合に運営上の課題となります。企業がどのようにリスク軽減をグローバルに拡張可能な形でコアビジネスに組み込む方法に関する十分な指針が定められておらず、各国規制当局がリスク評価の具体的な内容を独自に決定する断片的なアプローチを招いてしまいます。 プラットフォームは一般的にグローバルに展開し、国境を越えて運営されているため、企業に国別のリスク評価を要求しても、システムのリスクはすべての国で同じように対処されるため、そのメリットは限定的です。仮に検討するのであれば、プラットフォームがグローバルなリスク評価を実施し、現実的な必要性和適切性がある場合に限って国別のリスクの特定と軽減策の実施を行うということは考えられます。 代替案として、弊社は国際的なベストプラクティスと基準に基づく共通の枠組みを求めます。これらの動向を先取りし、Digital Trust and Safety Partnership (DTSP)は、企業が採用すべきベストプラクティス基準及び安全(リスク)評価ガイドラインを定める枠組みの策定作業を始めています。DTSPのベストプラクティスと評価枠組みは、今年後半にISO規格として発表され、デジタル規制におけるリスク管理を検討する日本政府にとって参考となると考えます。 https://dtspartnership.org/best-practices/ https://dtspartnership.org/dtsp-safeassessments-report/ 【Meta Platforms, Inc.】	通プラットフォーム対処法の適切な運用に努めるとともに、本WGの提言や国際動向等も踏まえつつ、制度的対応について検討を深めることが適当である。」 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 なお、日本におけるリスクの評価及びそれへの対応は、国境を越えてプラットフォームが運営されている場合であっても、日本の事情が踏まえられたものとなるべきであると考えます。
意見 (80)	考え方 (80)
(該当箇所) P46 (3)リスク軽減措置の実施を促す制度的な対応の在り方 (意見) 一口にプラットフォームビジネスといっても、提供されるサービスはそれぞれユニークであり、またプラットフォームは異なった多様な課題に対応していく必要があります。プラットフォーム・ビジネスの複雑さに対応した効果	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、日本の制度に関する検討は、まずは日本の法体系に基づき行われるものと考えます。

的な政策やフレームワークを検討するに当たっては、こうした差異を理解することが不可欠であると考えます。報告書が検討・提案した内容・提言は、いずれも表現の自由にとって重要であるので、慎重な検討を行うためにも、堅牢で証拠に基づく洞察によって裏付けられることが不可欠であると考えます。 提案されている各種の提案には定量的分析が示されることによって、解決すべき問題に対する理解がさらに深まることが期待できます。 報告書案は、日本における「知る権利」に触れていますが、これは国内の判例法によって基づく独自の考え方であると見受けられます。人権を国内の文脈で考慮することの重要性は認識しますが、同時に、本規制に関する議論は、国際人権規約などのより広範で国際的に認知された枠組みに基づいて行われるべきです。これにより当該問題の包括的な理解が確保されると考えています。世論がいかに関与されるかは、大変に複雑な問題であり、簡単に分析できるものではありません。また、伝統的なメディアや実際の人間同士の対話、そしてその両方が、世論の形成において重要な役割を果たしていることも忘れてはならない事実です。 【Meta Platforms, Inc.】	
意見（81）	考え方（81）
（該当箇所） P46 （3）リスク軽減措置の実施を促す制度的な対応の在り方 （意見） SMAJは、弱い紐帯による強さで維持されている組織であり、会員企業の自由な事業活動を尊重しつつ、情報共有を通じて共通の利益を追求するためのものです。事業活動を拘束したり方向付けたりするものではありません。 また、「自主的な行動指針」に関して、自主的な努力が「不十分」と判断された場合「政府に…新たな執行権限を設けること…などを含め、速やかに制度的対応」へと移行する道筋を提示しています。この枠組みは、法的に禁止されていないコンテンツであっても、プラットフォームの運営に対する政府の支配強化へとつながる軌道を示しています。この段階的なアプローチは、プラットフォームがより厳しい規制を回避するため過剰なモデレーションを行う圧力を内在し、表現の自由を侵害するおそれがありますので、慎重かつ十分な検討が必要であると考えます。	本取りまとめ(案)でも示したとおり、「プラットフォーム事業者ごとにサービスの内容は様々であり、当該サービスに具備される機能がもたらす様々なリスクへの対応はサービスを設計する事業者自身が実施すべきものであること」等を踏まえ、まずは、業界団体による「自主規制型行動規範」の策定を通じて、プラットフォーム事業者がリスク軽減措置に積極的に取り組むことが期待されたいと考えます。 当該行動規範については、本取りまとめ(案)でも示したとおり、例えば、SNS等のサービスがもたらすリスクへの対応として、「業界団体がリスク軽減のための様々な取組をまとめたコミットメント集を策定し、各事業者がその中から実施する取組を選択し、実施を約束する」ことを想定しており、「法的に禁止されていないコンテンツであっても、プラットフォームの運営に対する政府の支配強化」を意図するものでは全く

【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】	ありません。 なお、制度的対応の在り方については、自主規制型行動規範に係る状況に限らず、違法・有害情報等の流通・拡散を巡る社会情勢、情報通信技術の進展の状況、サービス設計を含むプラットフォーム事業者による取組状況等を踏まえて検討されるものと考えます。
意見（82）	考え方（82）
（該当箇所） P46 （3）リスク軽減措置の実施を促す制度的な対応の在り方 （意見） デジタル空間における情報流通のリスクへの対応については、各事業者がそれぞれの責任において主体的に取り組むべき課題であり、弊機構の会員各社においては、これまでに様々な実践的な対応が行われています。事業者団体としてこうした各社の既存の取組を整理し、社会に対して業界全体としての基本的な考え方や方向性を示すべきとのご提言について、弊機構としても受け止めるものであります。 一般社団法人としての法人格を有する業界団体において策定することを念頭に置いているものと考えますが、当該法人としての意思形成および業務執行については、その自治に基づくことが基本であり、策定の過程やその呼称、構成・内容（形式、項目、評価方法等）についても当該法人の自律的な判断に委ねられるべきです。多様な事業モデルやサービス形態が存在する中で、枠組みを画一的に遵守すべきものとするのではなく、各社が柔軟に参照・活用できる構成とすることで、現実的かつ持続可能な取組につながると考えます。 なお、策定の時期について「2025年内の策定」と記載されているところ、広く関係事業者の同意を得られるものとするためには、合理的な期間が必要であることについて、ご理解をいただきますようお願いします。 【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】	前段の御意見については、本取りまとめ（案）に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（83）	考え方（83）
P46 「法令によりプラットフォーム事業者が実施すべき対応の具体的な内容も含む一定の規範を設ける領域があ	本取りまとめ（案）に対する概ね賛同の御意見として承ります。

る」という方向性に関して基本的に賛同します。 「情報流通プラットフォーム対処法」に基づいて、権利侵害情報への対応の迅速化についても始まったばかりです。 とはいえ、東京都議会選挙、参議院議員選挙と、SNS上では「ヘイトスピーチ」が氾濫・増幅・拡散し続けています。ターゲットにされた者(その属性の人たちも)の心理的・精神的影響は計り知れないです。 現行の「ヘイトスピーチ解消法」は理念法であり、ヘイトスピーチの禁止を規定したものでもなく、どんな情報(言動)等がヘイトスピーチにあたるのかといった定義も規定されていません。 「情プラ法」に基づく、事業者の自主規制の取り組みだけに委ねるだけでは、対処できないのではないのでしょうか。 所管省庁ではありませんが、個別法による差別禁止規定(なければ改正してでも)とも鑑みた対策強化が求められます。 事業者の迅速的な対応に関して具体的な内容を含めた「行動規範」の早期策定と法令による制度的に対応する体制等の整備を強く要望するものです。 【部落解放同盟大阪府連合会】	
意見 (84)	考え方 (84)
(該当箇所) P47 プラットフォーム事業者ごとにサービスの内容は様々であり、当該サービスに具備される機能がもたらす様々なリスクへの対応はサービスを設計する事業者自身が実施すべきものであること、一方、Ⅲで述べた様に、諸外国で法令に基づき実施されるリスク評価・軽減措置について、現時点では、過半のヒアリング対象事業者から作業負担への懸念が示されたこと等を踏まえれば、まずは、業界団体による「行動規範」(以下「自主規制型行動規範」という。)の策定を通じて、プラットフォーム事業者がリスク軽減措置に積極的に取り組むことが期待される。 (続)P48 ・ この「自主規制型行動規範」は速やかに策定されるべきであり、総務省においては、同行動規範の 2025 年内の策定に向けて、その策定プロセスも含め、策定段階から積極的に支援等を行うべきである。	本取りまとめ(案)でも示したとおり、「プラットフォーム事業者ごとにサービスの内容は様々であり、当該サービスに具備される機能がもたらす様々なリスクへの対応はサービスを設計する事業者自身が実施すべきものであること」等を踏まえ、まずは、業界団体による「自主規制型行動規範」の策定を通じて、プラットフォーム事業者がリスク軽減措置に積極的に取り組むことが期待されと考えます。 また、「自主規制型行動規範」の実施状況の「モニタリング」に関しては、プラットフォーム事業者におけるリスク軽減措置の取組が一定程度適切なものであることの可視化にも資するものであると考えます。加えて、「モニタリング」の実施方法及び体制に関しては、総務省の関与の程度等も含

(続)P48

なお、行動規範策定後も、事業者による対応が不十分である場合には、政府 に事業者の取組状況をモニタリングするための新たな執行権限を設けることや、リスク評価・軽減措置の実施を制度上明確に位置付けることなども含め、速やかに制度的対応を検討することが適当である。

(意見)

「自主規制」の名を借りた共同規制への反対

本中間取りまとめ(案)が提言する「自主規制型行動規範」は、その名称に反し、事業者の自主性を根本から損なう枠組みとなっています。総務省が策定プロセスを主導し、研究者へのデータ提供、経済的インセンティブの見直し、優先表示、AI 生成物への対応といった、ある程度具体的なトピックが含まれることが予定され、総務省による実施状況のモニタリングが組み込まれ、署名事業者の対応が「不十分」と見なされた場合に法的措置への移行を示唆するという提案は、業界主導のコミットメントではなく、法的根拠を欠いた共同規制となってしまいます。事業者の自発的な取り組みを促すためには、その自主性が最大限尊重されるべきであり、行政による評価や介入を前提とした制度設計は、自主規制型行動規範の理念そのものを形骸化させるものであり、そして、それにより、法律が適切に起草、改正、承認されるという、民主的な立法プロセスが損なわれます。

モニタリングプロセスへの反対:透明化法からの教訓

真の自主規制は、適切に実施されれば、業界関係者がその分野に関する深い理解を活用して、効果的なルールや基準を策定し、発生した問題に効率的に対応することを可能にします。また、過度に規範的な要件を策定、遵守およびモニターすることを回避し、政府の介入を最小限に抑えることを含め、規制上の負担を軽減します。

一方、Google は、政府によるモニタリングプロセスがこれらの利点を損なう可能性があることを懸念しています。例えば、Google は現在、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」(以

め、様々な選択肢があり得るものと認識しています。

なお、制度的対応の在り方については、自主規制型行動規範に係る状況に限らず、違法・有害情報等の流通・拡散を巡る社会情勢、情報通信技術の進展の状況、サービス設計を含むプラットフォーム事業者による取組状況等を踏まえて検討されるものと考えます。

下「透明化法」といいます。)の対象となっています。透明化法は共同規制の一形態として位置づけられており、そのガイドラインでは、デジタルプラットフォームは「それぞれの事業実態に応じ、自らの創意工夫により、自主的かつ積極的に、適切かつ実効的な措置を講ずる」べきであるとされています。しかし、実際には、同法の下でのモニタリング機能は、プラットフォームが積極的な取り組みを行うインセンティブに影響を与え、同法の趣旨に照らして、不当なコンプライアンスの負担を課してきました。

特に、透明化法におけるモニタリング会合は主に学者や弁護士で構成されており、彼らの学術的・理論的な関心が、モニタリングプロセスを法の範囲外のトピックに焦点を当てるよう歪めてきました。これらの会議に概ね誘導されるその後の大臣評価では、プラットフォームの法的義務とは無関係、または不当な勧告がなされることがしばしばありました。さらに、これらの勧告は、考慮すべきガイダンスとしてではなく、許容できない形で「要件」として位置づけられています。全体として、これはプラットフォームのコンプライアンス負担を増大させ、コンプライアンス努力からの焦点を逸らさせる結果となりました。

この経験に鑑み、Google は共同規制においてモニタリングプロセスを含めることに強く反対します。今回の自主規制型行動規範は法律に基づかないものであるため、尚更です。事業者は、原則として、政府による介入や指導なしに、自らのイニシアチブにより自主規制を行い、効果的なコンプライアンスの方針等を策定する権限を有しているものであり、その権限が不当に制限されるべきではないと考えます。

短期間での自主規制型行動規範策定の現実的困難性

本中間取りまとめ(案)は、研究者へのデータ提供、経済的インセンティブの見直し、優先表示、AI 生成物への対応といった、表現の自由やその対象の選別等の複雑かつ慎重な検討を要する論点を含む自主規制型行動規範を、サービス内容、企業規模、人的・物的なリソース、利害関係等が異なる事業者間において、6 ヶ月以内に策定するよう求めていることは、モニタリングを伴う実質的な共同規制であることを考えれば、現実的ではないように思われます。EU の偽情報に関する行動規範の策定は多大な労力を要するプロセスであり、その最初の規範は、後に再び多大な労力を要するプロセスを経て、全面的に見直されていることから明らかなように、そのような短期間で策定できるものではありません。

段階的アプローチの曖昧さと連帯責任の問題 本枠組みは、図表 11 にあるように、自主規制型行動規範による対応が不十分であれば、その制裁として共同規制型行動規範に進み、その後法規制に進むという段階的なアプローチを打ち出すものとなっています。そもそも誰がどのような基準で十分性を認定するかは明らかではなく、そのことは、事業者の適正手続に関する権利がどの程度尊重されるのかという点について、事業者に懸念を抱かせるものです。コンテンツモデレーションは状況が絶えず変化する複雑な取り組みであり、表現の自由とのバランスを取りながら、新たな脅威に機敏かつ柔軟に対応する必要があります。たとえば偽情報を念頭に置いた場合、その複雑で主観的な領域に対処しようとするフレームワークは、その基準の合理性・明確性なしにこのような枠組みは成り立ちません。しかしながら、この点に関する議論・検討は一切ありません。 また、あくまでも「自主規制型」とされているため、行動規範に加入しない事業者や、行動規範の一部がなんらかの理由で遵守できない事業者、そして行動規範の内容が特定の事業者には全く適用されない条項もでてる場合もあると思われます。このように、一部の事業者の対応が不十分である場合に、取り組みを誠実にやっている事業者までも含む形で、規制強化という「連帯責任」が課される仕組みに他ならないように思われます。これは、各事業者が自主的に行動規範を策定・遵守しようとするインセンティブを著しく削ぐものであり、本末転倒と言わざるを得ません。偽情報を例にしても、そのリスクに対処するいかなるアプローチは、各事業者のサービスの特性に合わせて個別に行われるべきです。Google は自社のサービスにとって関連性があり、適切で、かつ実行可能な措置を講じることに尽力していると考えています。 以上の理由から、行政の介入を前提とした実質的に法律の根拠のない共同規制に他ならない「自主規制型行動規範」の枠組みには、反対します。 【グーグル合同会社】	
意見 (85) (該当箇所) P47～p48 「自主規制型行動規範」としては、例えば、SNS等のサービスがもたらすリスクへの対応として、業界団体がリス	考え方 (85) 本取りまとめ(案)でも示したとおり、「プラットフォーム事業者ごとにサービスの内容は様々であり、当該サービスに具備される機能がもたらす様々なリスクへの対応はサービスを設

ク軽減のための様々な取組をまとめたコミットメント集を策定し、各事業者がその中から実施する取組を選択し、実施を約束することが考えられる。総務省としては、この自主規制型行動規範の実施状況について、モニタリングを実施していくことが適当である。

この「自主規制型行動規範」は速やかに策定されるべきであり、総務省においては、同行動規範の2025年内の策定に向けて、その策定プロセスも含め、策定段階から積極的に支援等を行うべきである。

なお、行動規範策定後も、事業者による対応が不十分である場合には、政府に事業者の取組状況をモニタリングするための新たな執行権限を設けることや、リスク評価・軽減措置の実施を制度上明確に位置付けることなども含め、速やかに制度的対応を検討することが適当である。

（意見）

業界のガイドラインとは、民間の業界団体等が、政府や公的機関とは別に、業界の発展や信頼性の向上等を目的として作成する自主的なルールであり、本中間とりまとめで提示しているような、行政機関が積極的に支援し当該行動規範を通じてモニタリングをすることを想定した「自主規制型行動規範」は、行政による事業者への実質的な規制となり得ることから強い懸念がある。

「自主規制型行動規範」に係る行政の関与に関連した記述については反対である。

「自主規制型行動規範」とは、本来民間の業界団体等が自主的に策定するルールにも関わらず、本中間とりまとめでは、「総務省としては、この自主規制型行動規範の実施状況について、モニタリングを実施していくことが適当」であり、「同行動規範の2025年内の策定に向けて、その策定プロセスも含め、策定段階から積極的に支援等を行うべき」としている。行政機関が主体的に参加し、積極的な支援と称して介入していくことは、業界団体の自主性を無視した過度な行政の介入および実質的な規制だと言える。

また、行政機関による積極的な支援は、事業者が策定すべき行動規範を行政の裁量によって実質的に決定し、さらには一定の取組を実質的に義務付けることから、事業者による自主的な取組の促進という趣旨を逸脱した行為であり、その関与の度合いによっては、行政による検閲、ひいては表現の自由や言論の自由の侵害につながる可能性を否定できない。

本中間とりまとめ「4-1 違法・有害情報が流通するリスクとリスクへの対応の在り方」での各課題への解決策として「自主規制型行動規範を活用し、大規模プラットフォーム事業者が実施することが望ましい」旨が散見され

計する事業者自身が実施すべきものであること」等を踏まえ、まずは、業界団体による「自主規制型行動規範」の策定を通じて、プラットフォーム事業者がリスク軽減措置に積極的に取り組むことが期待されと考えます。

当該行動規範については、本取りまとめ（案）でも示したとおり、例えば、SNS等のサービスがもたらすリスクへの対応として、「業界団体がリスク軽減のための様々な取組をまとめたコミットメント集を策定し、各事業者がその中から実施する取組を選択し、実施を約束すること」を想定しており、「業界団体の自主性を無視した過度な行政の介入および実質的な規制」を意図するものでは全くありません。

その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

ることからも、本来は業界団体や事業者自らが決定すべき自主規制型行動規範の記載内容が、既に行政によって実質的に決定され、事業者の行動を縛ろうとしていると言わざるを得ない。 自主規制型行動規範については、民間事業者の自主的な取組を最大限に尊重すべきであり、行政が介入することに強く反対する。 【一般社団法人 新経済連盟】	
意見（86）	考え方（86）
（該当箇所） P48 図表11 ※1「共同規制型行動規範」とは、法令において目的等を定めつつ、その具体的な内容については、プラットフォーム事業者に委ねるアプローチ ※2「自主規制型行動規範」とは、業界団体によるリスク軽減のための様々な取組をまとめたコミットメント集 （意見） 左記「自主規制型行動規範」の定義に対して、本中間とりまとめでは、当該行動規範の作成段階で、総務省が積極的に支援しスケジュールの期限を2025年内での策定と区切っていること、また当該行動規範を通してモニタリングを実施することが適当とし、行政が民間事業者の経済活動を制限することを明示している。 図表にある「共同規制型行動規範」は、法令において目的等を定めつつ、行政が民間事業者の経済活動に一定の制限をかけていることを考慮すると、本中間とりまとめでの「自主規制型行動規範」は、法的根拠がないまま「共同規制型行動規範」の性格を帯びているとも考えられるが、総務省が期限を示し、策定プロセスも含めて策定段階から積極的に「支援」を行い策定される行動規範がなぜ「共同規制型行動規範」ではなく「自主規制型行動規範」と考えられるのか、見解をご教示頂きたい。 行政が策定プロセスを含めてその内容に深く立ち入るものを「自主規制型行動規範」と呼ぶべきではなく、事業者の自律性や自主性を尊重する内容に修正すべきである。 【一般社団法人 新経済連盟】	本取りまとめ(案)でも示したとおり、「プラットフォーム事業者ごとにサービスの内容は様々であり、当該サービスに具備される機能がもたらす様々なリスクへの対応はサービスを設計する事業者自身が実施すべきものであること」等を踏まえ、まずは、業界団体による「自主規制型行動規範」の策定を通じて、プラットフォーム事業者がリスク軽減措置に積極的に取り組むことが期待されと考えます。 当該行動規範については、本取りまとめ(案)でも示したとおり、例えば、SNS等のサービスがもたらすリスクへの対応として、「業界団体がリスク軽減のための様々な取組をまとめたコミットメント集を策定し、各事業者がその中から実施する取組を選択し、実施を約束すること」を想定しており、「行政が策定プロセスを含めてその内容に深く立ち入る」ことを意図するものではありません。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（87）	考え方（87）
（該当箇所） P48	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

(4)研究者に対するデータ提供の在り方

(意見)

Google は、研究者に対するデータについても、以下で述べるとおり提供を行っております。自主的行動規範に含めるについては上記のとおり反対ですが、更なる検討を行うに際しては、個人情報や企業秘密等の機微な情報の取扱いが安全になされること、制度の趣旨に照らして過剰な範囲を要求することがないこと、プラットフォーム事業者の異議申立手続の整備など様々な観点から慎重にご検討いただきたい。

堅牢な研究エコシステム

教員とのエンゲージメント

[Google Research](#) 部門は、科学を進歩させ、社会を発展させ、何十億もの人々の生活を向上させるために設計されたプロジェクトのポートフォリオを維持しています。同時に、[セキュリティ、プライバシー、不正使用の防止](#)といったトピックを含む特定の種類の業務に、個人やチームが自由に取り組めるようにしています。Google Research における哲学の重要な要素は、自由なアイデア交換を支援し、学術界および産業界の広範な科学コミュニティと緊密な連絡を保つことです。最終的に、私たちの研究成果を広め、科学コミュニティの良き一員であることが、私たちと社会の双方にとって有益となります。

私たちは、学術界とのさらなるエンゲージメントを促進し、次世代の研究者の育成を支援するため、その範囲と柔軟性を拡大し続ける様々な[アウトリーチプログラム](#)を維持しています。私たちは、学術研究を推進し、Google の研究者との有意義なエンゲージメントを可能にするための資金提供や支援を行うことで、[教員](#)と連携しています。これらのプログラムには、[客員教員](#)、[教員向けのアワードプログラム](#)、[インターンシップ](#)などがあります。Google の研究イニシアチブを活用し、私たちのプログラムは資金提供、指導、エンゲージメントの機会を提供し、研究コミュニティが世界の最も大きな問題を解決するために、より迅速に革新を起こせるようにしています。

学生とのコラボレーション

Google は学生向けに、次世代の研究者を支援するための[フェローシップ、奨学金、インターンシップ、その他のエンゲージメント機会](#)を提供しています。私たちは、Google の製品やサービスに関連する中核分野で革新的な研究を追求する世界中の学生、教員、研究室、学術機関と連携し、科学コミュニティで行われている対話の中で学び、共有するために、[世界中のカンファレンスやイベントに参加](#)しています。

科学研究者とのパートナーシップ

私たちはまた、オンラインでのデジタルセーフティやリスクを研究する学術界および外部の研究コミュニティを支援する、特定の研究者プログラムも運営しています。私たちは [Google Researcher Program](#) を提供しています。このプログラムは、特定の Google サービスとその影響に関する一般の理解を深めるため、適格な研究者にリソースを提供するものです。様々な分野の適格な研究者は、Google マップ、Google Play、Google 検索、Google ショッピング、YouTube のデータへのアクセスを申請し、これらのプラットフォームを幅広い視点や研究フレームワークから研究することができます。このプログラムは現在、欧州連合(EU)に拠点を置く研究者、および EU 拠点の組織に所属する研究者が利用でき、将来的には拡大される可能性があります。所属要件を含む Researcher Program の参加資格は、[こちら](#)で公開されており、プログラムの利用規定は[こちら](#)でご確認いただけます。

さらに、[YouTube Researcher Program](#) を通じて、米国内外の様々な分野の適格な学術研究者は、YouTube のデータ利用を申請できます。このデータアクセスにより、個人は様々なトピックを研究し、YouTube の公開データコーパスへのアクセス、グローバルな YouTube データからのインサイトの導出、YouTube からのサポートや技術的指導の活用が可能になります。プログラムの所属要件を含む参加資格は[こちら](#)で、プログラムの利用規約は[こちら](#)でご確認いただけます。私たちは両研究プログラムの改善を続けており、参加研究者からのフィードバックを歓迎しています。

研究者が利用可能なデータ、ツール、オープンソースリソース

Alphabet では、Google 検索や YouTube のような多くのイノベーションが、[Google Open Source](#) や Google Research GitHub といった、幅広いデータ、ツール、オープンソースリソースを研究者に提供しています。

一般的な研究のために、[Google Scholar](#) は学術文献を幅広く検索する簡単な方法を提供します。研究者は様々な分野や情報源を横断して検索でき、自身の研究成果を示すプロフィールを作成することもできます。

Google Research Datasets は、幅広いコンピュータサイエンス分野にわたるデータコレクションです。これには、研究者が Google のデータを探索・分析するのに役立つ [Kaggle](#)、研究データセットのドキュメントの透明性のためのアクティビティ、フレームワーク、ガイダンスを提供する [The Data Cards Playbook](#)、研究者が Google のモデル、データセット、アプリケーションで共同作業するのに役立つ [Hugging Face](#)、研究者がウェブ上の何千ものリポジトリでホストされているデータセットを簡単なキーワード検索で発見できる [Dataset Search](#) など、これらのデータセットを研究するためのツールが含まれています。研究者はまた、特定のトピック、場所、時点での検索インタレストを測定するデータを研究者に提供するプラットフォームデータツールである [Google](#) [トレンド](#)で、トレンドを記録することもできます。

Google 検索や YouTube を含む Google のプラットフォームで配信される広告について、Google は、[広告透明性センター](#)を通じて、特定の期間に広告を配信した広告主と配信された広告の検索可能なりポジトリをすべての研究者に提供しています。研究者は広告主を検索し、その広告主に関する情報や、その期間にその広告主が配信した広告を閲覧することができます。これにより、研究者は広告主についてさらに学び、ポリシーに違反していると思われる広告を報告することができます。選挙広告に関する追加の透明性情報は、広告透明性センターの [Google での政治広告](#)に関するセクションでご確認いただけます。

さらに、私たちの [Data Commons](#) イニシアチブは、データソースから単一のグラフを合成し、データセット間で同じエンティティ(都市、郡、組織など)への参照をグラフ上のノードにリンクします。これにより、研究者はデータクリーニングや結合なしで、異なるソースから集約された特定のエンティティに関するデータにアクセスできます。本稿執筆時点で、Data Commons は 193 カ国、11 万の都市、5000 の州や省のデータを収録しています。また、世界保健機関、米国疾病予防管理センター、米国国勢調査局、Eurostat、その他 100 以上の機関から提供された、経済、雇用、気候、健康、人口統計などに関する 26 万以上の変数にわたる 2400 億以上のデータポイントも含まれています。

私たちはまた、研究者がデータを使ってイノベーションを構築するのを支援しています。たとえば、私たちのオープンソース機械学習プラットフォームである [TensorFlow](#) を使えば、研究者はデータを処理・ロードできます。研究者は[カスタム ML モデル](#)を作成できます。また、次のブレークスルーの波を加速させるため、[1,000 以上の Cloud Tensor Processing Units\(TPU\)のクラスターへのアクセス](#)を申請することもできます。研究者はまた、[Cloud AI を通じて最新の機械学習サービスにアクセスして独自のモデルを生成](#)したり、[Cloud TPU 機械学習アクセラレータ](#)を使用して機械学習モデルをトレーニング・実行したりできます。さらに、[Cloud Auto ML](#) を使えば、最小限の労力と機械学習の専門知識で高品質なカスタム機械学習モデルをトレーニングできます。私たちはまた、機械学習の教育と研究を広めるために作成した Google の研究プロジェクトである [Colaboratory](#) も提供しています。

政府からの要請に関する透明性レポートへの研究者のアクセス

データやツールに加えて、私たちはまた、政府や法執行機関の方針や行動がユーザーにどのように影響を与えるかを明らかにするためのレポートやデータも作成しています。2010 年、私たちは、政府からのユーザーデータやコンテンツ削除の要請について人々に知らせる[透明性レポート](#)を立ち上げた最初のインターネット企業となりました。それ以来、私たちは政府や企業の方針や行動がプライバシー、セキュリティ、オンラインでの情報へのアクセスにどのように影響するかを明らかにするデータを定期的に共有しています。私たちの透明性レポートには、たとえば、[政府からのコンテンツ削除要請](#)、[ヨーロッパのプライバシー法に基づくコンテンツの掲載停止要請](#)、[著作権によるコンテンツの掲載停止](#)などが含まれます。

さらに、オンラインでのコンテンツモデレーションの実践に関する透明性と説明責任を高めるため、私たちは多くのサービスからコンテンツの削除を要請する特定の法的通知を、Lumen と呼ばれる第三者プロジェクトと共有しています。[Lumen](#) は、ハーバード大学のバークマン・クライン・センター・フォー・インターネット＆ソサエティが管理する独立した研究プロジェクトであり、Google を含む様々な企業から任意で共有されたオンラインコンテンツの削除要請のコピーを保管、分析、公開しています。

【グーグル合同会社】

意見（88）	考え方（88）
違法、有害情報が流通するリスクとリスクへの対応の在り方 デジタル広告にも関わる内容ですが、こちらも深刻な状況であり、政治的、経済活動的にも由々しい事態と考えます。 「42P図表8、DSA におけるリスク軽減措置の一覧」「43P図表9、OSA における安全義務の一覧」にあげられている項目はいずれも大切であり、どれも各事業者に遵守させるべきだと考えます。 ただそれはインターネット上だけではなく、テレビやラジオとった放送機関にもいえることだと思います。全方面で、誤った情報を流させない取り組みを希望します。 【個人】	頂いた「テレビやラジオ」といった「放送機関」に関する御意見について、本WGでは、インターネット上の違法・有害情報対策について議論を行い、本取りまとめは、最新の諸外国の政策動向も踏まえつつ、制度的対応の在り方について提言を行うものであり、「テレビやラジオ」については対象としておりません。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（89）	考え方（89）
PDF上P.67『リスク評価について、具体的な内容は法令に規定せず、プラットフォーム事業者に評価の方法は委ねるが、例えばリスク評価が適切に行われない場合に、国が適切に行うよう促す仕組みを設ける方向性』⇒明文化したところでルールの間隙を抜けられる可能性もありますが、明確な不正は規制するよう求めます。（肖像権などの権利、法律にかかる部分については必要だと考えます） 【個人】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（90）	考え方（90）
P47 事業者の自主取組 ＞自主になってるか不安になる事から、取組みの状況・やり取り等を公開出来ないだろうか？また、法規制は法規制すれば良いと言う訳ではなく対応不十分にも関わらず法規制される可能性があるので、実態把握と国民理解が出来ていないと法規制はしてはいけないと考えます。 【個人】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（91）	考え方（91）
p47 「自主規制型行動規範」を、総務省において 2025 年内の策定を目標として定める旨、記述があった。リスク軽減措置のため、とくに差別情報を考慮に入れてほしい。差別情報の放置は、差別犯罪、行政・国家機関による差別・排除をおこす土壌となる。これも放置すると、虐殺に行きつく。	当該行動規範については、本取りまとめ(案)でも示したとおり、例えば、SNS等のサービスがもたらすリスクへの対応として、「業界団体がリスク軽減のための様々な取組をまとめたコミットメント集を策定し、各事業者がその中から実施する

事業者の取り組み状況をモニタリングする新たな執行権限についても重要だ。情プラ法の侵害情報調査専門員との連携も期待できる。	取組を選択し、実施を約束すること」を想定しております。
【個人】	
意見（92）	考え方（92）
P48 図表 11 「②対応が不十分である場合、格上げ」として「法規制」がありますが、このように情報の発信や流通を新たに法規制することは正に表現の自由を侵すものであることから、「対応が不十分である場合に、十分な実態把握と国民の理解を得たうえで、」と必須要件を追記してはいかがでしょう。 また、更に、「その規制により想定される影響を十分に考慮するとともに、既存の法規とのバランスを取ること」を加えてはいかがでしょう？	本取りまとめ(案)でも示したとおり、「プラットフォーム事業者ごとにサービスの内容は様々であり、当該サービスに具備される機能がもたらす様々なリスクへの対応はサービスを設計する事業者自身が実施すべきものであること」等を踏まえ、まずは、業界団体による「自主規制型行動規範」の策定を通じて、プラットフォーム事業者がリスク軽減措置に積極的に取り組むことが期待されと考えます。 なお、制度的対応については、自主規制型行動規範に係る状況に限らず、偽・誤情報等を巡る実態やサービス設計を含むプラットフォーム事業者による取組状況等を踏まえて検討されるものと考えます。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
【個人】	
意見（93）	考え方（93）
P49 「研究者へのデータ提供」 提供について、事業者がその提供にかかる応分の経費を提供する研究者等に請求することは妨げられない、と考えて宜しいでしょうか？	具体的な対応については、本取りまとめの提言内容も踏まえて検討されるものと考えます。
【個人】	
意見（94）	考え方（94）
p49 研究者への情報提供は、社会的な問題解決のために重要である。事業者の分析にも寄与できる。	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。
【個人】	
4-1-2 経済的インセンティブに起因するリスクへの対応の在り方	

意見（95）	考え方（95）
・プラットフォーム上に違法アップロードされたコンテンツに広告が付与され、その収益がアップローダーとプラットフォーム事業者に渡ること、手間とコストをかけて取材・編集・制作するメディアの広告収入に影響が及ぶこと、民間放送は強い問題意識を持っています。 ・不正・不法なふるまいが日本のコンテンツ制作や情報流通のエコシステムを毀損させることのないよう、プラットフォーム事業者への対応の促進を一層進める施策の検討が必要です。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（96）	考え方（96）
（該当箇所） P52 前述のとおり、プラットフォーム事業者の多くは、広告を主な収入源としているところ、投稿の閲覧数等に比例して発信者に経済的インセンティブを付与する仕組みを取り入れている。インターネット上で膨大な情報が流通する中で、利用者からより多くのアテンションを集めてクリックされるために、プラットフォーム上では過激なタイトルや内容、憶測だけで作成された事実に基づかない記事等が生み出されることがあり、「アテンション・エコノミー」の下では、違法・有害情報が広範に流通・拡散するリスクがある。また、特に、「アテンション・エコノミー」の下で流通・拡散する違法・有害情報から災害時の人命や民主主義の基盤をいかに守るかという視点も重要である。 （意見） 私たちのビジネスモデルは、Google の製品がすべての人の役に立ち、信頼できる情報源であることでこそ成り立ちます。そのため、私たちの製品が持つ誠実さを損なうものを阻むことは、私たちのビジネスにとって当たり前であり、長期的なメリットになります。私たちにはユーザーを保護する責任があることを真剣に受け止めています。そのため、有害なコンテンツを禁止するポリシーや、どのようなチャンネルが収益化できるかを定めた厳格な基準を設けています。 【グーグル合同会社】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（97）	考え方（97）
前述のように、「アテンション・エコノミー」の現象について説明がなされていますが、効果的な対策を講じるため	御指摘を踏まえ、以下のとおり修文いたします。

には、今後、より多面的かつ具体的な検証が行われる必要があります。 上記を踏まえ、以下の箇所について、次のとおり修正案をご提案します。 P52「インターネット上で膨大な情報が流通する中で、利用者からより多くのアテンションを集めてクリックされるために、プラットフォーム上では過激なタイトルや内容、憶測だけで作成された事実に基づかない記事等が生み出されることがあり、「アテンション・エコノミー」の下では、違法・有害情報が広範に流通・拡散するリスクがある。また、特に、「アテンション・エコノミー」の下で流通・拡散する違法・有害情報から災害時の人命や民主主義の基盤をいかに守るかという視点も重要である。」 【修正案】 「インターネット上で膨大な情報が流通する中で、より多くの注目を集めることで可視性や収益が高まるという構造のもと、過激なタイトルや内容、憶測に基づいた情報が生まれやすくなるとの指摘がある。こうした「アテンション・エコノミー」の影響により、違法・有害情報の流通や拡散が助長されるリスクがあるという見解は、社会的にも一定の認識が広まりつつある。 もっとも、これらの影響については評価が分かれる部分もあり、学術的にもさまざまな視点や知見が示されている。今後の政策判断にあたっては、こうした多様な議論を踏まえつつ、災害時の人命保護や民主主義の基盤の維持といった観点にも留意しながら、実効性とバランスの取れた対応の在り方を模索していくことが求められる。」 【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】	「インターネット上で膨大な情報が流通する中で、<u>より多くの注目（アテンション）を集めることで可視性や収益が高まるという構造の下</u>、より多くのアテンションを集めるために、プラットフォーム上では過激なタイトルや内容、憶測だけで作成された事実に基づかない<u>情報</u>等が生み出されることがあり、<u>こうした</u>「アテンション・エコノミー」の下では、違法・有害情報の広範な流通や拡散が<u>助長される</u>リスクがある。また、特に、「アテンション・エコノミー」の下で流通・拡散する違法・有害情報から災害時の人命や民主主義の基盤をいかに守るかという視点も重要である。」 なお、P54に記載しているように、「一般論としては、プラットフォーム事業者に対し外延が不明確な有害情報であることをもって収益化停止措置を一律に求めることについては、現時点においては、慎重な検討を要する」ところ、検討する際にはP54、55に記載しているような様々な項目に関する考え方の整理等が必要であると考えます。
意見（98） また、どのようなビジネスモデルを選択するかについては、憲法において経済活動の自由が認められています。仮にこの自由を制限・制約しようとする場合には、何が弊害なのかを特定し、それを除去するためにほかに制約的な手段がないのが検討され、明確な根拠が示される必要があります。 上記を踏まえ、以下の箇所は次のとおり改める必要があると考えます。 P53「① 削除と同様、コンテンツモデレーションの一類型であり、（表現の自由の制約の程度は相対的に小さいと考えられるものの）SNS 等において行われる個々の表現内容に一定の制約を与える措置であること」 【修正案】 「① 削除と同様、コンテンツモデレーションの一類型であり、（表現の自由の制約の程度は相対的に小さいと考えられるものの）SNS 等において行われる個々の表現内容に一定の制約を与える措置であり、これは憲法	考え方（98） 御指摘のとおり、表現の自由とともに、プラットフォーム事業者の経済活動の自由への制約についても考慮すべきと考えられるため、P54では、「収益化停止措置によって得られる利益と、表現の自由やプラットフォーム事業者の経済活動の自由への制約との比較衡量」と記載しているところ、当該部分については原案のとおりとさせていただきます。

で保障されている経済的自由への制約となること」 最後に、どの選挙においてどのような弊害が生じたと認めるのか、どの災害においてどのような弊害が生じたのかをcase specificに論じることが議論の出発点ではないでしょうか。 【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】	
意見（99）	考え方（99）
（該当箇所） P53 ③ 前述のとおり、利用規約等において収益化が停止される行為を定めるなど、事業者による一定の自主的な取組も行われていること等から、一般論としては、プラットフォーム事業者に対し外延が不明確な有害情報であることをもって収益化停止措置を一律に求めることについては、現時点においては、慎重な検討を要する。 したがって、まずは、4-1-1(3)で述べた「自主規制型行動規範」を活用しつつ、プラットフォーム事業者が収益化停止措置に係る取組を自ら実施することが望ましい。総務省においては、その実施状況を把握・分析・評価した上で、対応が不十分である場合には、必要な改善を求めつつ、速やかに制度的対応を検討することが適当である。ただし、①例えば、災害時のように、プラットフォーム事業者による速やかな対応が求められる状況において、その社会的な法益が、収益を得る権利を保護する法益を上回る場合、また、②そのような特定の場面を明確に特定し得る場合には、事業者の取組状況も踏まえつつ、プラットフォーム事業者に対して収益化停止措置を求める制度的対応も検討することが考えられる。 （意見） 慎重な検討を要する点において、強く賛同します。 経済的インセンティブに起因するリスクへの対応として、収益化を一律に規制することには、有害性のないほとんどのコンテンツの制作・流通を不当に抑制するという深刻な副作用を伴います。例えば、YouTubeを通じてコンテンツのグローバルなリーチ（海外展開）に成功している日本のクリエイターに対し、収益化の制限をかけるこ	本取りまとめ(案)に対する概ね賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

とは重大な不利益を与えることになります。それだけではなく、収益化ではない動機（プラットフォームの外での収益や影響力の強化、知名度の向上、政治的な思惑など）での悪用に対しては対応することができず、現状の生じている問題の解決として不適切です。Googleは、YouTubeパートナープログラム（YPP）の厳格な参加基準や、広告掲載に適したコンテンツガイドラインの適用を通じ、質の低いコンテンツや有害なコンテンツが収益を得ることを既に厳しく制限しています。適切なアプローチは、過度に単純化された画一的な規制ではなく、既存のフレームワークを厳格に執行し、悪質な違反者に対しては個別の事案ごとに厳格に対応することです。

なお、収益化の停止を、災害時のような特定の場面においてのみ義務付けるという案についても、有害性がなく極めて有益なコンテンツにすら制作費の回収を不可能にしてしまうなど、表現の自由の制約や萎縮効果、有益な情報の流通への不合理な制約などのきわめて深刻な副作用を生じさせるという問題が生じます。たとえば「災害時」をどのように定義するのか、「災害に関するコンテンツ」をどのように定義するのか、災害時に災害に関する正当な情報の発信者をどう保護するのかなど、表現の内容に伴った規制にもなりえます。なお、災害時の情報流通について特に付け加えるならば、既存マスメディアが機能を喪失しかねない状況においてソーシャルメディア上に信頼できる情報をいかに流通させるかということが、政策立案上、重要な視点たりうと考えます。

ここでも、総務省によるモニタリングが内包されている「自主規制型行動規範」による方法が参照されていますが、この方法取られるべきではないのは、上述のとおりです。

【グーグル合同会社】

意見（100）

p50

アテンション・エコノミーについては、利用者の納得感がえられる仕組みにするべきだ。今のままでは、知らない間にフィルターバブルやエコーチェンバーの中に閉じ込められてしまうことになり、思想の孤立を招く長期的なリスクを発生させる。災害時に収益目当ての投稿を抑えることも必要だが、事件が発生した時に「容疑者についてのデマ情報」や「地域や属性を揶揄する投稿」が増加する課題にも対応するべきだ。

おすすめ表示のパラメータの調整が各々で可能となること、AI情報のラベル付与では実態把握をすることなど、海外の事例を交えて記述があった。

考え方（100）

総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

とくに、利用者の登録情報については、非訟手続きによる開示請求の制度がある。この仕組みを強化し、権利侵害・違法・有害情報の削除を申し立てた場合、被害の深刻さの度合いによって、発信者の情報が被害者に提示される仕組みも必要ではないか。行政機関なら、すぐに啓発活動に取り組むことができる。「現代的レイシズム」と「孤立感」の関係性を示す調査研究もある。真の課題解決を目指すなら、対話こそが重要だ。被害者の納得いく解決こそ、主題に置くべきだ。 【個人】	
意見（101） P50 「収益化の停止」 「収益化の停止」が「情報の可視性に直接影響がないもの」とされますが、特に事業として情報発信をする者・団体にとっては収益化の停止はその情報の発信の継続を脅かされるものであり、情報の可視性を結果として損なうものと容易になりえるものであることから、収益化停止措置を一律に求めることについては強く反対します。 これは、本まとめ案で言う「自主規制型行動規範」においても同様ですが、事業者の判断として収益化の停止措置を取ることを留めることもまた不合理ですので、例えば「自主規制型行動規範」において収益化停止措置を定める場合にはその措置への異議申し立てと速やかな対応を事業者に促してはいかがでしょうか？ 【個人】	考え方（101） 本取りまとめ(案)P54において、「一般論としては、プラットフォーム事業者に対し外延が不明確な有害情報であることをもって収益化停止措置を一律に求めることについては、現時点においては、慎重な検討を要する。」としているところ、本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。なお、「自主規制型行動規範」であるため、策定する場合の策定主体は業界団体等であると承知しています。
意見（102） P50 「自主規制型行動規範」 総務省が「自主規制型行動規範」の制定を事業者に働きかけ、モニタリングすること、また、後述する「デジタル・ポジティブ・アクション」等の官民連携の取組を推進することは、ともすれば行政が民間に「自主的な対応を強制」しているようにも見えることから、その官民での要望や対話の内容等は議事録等として公開されることを希望します。 【個人】	考え方（102） 当該行動規範は、本取りまとめ(案)でも示したとおり、例えば、SNS等のサービスがもたらすリスクへの対応として、業界団体がリスク軽減のための様々な取組をまとめたコミットメント集を策定し、各事業者がその中から実施する取組を選択し、実施を約束することを想定しており、「行政が民間に「自主的な対応を強制」しているものとは考えておりません。また、官民連携プロジェクト「デジタル・ポジティブ・アクション」についても、利用者の総合的なリテラシー向上の趣旨に賛同し自主的に参加する企業・団体とともに取組を進めており、「行政が民間に「自主的な対応を強制」している

	ものとは考えておりません。
意見（103）	考え方（103）
P53 収益化停止措置 収益化停止措置によって事業の発信が止まる不安・心配が出てくるので異議申立てが出来るようにする・異議申し立て出来るように促してほしい。 【個人】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（104）	考え方（104）
収益化停止措置において、「共同規制型行動規範」または「法規制」の格上げを検討するべきです。 まず、抑止を図る目的である「当該プログラムにおいて収益化が停止される行為(P.51)」には、“国内事業者”だけではなく、“国外事業者”から日本語向けに投稿されるケースや非事業者にあたる“個人ユーザー”の収益化投稿も含まれている点が想定されます。 “生成AI”などによる「違法・有害情報の流通(デジタル広告ワーキンググループ中間取りまとめ)(P.1)」や“レコメンダシステム”に関する「フィルターバブル(P.57)」など多面的な課題が紐付きに関わっていること、またこれらを踏まえた上で、第27回参議院議員通常選挙の期間中に広く拡散された偽情報や違法・有害情報を報道機関が修正したものを報道したり、各組織・団体が緊急的な声明を発表するなどといった事案が多く見受けられた例を鑑みても、プラットフォーム事業者が取り組む「自主規制型行動規範」ではすでに対応が不十分であると考えられます。 例えば消費者庁(消費生活センターなど)の案件報告などから情報の正確性・権利侵害を精査したもので、偽情報などを一次投稿者として流通した事業者や単一のアカウントに対してインプレッション・配当金から得た報酬を返金させる措置など、“偽情報を収益化することのリスク”を様々な手段で検討を行うべきです。 【個人】	本取りまとめ(案)に記載のとおり、表現の自由や経済活動の自由への制約となり得ることや自主的な取組状況等を踏まえ、「一般論としては、プラットフォーム事業者に対し外延が不明確な有害情報であることをもって収益化停止措置を一律に求めることについては、現時点においては、慎重な検討を要する」ものと考えられ、まずは、「自主規制型行動規範」を活用しつつ、プラットフォーム事業者が収益化停止措置に係る取組を自ら実施することが望ましい」としております。 なお、頂いた御意見については、その実施状況とともに、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
4-1-3 レコメンダシステムに関する対応の在り方	
意見（105）	考え方（105）
Metaは、アルゴリズムを使用して、ユーザーが興味を持ってもらえそうなつながりやコンテンツ(例えば、参加し	本取りまとめ(案)におけるレコメンダシステムに関する制度

たい新しいFacebookグループ、気に入もらえそうなページ、参加してもらえそうなイベントなど)を推奨し、コンテンツをランク付けして、ユーザーが最も関心のある投稿をより見やすくすることで、コミュニティの構築を支援しています。この技術は、弊社のポリシーに違反するコンテンツや問題のあるコンテンツをフィルタリング、ブロック、拡散の抑制を行うことで、コミュニティの保護にも役立っています。インターネット上のユーザー生成コンテンツは膨大な量であるため、オンライン企業は、ユーザーと広告主にとって有用な方法でコンテンツを整理、優先順位付け、優先順位を下げるための判断を下す必要があります。

同時に、有害なコンテンツに対するポリシーを遵守する必要があります。日本のレコメンドシステム規制の検討は、日本におけるオンラインプラットフォームの有用性、安全性、意味を損なうリスクがあります。パーソナライゼーションがなければ、ユーザーは関連性のない情報に埋もれ、自身の言語、地域、年齢層に合ったコンテンツを効率的に見つけることができません。これはユーザー体験を低下させるだけでなく、パーソナライズドな発見に依存してコストのかかる広告なしでターゲット層にリーチする中小企業、クリエイター、非営利団体に不利な状況を生み出します。一律の規制アプローチは、多くのオンライン企業におけるレコメンドシステムの多様性とその機能を見捨てるものです。さらに重要なのは、包括的なオプトアウト義務は、年齢に応じたフィルタリングや誤情報などの有害なコンテンツのランキング低下といった安全対策の妨げになるリスクがあることです。

また、脚注97について、学術誌「Science」と「Nature」は、2020年の米国大統領選挙期間中にFacebookとInstagramが主要な政治的態度や行動に与えた影響をより深く理解するための、4つの画期的な研究論文を発表しています。

これらの論文は、Metaや他のテクノロジー企業が、選挙期間中の自社の影響について、包括的でピアレビューを受けた学術研究にこれほど透明性をもって公開したのは初めてのことです。

例えば、ある論文のNatureによる要約では、その研究結果は「ソーシャルメディアの『エコーチェンバー』が政治的な二極化をどの程度促進するかについての見方に異議を唱えるものである」と述べられています。また、この研究の共同議長は、「Facebookでのシェアされたコンテンツを削除すると、調査対象者のニュースに関する知識は減少したが、政治的分極化やその他の個人レベルの政治的態度には大きな影響を与えなかった」と述べています。

<https://about.meta.com/jpjp/news/2023/07/research-social-mediaimpact-elections/>

【Meta Platforms, Inc.】

的対応の方向性は、レコメンドシステムが、SNS等の利用者の利便性の向上に資するものである一方で「フィルターバブル」を引き起こす可能性など一定のリスクがあり、利用者の理解が十分でないこと(注釈98)等を踏まえ、レコメンドの透明性の確保等の観点から示したことになります。制度的対応の検討に当たっては、レコメンドシステムの様々な実態も踏まえつつ検討することが適当と考えます。

意見 (106)

考え方 (106)

ソーシャルメディアは世論形成に大きな影響を与える存在の一つになっていますが、伝統的なメディアやオフラインでのコミュニケーションも依然として重要な役割を担っています。ソーシャルメディアが世論の二極化を助長するという見方もあるものの、既存の社会的分断や政治・伝統的メディアに対する不満が可視化されたものであるという見方もあります。世論の健全な形成を考える際には、オフラインにおける言論形成を含めた包括的な議論が、客観的な研究や事実に基づいて行われる必要があるものと考えられ、ソーシャルメディアでのコミュニケーションにおける課題への対策とともに、オフラインでの言論形成など利用環境全体に着目した包括的な対策も求められます。

SMAJの主要な企業が総務省の進めるデジタル・ポジティブ・アクションに賛同したのは、ユーザーの行動に対して適切なアプローチを行うことが有効であると考えからです。つまり、ユーザーの行動や意識に働きかけることによって、違法・有害情報の問題に対処できると考えられます。

上記を踏まえ、以下の箇所は次のとおり改める必要があると考えます。

P57「レコメンダシステムは、SNS等の利用者の利便性の向上に資するものであると考えられる。一方で、レコメンダシステムを用いて配信された情報を受け取り続けることにより、ユーザーが自身の興味のある情報だけにしか触れなくなる「フィルターバブル」を引き起こす可能性、自分と同じ考えの人とのみ繋がる「エコーチェンバー」が形成される可能性、また、本人の無意識のうちに依存的利用に陥ってしまう可能性など、レコメンダシステムに起因する一定のリスクの発生が明らかになりつつある。」

【修正案】

「レコメンダシステムは、SNS等の利用者の利便性の向上に資するものであると考えられる。一方で、レコメンダシステムを用いて配信された情報を受け取り続けることにより、ユーザーが自身の興味のある情報だけにしか触れなくなる「フィルターバブル」を引き起こす可能性、自分と同じ考えの人とのみ繋がる「エコーチェンバー」が形成される可能性、また、本人の無意識のうちに依存的利用に陥ってしまう可能性など、レコメンダシステムに起因する一定のリスクの発生が明らかになりつつある。これらの問題に効果的に対処するためには、可能な限り多角的かつ実証的な知見を踏まえた検討が行われる必要がある。また、世論の形成は伝統的メディアや人々の直接の対話を通じて多元的に行われている現実も考慮する必要がある。」

【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】

本取りまとめ(案)の当該記載は、レコメンダシステムが内包するリスクについて述べたものであり、上記リスクへの対応として、P59で「利用者が、レコメンダシステムを通じて表示される情報について、どのような基準やプロセスによって優先順位付けされたものであるかを十分理解でき、また、同システムを利用するかどうかを利用者自身が自ら決定できるようにすることは、各人が自由に様々な意見・知識・情報に接し、これを摂取する自由(知る権利・知る自由)にも資するものとして、極めて重要である。」と記載しているところ、当該部分については原案のとおりとさせていただきます。その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

意見 (107)

(該当箇所)

考え方 (107)

総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと

P.58

サービスを提供するプラットフォーム事業者において、レコメンダシステムの透明性の向上を通じて利用者による理解の促進を図ること、利用者がレコメンダシステムを介さずに情報を受け取ることのできるオプションを提供することが肝要である。レコメンダシステムの透明性の確保については、外部から改善を求める社会的な声が上がることにより、改善が促されるという効果も期待される。

レコメンダシステムに関する制度的対応の在り方としては、プラットフォーム事業者に対し、以下の①～③の取組を求める制度的対応を 中心に検討を深めていくことが適当である。なお、これらの取組は互いに排他的なものではなく、同時に求めることも可能である。

- ① プロファイリング又はレコメンダシステムの透明性を確保すること（例：「いいね」等のユーザーのリアクション、視聴回数等のコンテンツ情報、言語設定などのユーザー情報等のレコメンド機能に影響を与えている主要な要素）に加え、利用者にとって平易な言葉による説明等を行うこと
- ② プロファイリングに基づかない情報表示の選択肢を利用者に提供すること
- ③ レコメンドに係る複数のパラメータの選択について、利用者がいつでも変更できる機能を提供すること

P59

構成員からは、レコメンド機能に影響を与えている主要な要素を事業者が過度に公開すると、レコメンダシステムの悪用につながる懸念があるため、透明化の程度については慎重に検討すべきとする指摘があった。

（意見）

多数の情報が存在する YouTube において「おすすめ動画」は大きな役割を果たします。インターネットにおけるユーザーの安全確保は YouTube の最重要事項ですので、様々なユーザーのコントロールを認めています。

例えば、個人情報に関し、YouTube は、収集するデータの種類を明らかにすると同時に、収集する個人情報を選択し管理する権限をユーザー自身に付与することを約束しています。ユーザーが Google と YouTube

考えます。その際は、本取りまとめ(案)のP61に記載するように、「一律に義務化する場合、サービスを制約する程度が大きい可能性がある」ことを踏まえた検討がなされることが適当であると考えます。

に提供するデータは、ユーザー自身に対するサービスの向上のために使用されます。YouTube は Google の一員で、Google のプライバシー ポリシーと原則を遵守しています。プライバシー設定は、[YouTube でのデータ](#)、または [Google アカウント](#)から、ユーザー自身で管理していただけます。

また、おすすめ動画システムに関しては、複数の「シグナル」を参考にコンテンツを提案していますが、その内容は[公開](#)しています。

しかも、そのいくつかの要素はユーザーによるコントロールが可能です。

例えば、YouTube の再生履歴は、最近視聴した動画を簡単に確認できる機能ですが、自身で管理でき、履歴を削除したり、オフにしたりすることができます。再生履歴の一部またはすべてを削除すると、そのコンテンツはそれ以降、おすすめ動画の決定には使用されなくなります。再生履歴をオフにしているときに視聴した動画は、再生履歴には含まれません。

これらは、左記の①～③に対応するものですが、自主的な取り組みとして行っているもので、制度的対応の必要性があるとまでは考えておりません。仮に何らかの制度的対応が検討されとしても、構成員からの指摘にあったとおり、レコメンダシステムの透明性の粒度によっては、システムの硬直化を招き、悪意のあるユーザーに悪用される可能性等もあるため、極めて慎重な議論がなされる必要があります。

さらに、ユーザーに対する情報提供と、市場における健全な競争の確保の間にはトレードオフがあり、過重な情報開示義務はかえってこの分野でのイノベーションを阻害しかねない点もご留意いただきたいと思います。たとえば、Google がユーザーを飽きさせないために多様性のある、しかもユーザーが興味を持つこととなるコンテンツを提案する新規のロジックを開発できたとしても、直ちにそのロジックを公表しなければならないとすると、そのような機能を開発するための負のインセンティブとなってしまいます。

【グーグル合同会社】

意見（108）

（該当箇所）

P58

考え方（108）

総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

以上を踏まえ、レコメンダシステムに関する制度的対応の在り方としては、プラットフォーム事業者に対し、①～③の取組を求める対応を検討することが適当である。なお、これらの取組は互いに排他的なものではなく、同時に求めることも可能である。 (意見) レコメンダシステムは様々な場面で用いられているところ、本文中ではその範囲が曖昧であることから、どのようなユーザーを対象に何をお勧めする場合を対象としているのか明確にするようお願いいたします。 なお、仮に広告を対象とするかどうかは、プラットフォーム事業者のビジネスモデルに影響があるだけでなく、デジタル広告の存在によって、無料でサービスを利用できる利益を享受するユーザーへの影響があることを念頭に、慎重な検討が必要であると考えています。 【LINEヤフー株式会社】	
意見 (109)	考え方 (109)
(該当箇所) P58～59 以上を踏まえ、レコメンダシステムに関する制度的対応の在り方としては、プラットフォーム事業者に対し、以下の①～③の取組を求める制度的対応を中心に検討を深めていくことが適当である。なお、これらの取組は互いに排他的なものではなく、同時に求めることも可能である。 ① プロファイリング又はレコメンダシステムの透明性を確保すること(例:「いいね」等のユーザーのリアクション、視聴回数等のコンテンツ情報、言語設定などのユーザー情報等のレコメンド機能に影響を与えている主要な要素)に加え、利用者にとって平易な言葉による説明等を行うこと ② プロファイリングに基づかない情報表示の選択肢を利用者に提供すること ③ レコメンドに係る複数のパラメータの選択について、利用者がいつでも変更できる機能を提供すること ・ 利用者の知る権利・知る自由を保障し、これらの制度的な対応を実現するための具体的な方策としては、以下の2つの方向性があると考えられる。なお、方向性Bにより事業者による軽減措置の検討・実施を促したとしても、レコメンダシステムについて上記①～③の取組を自主的に実施するインセンティブが事業者側には生じ得ないと考えられることに留意が必要である。 <方向性A>	本取りまとめ(案)における当該記載は、レコメンダシステムへの対応としての例示であり、レコメンダシステムへの対応に当たっては、P61に記載している「レコメンダに用いるアルゴリズムの透明性確保や選択肢の提示の在り方は、プラットフォーム事業者のサービスの利用者層やサービス内容に応じて異なりうることから、方向性Aのように一律に義務化する場合、サービスを制約する程度が大きい可能性がある」ことにも留意することが適当であると考えます。

・ プラットフォーム事業者に対し、上記①～③の取組の実施を法令により義務付ける方法 ※ 構成員からは、アルゴリズムの透明化や選択肢を利用者に示す義務は、プラットフォーム事業者が提供するサービスの内容に関わらず、義務の内容も明解であり、立法事実があることを前提として、法令上義務化することは我が国の法文化等に鑑みても問題はないとの指摘があった。 (意見) プロファイリングやレコメンダシステムに関する制度的対応については、拙速な制度の導入は避け、慎重に議論すべきである。 もしプロファイリングやレコメンダシステムへ新たな規制が導入された場合、プラットフォーム事業者のサービスの内容を制約する程度は極めて大きい。事業者が新たな規制に対応するためのシステム開発・改修等といった過度な負担を強いられるだけでなく、プロファイリングやレコメンダシステムの変更により、利用者の利便性の著しい低下や、利用者のサービス滞在時間や利用頻度の減少にもつながるおそれがある。 また、プロファイリングやレコメンダシステムには、企業秘密に関わる重要な技術が使われている場合があり、AI等を活用した非常に複雑なシステムでもあるため、法令で透明性の確保を義務化した場合に事業者の経済活動への影響は非常に大きく、より慎重な検討を要する。 行政の介入により、事業者による経済活動が制限され、結果として利用者が不便を被り、知る権利・知る自由に影響が出る可能性のある論点であるため、拙速に結論を出すべきではない。 【一般社団法人 新経済連盟】	
意見 (110)	考え方 (110)
先般、大手SNSでのアルゴリズムの操作等について、フランス検察庁が刑法の「自動データ処理システムの歪曲」等の違反の容疑で捜査を開始し、また、欧州委員会がプラットフォーム規制のデジタルサービス法(DSA)違反について検討しているとの報道があります。 本取りまとめでも、プラットフォームのアルゴリズムに関して言及されているように、SNS等のプラットフォーム事業者が恣意的にアルゴリズムを操作し、「対戦型SNS」等と称して利用者間の対立を煽り、誤情報や差別的な回答を拡散させ、ヘイトスピーチや誹謗中傷等を野放しにしているような状況は、深刻な社会問題です。 EU DSA法やフランス刑法の「自動データ処理システムの歪曲」等も参考にして、日本でもプラットフォームのア	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

ルゴリズム操作による人権侵害等を防止する法整備が急務です。 【個人】	
4-2 適切な情報表示の在り方	
4-2-1 プロミネンス(優先表示)に関する対応の在り方	
意見 (111)	考え方 (111)
緊急時の情報提供や警報は、危機的状況にある一般市民にとって非常に重要です。しかしながら、この論点はラジオやテレビなどの放送に関する規制に関連して行われるべきものです。ソーシャルメディアは、放送の定義には適さない独自の構造とモデルを有しています。 【Meta Platforms, Inc.】	優先表示には一定の効果があると考えられる一方で、御指摘の「モデル」など、事業者が提供するサービスの性質等に応じた形で信頼できる情報の優先表示の実施を求めるかどうかも含め、更に検討を深めることが適当であると考えます。
意見 (112)	考え方 (112)
(該当箇所) P62 優先表示に関する制度的対応については、4-1-1(3)で述べた「自主規制型行動規範」を活用しつつ、各事業者が提供するサービスの性質等に応じた形で信頼できる情報の優先表示の実施を求めるかどうかも含め、更に検討を深めることが適当である。 (意見) 優先表示に関しても、本とりまとめ案で提案されている「自主規制型行動規範」による対応については不適切であると考えています。 【グーグル合同会社】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
4-2-2 AI生成物のラベル付与に関する対応の在り方	
意見 (113)	考え方 (113)
(該当箇所) P62 ラベルの付与(本人確認を行っていない利用者の明示等、情報発信者の信頼性等を見分けるためのラベルを付与する措置)等が挙げられた。	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。

(意見) ラベルの付与に賛同します。 AI生成物の進化が著しく、注意喚起や個人の努力では真偽を見破るのが難しくなっている現在、完璧でなくともラベル付与が消費者にとって有益だと考えるためです。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	
意見 (114)	考え方 (114)
(該当箇所) P65 したがって、プラットフォーム事業者に対しては、電子透かしや来歴管理とラベル付与との技術的差異やそれぞれの効果や実現性の比較をしつつ、4-1-1(3)で述べた「自主規制型行動規範」を活用するか、引き続き、検討をしていくことが適当である。なお、AI生成物のラベル付与については、上述のとおり、EU(DSA)の軽減措置の例示の中にも含まれている。) (意見) 上記で述べたとおり、本トピックに関しても、本とりまとめ案で提案されている「自主規制型行動規範」による対応については不適切であると考えています。 一方で、私たちは、コンテンツの安全性のような問題の規模と複雑さに対処するには、政府、業界、法執行機関の連携が必要であると認識しています。私たちは、コンテンツの安全性に関するグローバルな取り組みに積極的に関与してきました。以下は、私たちが行ってきたグローバルなコミットメントの例です。 [技術協定] • 昨年に続き、2025 年は世界各地で重要な選挙が行われます。私たちは長年にわたり、Google 製品を通じて選挙を支援し保護しており、現在もなお注力しています。この取り組みの一環として、私たちは、技術協定をミュンヘン安全保障会議(2024 年 2 月)で発表しました。この協定の目的は、AI が生成する意図的にかつ秘密裏に不正を働く選挙に関する画像、音声、映像(「不正な AI 選挙コ	本取りまとめ(案)でも示したとおり、「プラットフォーム事業者ごとにサービスの内容は様々であり、当該サービスに具備される機能がもたらす様々なリスクへの対応はサービスを設計する事業者自身が実施すべきものであること」等を踏まえ、まずは、業界団体による「自主規制型行動規範」の策定を通じて、プラットフォーム事業者がリスク軽減措置に積極的に取り組むことが期待され则认为ます。 なお、制度的対応の在り方については、自主規制型行動規範に係る状況に限らず、違法・有害情報等の流通・拡散を巡る社会情勢、情報通信技術の進展の状況、サービス設計を含むプラットフォーム事業者による取組状況等を踏まえて検討されるものと考えます。 その他、頂いた御意見については、「自主規制型行動規範」の対象も含め、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

ンテンツ」)が、選挙プロセスの高潔性に与え得るリスクに対処するために、各署名企業が 2024 年を通して行う自主的な取り組みの概要を示すことです。業界における主要パートナーが結集したこの場で、私たちは次のことを取り決めました。

- 予防: 不正な AI コンテンツが生成されるリスクを制限するための予防策の研究、投資およびその展開を行う。
 - 来歴: 適切かつ技術的に実行可能な場合(これはまだ新しい技術分野であることを認識すること)、コンテンツの出所を特定するための来歴シグナルを付加する。
 - 検出: AI やその他の先端技術を駆使して、不正な AI 選挙コンテンツを検出する。
 - 迅速な保護: 不正な AI 選挙コンテンツの作成と拡散に関わる事例に対し、迅速かつ適切に行動する。
 - 評価: 不正な AI 選挙コンテンツに対処した経験と結果を共同で評価し、そこから学ぶ取り組みを行う。
 - 教育: デジタルメディア リテラシーのベストプラクティス、特に不正な AI 選挙コンテンツに関して、一般市民がこうしたコンテンツに操られたり騙されたりせず自衛できるよう、一般市民を教育するための共有の取り組みに従事する。
 - レジリエンス: 民主的プロセスの高潔性を守り、不正な AI 選挙コンテンツの使用に対する社会全体のレジリエンスを構築するために、AI ベースのソリューションなどの防御ツールやリソースを開発し利用可能にする取り組みを支援する。
- これはまさに IT 業界共同の取り組みです。Meta、Microsoft、Adobe、OpenAI が共同で主導し、この取り組みに調印したことを嬉しく思います。業界のパートナーや、市民社会や政府との協議を通じて、リソースと知識を提供し合い、不正な AI 選挙コンテンツの生成と拡散にまつわる課題に対処すると同時に、世界中のユーザーや有権者を保護する解決策を共有・開発するプラットフォームを提供します。
 - 発表後、本取り組みにおけるコミットメントに従い、Google は YouTube を含む製品全体で、意図的で、非公開で、および欺瞞的に AI で生成された画像、音声、または動画(「欺瞞的な AI 選挙コンテ

ツ」)が、選挙プロセスの健全性にもたらしうるリスクを低減するため、多くの対策を講じてきました。詳細については、こちらをご覧ください。YouTube は引き続き、本取り組みにおけるコミットメントに沿った取り組みを実行して参ります。

- この技術協定に調印したのは IT 業界関係者ですが、選挙における AI の不正利用をめぐる課題には企業単独では対処することができないと認識しています。これらは、IT 業界、政府、市民社会、そしてメディア全体で共有されている課題と責任です。それゆえに、皆さまがこの技術協定に賛同していただけることを歓迎し、この重要な分野における継続的な取り組みの一環として、皆さまと今後も協力していきたいと存じます。
- 私たちの取り組みは道半ばですが、正しい方向に向かっていること、そして、業界を超えたパートナーシップこそが、適切かつ必要な次のステップであると確信しています。新たなパートナーシップを築き、選挙の公正性を守るための新たなテクノロジーを開発し、今後も最新情報の提供を続けて参ります。

2024 年 2 月、Google は [C2PA 標準化団体](#)に参加し、AI の来歴に関する取り組みを進めています。これは、私たちや関係者が指摘していたプライバシーに関する懸念に対処するための仕様変更と同時に行われます。こうした変更によって、十分な緩和策が講じられると確信しています。

C2PA への参加について

- Google は C2PA に運営委員会メンバーとして参加しており、デジタルコンテンツの信頼性と透明性を強化し、ウェブ上の誤った情報に対抗するためのコンテンツ クレデンシャルの開発と導入を支援します。
- 進化した C2PA の標準(バージョン 2.0)は、コンテンツがオンラインで拡散される際、そのコンテンツの耐用期間中、出所と加えられた編集を確実に追跡する改ざん耐性のある方法を提供します。
 - カメラで撮影された写真や動画、生成 AI モデルを使用して合成・編集されたコンテンツ、ソフトウェアで作成されたデジタルアートなど、あらゆる形態のデジタルコンテンツに等しく適用できるため、コンテンツがどのように作られ、時間をかけて編集されるのかについて、より透明性を高めることができます。
- この取り組みは、生成 AI を活用する製品や体験の企業による導入が増える中、非常に重要です。

- Google が、業界を横断するこの取り組みに参加することで C2PA のミッションが前進し、コンテンツクレデンシャルの導入が増えることを期待しています。 - Google の C2PA への参加は、コンテンツやメディアがどのように作られるかを人々がよりよく理解できるよう支援することを含め、責任ある協調的な形での生成 AI 技術の展開に対する Google の取り組みに基づくものです。 2024年には、YouTubeはC2PAデータが利用可能な動画について、その構造化された説明欄に一部の情報を表示し始めました。 【グーグル合同会社】	
意見（115） ○自主規制型行動規範では不適切。 ○速やかにプラットフォーム事業者によるAI生成物へのラベル付与を法律で義務化すべき。 ○その上で、義務違反に対して罰則を設けるべき。 【個人(類似の意見を要約)】	考え方（115） 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（116） ○AI生成物へのラベル付与に関する中間取りまとめ(案)の記載について概ね賛同。 ○その上で、より情報流通の健全性を確保するため、法的義務化を望む。 【個人(類似の意見を要約)】	考え方（116） 本取りまとめ(案)に対する概ね賛同の御意見として承ります。 義務化に関する御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（117） AI生成物へのラベル付与という仕組みに、原理的な問題があると考えます。 マルセル・デュシャンの作品「泉」で示されたように、量産品にタイトルを加える等の軽微かつ物品そのものではない付け加えですら、全く異なる意味を見出させることが可能です。AI生成物のみならず、その周囲の文脈等を含めて真偽を判断しラベルを付与する仕組みである必要があります。 また、「アリババと40人の盗賊」で家の扉に付けられた印のように、望まぬ側に印を付けても無効化されるなど逆に混乱を招きます。悪意による意図的な偽情報を防ぐには、本物の方に来歴情報などで印を付ける仕組みとすべきです。 原理的に誤った仕組みでも、短期的には問題を軽減する可能性はあります。	考え方（117） 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

しかし、EV証明書でブラウザのアドレスバーを緑色にする施策が、逆に危険なサイトの信用までも高めることで問題となったように、危険を高める恐れもあります。 ITでは技術・システム等のデジタル的な積み重ねにより、こうした原理的弱点があれば長期的には容易に押し広げられてしまいます。また、ブラウザのアドレスバーの仕組みとは異なり、誤った形でラベルを付与されたAI生成物は広く拡散されて回収困難なため、ラベル付与全体の長期的な有効性に慢性的な悪影響を与える恐れもあります。 効果検証という限られた期間に基づくのではなく、仕組み上の問題があることを以て対処いただくことを望みます。 また、未知の問題が生じた際に事後対応が可能な仕組みが用意されているかにも着目することが望ましいと考えます。 【個人】	
4-3 利用者の確認に関する対応の在り方(アカウント開設時の本人確認等)	
意見 (118)	考え方 (118)
(該当箇所) P66 健全性検討会のとりまとめ後、SNS等における闇バイトの募集投稿が問題となったことなどから、政府において、「被害に遭わせない」ための対策として、SNS等を利用した犯罪の捜査上の課題に対応するため、SNSアカウントの開設 時の本人確認の強化を含む措置について検討を行うこととされ、総務省からもプラットフォーム事業者に対して本人確認手法の厳格化の検討要請が行われたところである。 (意見) なりすまし被害対策として本人確認の強化は必要ですが、一方で個人情報漏洩リスクも重大視すべき問題と考えます。本人確認時には、個人情報の保有期間や管理方法をプライバシーポリシーに明記し、責任を明確にして実施することを要望します。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 (119)	考え方 (119)
(該当箇所)	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。

P68 したがって、アカウント開設後、プラットフォーム上において利用者の実名表示等の義務付けることが許容されるかという点については、義務付けを行うことにより利用者は匿名での表現行為が禁止されることになるため、規制が必要不可欠と考えられる限定的な場面で合理性のある場合に限り得られると考えられ、慎重な検討が必要である。 （意見） 利用者の実務名表示等の義務化は、匿名表現の自由との関係で非常に大きな問題を生じさせるため、記載の内容に賛同します。 なお、Googleは、Googleアカウントの作成にあたり、本人確認（実名認証）は実施しておりません。それは、次の理由から実施することは適切ではないと考えているからです： ・表現の自由への影響 - 本人確認の義務付けは、異なる意見の発信を萎縮させ、匿名性を制限し、意見表明を躊躇させる可能性があります。 - 創造性と流動性の阻害 - 本人確認は本質的には、一人のユーザーが一つしかアカウントを作成できないことを想定しようにしており、諸課題検討での曾我部先生のご発表にもありましたいわゆる「裏アカ」の制約になりえます。 ・重要な情報へのアクセスを遮断 - 例えば、女性の健康に関する情報などのセンシティブな情報にアクセスしようとするユーザーが、本人確認のステップに直面した場合、先に進む可能性が低くなるかもしれません。さらに、不利な立場にある人々は政府発行の身分証明書を持っていない可能性があります。 ・「善良な」ユーザーにとって不均衡で高い負担 - 比例原則に反します - Googleが数十億のユーザーに対して本人確認を実施することは、日本の警察や政府からのデータ開示要求がごくわずかなケースであることと比較して、著しく不均衡だと考えます。一方で、これを日本国内に所在するユーザーに対してのみ実	その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
--	--

施しても、悪質なユーザーは容易にすり抜けてしまうため、実効性は持たず、ほとんどの善良なユーザーがプライバシー上のリスクにさらされてしまうという大きな問題があります。 ・データセキュリティに関する懸念の増大 - サイバーセキュリティの観点 - 厳格な本人確認が必要な場合、追加の個人データのアップロードが必要となり、ハッキングのリスクが高まる可能性があります。 ・過度な個人情報の提供はユーザーにとってもハードルは高くなりますので、やはり取得する個人データは最小限であるべきであると考えております。 また、悪意のある主体は VPN サービスや IP アドレススプーフィングなどで検証要件を回避できる可能性があり、SMS ワンタイムパスワード(OTP)認証やクレジットカード情報の収集も、身元確認として完全ではない点を補足します。 【グーグル合同会社】	
意見（120）	考え方（120）
（該当箇所） P68 なお、上記①の利用者の実名表示等についても、上記②のアカウント開設時の本人確認についても、これらの措置を義務化するのではなく、利用者自身が実名表示・本人確認をするか否かを選択できるようにする措置をプラットフォーム事業者に義務付けることとする場合には、匿名表現の自由との関係では①②に比べて制約の程度が小さいものと考えられる。 （意見） 悪意のあるユーザーは実名表示・本人確認をするはずないので、意味がない規制ではないかと考えます。 【グーグル合同会社】	本取りまとめ(案)において「プラットフォーム事業者に対し、アカウント開設時の本人確認義務を課す場合、どのような目的で(例:犯罪捜査における追跡可能性の確保)、どのような事業者に本人確認を義務付けるのか(例:プラットフォーム事業者)、対象となる利用者はどの範囲か、目的と手段の比例性は確保されているか、目的に照らして他に有効な手段はないか、規律に実効性はあるかといった点に関する検討を、立法事実を踏まえて行うことが適当である。」と記載しているとおり、アカウント開設時の本人確認の義務化や利用者自身が実名表示・本人確認をするか否かを選択できるようにする措置等の義務化を検討する際には、御指摘の規律の実効性も含めて検討することが適当であると考えます。

意見（121）	考え方（121）
P68 「上記②のアカウント開設時の本人確認についても、これらの措置を義務化するのではなく、利用者自身が実名表示・本人確認をするか否かを選択できるようにする措置をプラットフォーム事業者に義務付けることとする場合には、匿名表現の自由との関係では①②に比べて制約の程度が小さいものと考えられる。」とあるが、事業者が自主的に本人確認を必須化している場合はその趣旨からして特段の対応は不要と考えられるため、その旨を明文化していただきますようお願いいたします。 【LINEヤフー株式会社】	本取りまとめ(案)の当該記載は、制度的対応としてアカウント開設時の本人確認や実名表示の義務化及びその選択ができるようにする措置の義務化を行う場合の匿名表現の自由との関係について考え方を示したものであり、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（122）	考え方（122）
ちょっと見当違いかもしれないけれど、SNSアカウント作成時電話必須にされると私はSNSにアカウントを作れない(携帯電話を持っていない)。私のような人間が少数派なのはわかるけど、2段階認証の方法についてはもう少し議論して欲しい。 【個人】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
5 その他	
5-1 マルチステークホルダーによる協議会	
意見（123）	考え方（123）
・マルチステークホルダーによる協議会の検討にあたっては、その構成員、役割、権限等について透明性の確保が必要です。同協議会の活動が、デジタル情報空間における表現の自由を不当に侵害しないよう、慎重な制度設計を要望します。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（124）	考え方（124）
マルチステークホルダーによる協議会に関して、記述の趣旨に賛同する上で、意見を述べます。 中でも「構成員からは、情報の真偽・違法性の判断をプラットフォーム事業者だけに委ねるのではなく、信頼できる第三者の団体と様々なステークホルダーが関わりながら、判断の能力を社会全体で高めていくべき」との意見に関して、具体的な検討論議を積み上げていただくよう要望します。	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。

日本全体で人権擁護の基準を高めあう仕組み、仕掛けづくりが必要です。 【部落解放同盟大阪府連合会】	
意見（125） p69 マルチステークスホルダーによる協議会は極めて重要な手段である、との記述。その通りである。 目的と責任を明確にし、被害者を代弁する立場が意見を社会課題解決に反映させるべく、協議会に参加するべきだ。この点、被害当事者本人では「何でも禁止」になってしまう可能性は否定できない。適切に代弁する立場をどのように設定するかが重要だ。 また、総務省の執行体制については、円滑に社会課題解決ができるよう、早急に人員を増やすべきだ。 【個人】	考え方（125） 本取りまとめ(案)に対する概ね賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
5-2 執行当局の執行権限・体制の強化	
意見（126） ・総務省は情報流通プラットフォーム対処法に基づき、プラットフォーム事業者に対し適切に報告の徴収や勧告および命令、罰則の執行を行うなど実効性のある措置を執ることが必要です。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	考え方（126） 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（127） （該当箇所） P72 今後、総務省は、情報流通プラットフォーム対処法の透明化規律に基づき事業者から公表された事項のモニタリングも含め、大規模プラットフォーム事業者による同法の各規律の履行状況等について把握・分析を行っていくことが想定される。仮にデータが十分集まらないなど、モニタリングが適切に実施できない状況である場合は、透明化規律による公表事項の充実を図ることや行政に新たに調査権限を設けることなどを検討することが適切である。 ・また、EU(DSA)や英国(OSA)では、様々な執行権限が規定されているところであるが、更なる制度整備の内容に応じてどのような執行権限が効果的か、諸外国の動向の調査や欧州や英国の執行機関との意見交換等を通じて検討を深めることが適切である。 次に、本WGでは、令和6年改正法の施行を受け、また、新しい制度を設ける場合に必要な執行体制の在り方	考え方（127） 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

について検討を行った。 上述のとおり、今後、総務省は、情報流通プラットフォーム対処法の透明化規律に基づき事業者から公表された事項のモニタリングも含め、大規模プラットフォーム事業者による同法の各規律の履行状況等について把握・分析を行うことが想定される。こうした分析や評価を適切に実施するためには、法務・データ分析の専門家を含む専門的な知見を有する人材を集めた体制の整備や、膨大な情報を分析・評価するのに十分な人員の確保が必要である。 以上により、情報流通プラットフォーム対処法の適切な運用や、更なる制度的対応に必要な質・量両面での体制強化について、検討を進めていくことが適当である。 （意見） 行政の権限の強化については、行政の裁量が極めて大きくなる危険性があることから、行政の事業活動への介入が促進されることがないよう、慎重に検討をすべきである。 デジタル空間の諸課題が複雑化しているのは理解するものの、例えば、大規模プラットフォーム事業者に対しては、情報流通プラットフォーム対処法に基づく行政の監督や、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインに基づいて実施される利用者情報の取り扱いに関するモニタリングだけでなく、SNS等における違法情報等への対応に関するヒアリングやデジタル広告に関するモニタリング等を通じた要請、（当連盟としては行政の関与に反対しているが）自主規制型行動規範の策定への関与等、行政による関与が年々増加することが懸念される。情報流通プラットフォーム対処法の適切な運用や更なる対応の検討は重要である一方、現在の政策の分析や精査を名目に行政の権限が拡大されると、行政に極めて大きな裁量を持たせる危険性がある。行政による介入が促進されたり、経済活動への過度な制限が発生したりすることがないよう、行政の権限強化については慎重な議論をお願いしたい。 【一般社団法人 新経済連盟】	
意見（128）	考え方（128）
P72 「情報流通プラットフォーム対処法の適切な運用や、更なる制度的対応に必要な質・量両面での体制強化について、検討を進めていくことが適当である」との意見に大いに賛同します。	本取りまとめ(案)に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

高度情報通信社会はものすごいスピードで進展しており、人の生命に関わる問題等も次々と噴出することが大いに懸念されます。何人たりとも人権を侵害されることのない日本社会をめざすため、貴省におかれては、日進月異でご努力いただくためにも物心両面で強化されますことを強く望むものです。 あわせて地方自治の推進とも関わって、インターネットリテラシーや(誹謗中傷等による)被被害者の救済・支援などは地方公共団体レベルでも取り組まれるべき課題ではないでしょうか。 デジタル空間における情報流通に関わる諸課題への取り組みを、国・地方公共団体、そして民間レベルでも力あわせをして、全国展開していけるような仕組み・仕掛けづくりもあわせて要望します。 【部落解放同盟大阪府連合会】	
Ⅴ おわりに	
意見 (129) アテンション・エコノミーが支配的な現在のデジタル空間では、刺激的な情報が拡散されやすい。民主主義の根幹である選挙が不正確な情報によって左右されることへの社会的な懸念を踏まえ、新聞協会会員社では選挙報道の在り方を見直し、不確かなネット情報の真偽を検証する取り組みも広がっている。しかし、本来はデジタル空間の構造を生み出し、不適切な情報の流通をも容易にする場を提供して収益を得ているPF事業者自身が課題の是正に向けて主体的かつ誠実に対応すべきである。生成AIの急速な発展に伴い健全な言論空間や情報流通に対する懸念がさらに高まっており、またPFは海外の事業者も多い。より強力にPF事業者の取り組みを促し、実効性を確保するためのさらなる検討を求める。 【一般社団法人 日本新聞協会】	考え方 (129) 本取りまとめ(案)に対する概ね賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見 (130) このほど、閣議決定された政府「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」では、インターネット上の人権侵害に関して、あらためて部局横断的な人権課題の取り組みとして提案されました。 法令等による制度的対応の充実は、事業者及び利用者(被被害者・投稿者)への「教育・啓発」につながるものです。国内外の民産学官のマルチステークホルダーによる協議会の役割もあわせて、インターネット上の部落差別の撤廃と人権尊重の高度情報通信社会の確立にむけて、積極的な取り組みを強く要望します。	考え方 (130) 権利侵害情報については、本取りまとめ(案)の「1 情報レイヤーに関する検討①:権利侵害情報への対応の在り方」等において具体的な検討の方向性を示しているところであり、今後、本取りまとめも踏まえつつ、総務省において検討を継続していくことが期待されます。

【部落解放同盟大阪府連合会】	
意見（131）	考え方（131）
P73 終わりに 本取組は、特に違法でない有害情報について、その発信や流通を制限するアクションとなることから、表現の自由を侵すものとなります。そのことと、それを進めるために必要な実態把握や国民理解を得るよう努力すること、更にはその議論や実際に為される各種制限について透明性の高さと異議申し立てのできる環境とを整備し、国民が安心して情報空間で発信し、流通する情報を享受できることを目指すという、本中間まとめ案全体を通じて背景にある本取組の狙いを、改めて記載されてはいかがでしょうか？ 【個人】	検討の背景は、P3の「Ⅰ 検討の背景」において記載しているとおりです。
全般	
意見（132）	考え方（132）
パブリックコメントの機会をいただきありがとうございます。X は、プラットフォームの透明性・信頼性・安全性を高めるための取り組みを継続して推進しています。様々な社会の課題に際しては、必要に応じてオープンなコミュニケーションを通じて解決策を模索することが、最も建設的なアプローチだと考えます。プラットフォームの自主的な努力に関して、前向きかつ積極的な促進となる規律の検討をお願い申し上げます。 【X Corp. Japan 株式会社】	本取りまとめ(案)に対する概ね賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（133）	考え方（133）
制度ワーキンググループ中間とりまとめ全体を通じて、対応を求める対象のプラットフォーム事業者の定義・範囲を検討すべきと考える。 2024 年 9 月の健全性検討会の報告書中も、プラットフォーム事業者は情報伝送 PF と広告仲介 PF など、少なくとも分類可能であり、また、健全性検討会報告書報告書 P116 に、「Ⅰ からⅤまでで検討した方策の実施の対象となる情報伝送 PF 事業者については、(中略)利用者数や、サービスの目的・性質等を勘案し、一定の要件を満たす大規模なものにまずは方策の実施を求めることが適当」とあるように、情報伝送 PF についても、サービス目的・性質・規模によって、求められるべき対応を異にすると考える。 本パブリックコメント対象の報告書の議論は健全性検討会報告書を元に議論が展開していることを踏まえると、本報告書において、一律に”プラットフォーム事業者”を対象として対応を求めるのではなく、利用者数、サービスの目的・性質等のそれぞれに着目し、対応を求める対象を明確にすることが必要と考える。	総務省において制度的対応の検討を深めるに当たっては、御指摘のとおり、サービスの性質等を勘案し、対象となる者の定義及び範囲について検討することが必要であると考えます。

【スマートニュース株式会社】	
意見（134）	考え方（134）
今回の中間とりまとめは、重要な指摘ばかりだった。賛成の立場で、主に制度 WG の関係で意見したい。 「被害者支援団体等の聴取」など実態把握に努める、とあった。権利侵害や違法・有害情報に悩む様々な立場の被害者の意見を聴き、ネットでの被害を早期に回復できる仕組みを構築するべきだ。「複合差別」「現代的差別意識」「識別情報の摘示」などの課題に加え、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」の「各人権課題に対する取組」の類型なども参考に調査を実施されたい。 「「適切な」第三者」からの削除要請については、法務省人権擁護局や地方自治体の人権条例での審議会に言及があった。自治体によっては条例のないところがある。条例の有無で地域間格差が出ないよう、「何が権利侵害にあたるのか」を明確に示した自治体の申し出は認めるべきではないか。これまでの地方自治体の取り組みについても実態把握されたい。 この点、「自主規制型行動規範」の策定が目標として定められている。調査で「違法性の判断が困難」との回答をした事業所もあったようだ。「被害者支援団体等の聴取」や「「適切な」第三者」についての調査も反映した「自主規制型行動規範」とし、事業者の判断を助ける規範として策定されたい。 「各省庁が所管する個別法」において「当該情報が違法であることを明確化」「新たに違法化」との記述がある。事業者が有害情報へ適切に対応できるよう、国全体で前向きに進める必要がある。特に、社会を分断するリスクのある差別情報への対策は重要だ。選挙の前や選挙期間で発せられる虚偽をまじえた差別情報に対して、どのような施策を講じるべきか、さらなる考察も必要である。差別情報への対策に触れるなど、安心して利用できるネット空間を構築するために踏み込んだ提言を検討されたい。 マルチステークスホルダーによる協議会は極めて重要な手段である、との記述。その通りである。対話を重ねることが重要であるため、前進させるべきだ。また、事業者も無責任ではいられない。指定以外の事業者においても経営層を中心に、社会課題解決のために取り組むべきだ。SNSなどの利用は楽しみを生む一方、その	本取りまとめ(案)に対する概ね賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討等の際の参考とされるものと考えます。

陰で権利侵害などの情報で悲しむ被害者がいる。サービスの公共性を打ち出す事業者にとって、だれもが利用しやすい場を創出する努力は、事業存続のために必要不可欠なはずだ。原点に立ち返り、情報流通の健全化の当事者として責任を果たすべきだ。事業者を後押しする提言となっているか、内容を点検されたい。

【部落解放同盟京都府連合会】

意見（135）

私たちは、詳細な検討に対して敬意を表するとともに、ぜひ引き続き議論を継続していきたいと考えておりますが、中間取りまとめ(案)(以下「本案」といいます。)で検討されているいくつかの点に対し、以下のとおり意見を述べさせていただきます。

(1) 本案が提言する「自主規制型行動規範」に反対します。コンテンツモデレーションは状況が絶えず変化する複雑な取り組みであり、表現の自由とのバランスを取りながら、新たな脅威に機敏かつ柔軟に対応する必要があり、事業者の自発的が重要で、そのためには、事業者の自主性が最大限尊重されるべきです。しかし、「自主規制型行動規範」は、その名称に反し、事業者の自主性を根本から損なう枠組みとなっています。総務省が策定プロセスを主導し、その実施状況をモニタリングし、署名事業者の対応が「不十分」と見なされた場合に法的措置への移行を示唆するという提案は、業界主導のコミットメントではなく、法的根拠を欠いた共同規制に他なりません。また、透明化法におけるモニタリング経験からも、正式なモニタリングプロセスは不必要なコンプライアンス負担を課し、本来ユーザーの安全性を推進するために投入すべき経営資源が規制上のプロセス適合のために費やさざるを得なくなるという懸念があります(この懸念はデジタル広告においても当てはまります。)

(2) 法令違反情報に関する行政機関からの削除要請については、行政機関の一般的な条文解釈それ自体はもちろん、個別具体的なコンテンツを違法と判断し削除を申請することの影響力の大きさを考えれば、この検討を進める際には、行政機関による判断の内容・方法の合理性、透明性、そして検閲類似の萎縮効果を生じさせないように表現の自由への影響を十分に考慮する必要があります。この手段の検討に際しては、多角的な視点から慎重に議論されるべきです。

(3) 本案は、レコメンダーシステム、AI生成物への対応、経済的インセンティブの見直し(収益化関連)、優先表示といった、表現の自由やその対象の選別に関わる複雑かつ慎重な検討を要する論点についても、「自主規制型行動規範」での検討を含め、提言がなされています。詳細な意見は本文記載のとおりですが、個々の事業者の多様性や制度化による副作用を考慮せず、結論を急ぐことは問題であり、これらの点について改めて

考え方（135）

(1)の御意見については、本取りまとめ(案)でも示したとおり、「プラットフォーム事業者ごとにサービスの内容は様々であり、当該サービスに具備される機能がもたらす様々なリスクへの対応はサービスを設計する事業者自身が実施すべきものであること」等を踏まえ、まずは、業界団体による「自主規制型行動規範」の策定を通じて、プラットフォーム事業者がリスク軽減措置に積極的に取り組むことが期待されると考えます。

なお、制度的対応の在り方については、自主規制型行動規範に係る状況に限らず、違法・有害情報等の流通・拡散を巡る社会情勢、情報通信技術の進展の状況、サービス設計を含むプラットフォーム事業者による取組状況等を踏まえて検討されるものと考えます。

その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

(2)の御意見については、本取りまとめ(案)に対する概ね賛同の御意見として承ります。

(3)の御意見について、本取りまとめ(案)は、違法・有害情報の流通・拡散への対応に関する方策の在り方や今後の検討の一定の考え方を示したものであり、御指摘の点を含め総務省において、本取りまとめを踏まえつつ、検討を深めることが適当であると考えます。

慎重な検討を強く求めます。 【グーグル合同会社】	
意見（136） 当協会はかねて、プラットフォーム(PF)事業者のサービス設計によって偽・誤情報の発信・拡散が容易になるとともに、刺激的な情報が拡散されやすくなったり、フィルターバブルやエコーチェンバーなどの課題が生じたりしていると指摘し、PF 事業者がこうした課題を主体的に解決すべきであると述べてきた。これに関して WG が、PF 事業者自身に「サービス設計・提供の当事者として、課題への適切な対応について責任を果たすこと」を求めた点は妥当だ。 しかし、実効性の面では懸念が残る。中間取りまとめ案は違法・有害情報の流通・拡散状況を「依然深刻」と位置付けており、収益化停止措置や信頼できる情報の優先表示など具体的な対応については、業界団体による行動規範の策定を通じて、PF 事業者に委ねるよう述べている。これらは情報空間の改善に向けて有効な手段となり得るが、PF 事業者の自主規制に委ねていた従来の取り組みが違法・有害情報の改善につながっていない現状を考えると、実効性をいかに確保するかという方策を併せて打ち出すことも必要だ。 【一般社団法人日本新聞協会】	考え方（136） 本取りまとめ(案)に対する概ね賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討等の際の参考とされるものと考えます。
意見（137） 資料全体について 行政が違法情報の削除要請を事業者に行うことについて、行政側に不都合な事実の発信を行う個人の口封じをする手段になる可能性がある。 「表現の自由の保障」は繰り返し記載されているが、現状、多くの国民が望まない法案を通すような状況では「行政が違法な内容を削除する制度は建前で、実は言論統制を行うための制度を設けることになり、表現の自由の保障がされないのではないか」と不信感を持たれても仕方がない。 行政が発信内容の削除に関与するのであれば、表現の自由が侵害された場合の国家賠償請求訴訟が簡単に行えるような制度も合わせて考えるべきである。 【個人】	考え方（137） 本取りまとめ(案)に記載のとおり、表現の自由との関係について、総務省における丁寧な政策検討がなされることが適当であると考えます。
意見（138） 新たな違法・有害情報対策全般において、どうして事業者に対策を一任するのでしょうか。SNSで問題が起り、かつ多くの国民が被害を受ける可能性を考慮すると各事業者任せではなく、規制することで対策を	考え方（138） 本取りまとめ(案)は、インターネット上の違法・有害情報対策に関する制度的な対応の在り方について提言を行うもの

すべきです。現に事業者側の対策では不十分で多くの問題が起こっています。これは罰則がないために対策にコストをかけていないからではないでしょうか。 【個人】	であり、本取りまとめの内容も踏まえて、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（139） 表現の自由の抑制が無きように進めても頂きたいが、権利侵害、誤情報、有害情報について当該情報を削除対応する場合に、その情報の誤りが訂正されないままの誤った認識のまま正しい情報を得ること無く新たに拡散されるおそれがあるので、X(旧Twitter)のコミュニティノートのように訂正する新たな情報をユーザーが得られるシステム構築が必要と考えられる。但し、Xで確認される事象としては、誤った対論のリンクを貼られる事が確認され、バイアスの入らない中立的かつ正確な情報提供を行う必要がある。また、そのような行為についてはできるだけ民間、市民で訂正を行うべきであり憲法上の検閲行為にあたる事は現状では避けるべきである。 【個人】	考え方（139） 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 なお、本取りまとめ(案)は、憲法の禁止する検閲を是とするものではありません。
意見（140） 災害時のご情報についての規制には賛成ですが、医療関係については、政府発信以外の情報を全て誤情報にするのはあってはなりません。国民には自然療法や代替医療を受ける調べる権利があります。 また、国内外の戦争や紛争情報、政治的な発言等も政府の思惑に反したとしても規制するのは国民の知る権利侵害です。過激な誹謗中傷については規制されるべきですが、政府や民間企業(団体や個人)に対する意見や感想まで規制する様なことは断固反対します。言論統制をしないでください。 【個人】	考え方（140） 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見（141） デジタル空間における情報流通の健全化は喫緊の課題であり、中間取りまとめ案はこれらの課題に対する真摯な取り組みを示すものと認識しております。その一方で、表現の自由や情報アクセスの利便性を阻害することなく、課題解決を図るための多角的なアプローチが不可欠であると考えます。 テクノロジーの活用について ・AIを活用した偽・誤情報検知・排除の高度化: ディープフェイクやAI生成コンテンツの拡散に対し、AIを活用した検知ツールを導入・強化し、迅速かつ正確な偽・誤情報の特定と排除を行うべきです。	考え方（141） 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 テクノロジーの活用については、総務省においても、生成AIに起因する偽・誤情報を始めとした、インターネット上の偽・誤情報の流通・拡散に対応するため、「インターネット上の偽・誤情報等への対策技術の開発・実証事業」を通じ、対策技術の開発・実証等を行っているものと承知しています。

・コンテンツの出所証明技術(C2PA 等)の推進: コンテンツの作成者情報や編集履歴を付与する C2PA のような技術の普及を支援し、情報が流通する過程での透明性を高めることで、利用者が情報の信頼性を自律的に判断できる環境を整備すべきです。これは、一方的な情報規制ではなく、情報リテラシー向上の基盤となります。 法的・制度的側面について ・存法規制のデジタル空間への適用可能性の検討と啓発: デジタル空間における課題に対し、新たに包括的な規制を設ける前に、既存の民法、刑法、特定商取引法などの法規制がどこまで適用可能であるかを明確化し、関係者への啓発を強化すべきです。特に、フィッシングや詐欺的行為に対する現行法の解釈と適用例を広く周知することで、被害抑止効果を高めることができます。 ・国際的な連携と協力の強化: デジタル空間の課題は国境を越えるため、国際的な連携を強化し、各国が協力して詐欺や偽・誤情報対策に取り組む枠組みを構築すべきです。例えば、国際的な情報共有プロトコルの確立や、共同での捜査・取り締まり協力の推進が考えられます。これは、単一国家の規制では対応しきれない課題に対する有効な手段となります。 【個人】	法的・制度的側面について、現行法の解釈・適用の明確化及び啓発については、各所管省庁において行われるものと考えます。
意見 (142) ・偽・誤情報の判定ができる、ということを前提としたすべての規制や取組に反対します。偽・誤情報の判定は須らく誤るものと想定し、判定内容の透明性を高めることと、異議申し立てが容易にできること、等の配慮が必要です。 【個人】	考え方 (142) 御指摘のとおり「偽・誤情報」の判断が必ずしも容易でないものもあることも踏まえ、本取りまとめ(案)においても、例えば収益化停止措置に関するP55の記載において、「(前略)の「対象情報」に関しては、具体的にどのようなキーワードや動画・画像が含まれていれば特定の場面に関わる情報であると判断できるか、といった点などについて精査が必要であるほか、定義の明確性、執行可能性、事業者による対応可能性の観点からも検討することが必要である」としています。
意見 (143)	考え方 (143)

最後に、インターネット上で様々な意見やデマ画像・デマ動画・デマ広告等が残念ながら作られている中、規制等が必要になってくるのかもしれないが、人が決める以上意見の違い等が出てくるので安易に規制すべきではない。特に、人の感情による決め方等。また、規制するのであればインターネット上だけではなく発信出来る媒体(特に、従来の4マス媒体も)規制するべきだと思います。 【個人】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
その他	
意見（144） ・検討会の議事録のホームページでの公開が遅く、十分に内容を吟味することができないため、今後の改善を期待します。7/14 現在ですが、5/15 以降のワーキンググループ議事録が公開されていませんし、ここまでも公開までに 2-3 か月を要しています。 【個人】	考え方（144） 今後の運営の参考意見として承ります。
意見（145） 世界の動きも速く、事件も相次ぎ、実行が急がれる問題となっていますが、文章全体から見られる流れは、 - 初期段階では依然として「自主規制」に依存 - 事業者の「やる気」に期待する構造は変わらず - 実効性担保のメカニズムは将来の課題 ということになっているようです。成果を上げるためには、実際の監視体制の厳格さ、と、制度的対応を速やかに検討することが必要でしょう。 次は別の質問です。業界の自主規制は、今でも言われていますが、現在の問題は、それでも起きたものです。再び「業界の自主規制」を主張していますが、今までとの違いはなんなのでしょうか。文章からではあまり大きな差は無いように感じます。今までのやり方が今の諸問題を引き起こしたので、違いを明確に打ち出さないと有効性をうたがわれます。 「総務省による官民連携での正確な情報発信」の正確性担保については、明確なメカニズムが確立されているとは言い難い状況であることが分かります。検閲でさえ、少なくとも判断基準が明白であれば一種の公平性	考え方（145） 1点目の「監視体制」及び「制度的対応」に関する御意見について、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 2点目の「業界の自主規制」に係る御質問について、本取りまとめ(案)において、諸外国の状況も踏まえ、業界団体による「行動規範」(自主規制型行動規範)の策定を通じて、プラットフォーム事業者が積極的に取り組むことが期待されることから、速やかに自主規制型行動規範が策定されるべきであり、総務省においては、2025年内の策定に向けて、その策定プロセスも含め、策定段階から積極的に支援を行うべきとしています。 3点目の「総務省による官民連携での正確な情報発信」の正確性担保に関する御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

を持てるでしょうが、「これからは生成 AI」のように、一方的に成果の出ていない方針を訴えられても、透明性があるとは思われません。 特に、意見をステークホルダーに求める部分が目立ちますが、そのステークホルダーの具体的な選定プロセスについての詳細な記述は見当たりません。今までのような偏った人選だと、公平な意見は期待できません。少なくとも選考基準を公表し、国民に一種の審査的権能を与え、公平性をもたせていただけないでしょうか。 【個人】	
意見（146）	考え方（146）
○生成 AI の利用や学習データの公開等、生成 AI 自体を規制すべき。 ○EU の AI-Act を規範とした AI に対する法整備をすべき。 【個人（類似の意見を要約）】	本検討会では、偽・誤情報の流通・拡散を抑止するための措置の観点から、AI生成物に対するラベル付与等に関する対応の在り方について議論を行い、本取りまとめ（案）はその方向性についての考え方を示したものであり、生成AI一般について検討を行ったものではありません。
意見（147）	考え方（147）
○利用者に対して AI 利用に係る普及啓発を行うべき。 【個人（類似の意見を要約）】	総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。